地方公共団体、諸外国等における 情報提供施策等に関する調査研究

報告書

平成 23 年 3 月

財団法人 行政管理研究センター

目 次

第1	章 調査研究の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	調査研究の目的	
2	2 調査研究体制	
3	3 調査対象と調査手法	
4	調査研究内容	
第2	2章 地方公共団体における情報公開条例等に基づく情報提供施策 ・・・・・・	7
1	調査対象と調査内容・調査手法	
2	2. 情報提供施策	
3	3 複数回開示した文書に関する情報提供	
4	情報開示請求に依らない「簡易な手続」による情報提供	
5	5 ヒアリング概要	
6	5 小括	
第3	3章 諸外国における情報公開法等に基づく情報提供施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
1	調査対象と調査内容	
2	2 情報提供施策	
3	3 複数回開示決定があった文書の情報提供	
4	簡易な情報開示制度	
5	5 小括	
第4	章 公益企業等における情報提供施策 ・・・・・・・・・・・・ A	45
1	調査対象と調査内容	
2	2 企業の社会的責任と情報提供	
3	3 小括	
第5	5章 情報公開法に基づく情報提供施策の充実に向けて ・・・・・・・・・・・・・・・	57

3	}	情報提供方法に関して	
4		情報公開法に基づく情報提供施策に関する法体系について	
5)	結びに	
【資	料	F]	
1	書	音面調査総括表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
(1)	地方公共団体	
(2	2)	諸外国	
(3	3)	公益企業等	
2	地	2方公共団体における情報提供施策に関する例規(抄) ・・・・・・・・・	107
3	地	2方公共団体における情報提供条例等に基づく情報提供内容 ・・・・・・・	148
4	公	会益企業等の CSR 報告書の章立て ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	162
5	書	一面調査票 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	168
(1)	地方公共団体	
(2	2)	諸外国	
(3	()	公益企業等	

1 情報提供施策の充実に関する既往の決定等

2 情報提供内容に関して

第1章 調査研究の概要

1 調査研究の目的

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下、「情報公開法」という。)第 25 条では、「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と規定しており、本法の目的である「政府の有する諸活動を国民に説明する責務」を全うするためには、開示請求権制度による行政文書の開示にとどまらず、政府が自発的にその保有する情報の提供を行っていく制度についても充実させる必要があり、開示請求権制度と情報提供制度が相互に補完し合いながら、総合的な情報の公開の推進を図るべきことを明確にしている。

また、行政刷新担当大臣を座長とする「行政透明化検討チーム」は、2010年4月から、国の情報公開制度の見直しを検討し、同年8月24日に出された、その取りまとめ結果においても、情報提供施策の充実が次のように指摘されている。

第6 情報の提供に関する改正(行政機関情報公開法第25条、独立行政法人等情報公開法第22条関係)

開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、以下のとおり行政機関の長・独立行政法人等による情報提供制度を改正する。

- (1) 行政機関情報公開法において、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等を、情報提供の対象とする。
- (2) 複数回開示請求がなされ、これに対する開示決定がなされたものは、情報提供の対象とする。
- (3) 開示請求に対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示などの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。

開示請求による場合に比して、国民がより簡易に行政機関等の保有する情報に接触できる方法である情報提供制度を改正し、行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等、及び複数回開示請求がなされ、これに

対する開示決定がなされた文書を情報提供の対象とする。行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等については、その項目を法定し、内容の詳細は、適時的な改善を可能とするべく、政令事項とする。

また、開示請求者の利便性の向上及び行政コスト削減の観点から、開示請求に 対する「開示の実施」の方法の一つとして、ホームページ上の該当情報の教示な どの簡易な方法を、請求者が選択できることとする。(「行政透明化検討チームと りまとめ」1)

情報提供施策について、地方公共団体においては、情報公開条例等において、また、諸 外国では情報公開法等において規定されており、こうした情報公開施策の中には先進的な 事例があると考えられる。

本調査研究は、地方公共団体、諸外国等における情報提供施策に関する調査を行い、先進的な事例を把握することにより、今後の情報公開制度の見直しに際し、国の情報提供施策に反映させるために実施したものである。

2 調査研究体制

本調査研究は、総務省行政管理局から委託を受けた、財団法人 行政管理研究センターが 実施した。

調査研究を受託した行政管理研究センターは、同センターの行政研究所内に、同センター研究員7名から成る研究会を組織し、調査研究を行った。実施にあたっては、適宜、情報公開制度に精通する有識者にアドバイスを求め、調査に反映した。また、総務省行政管理局と同センターは、調査研究の進行に合わせ、複数回の検討会を開催したほか、書面調査の終了後、集計・分析を行い、ヒアリング調査の前に、中間報告会を開催した。

3 調査対象と調査手法

(1) 地方公共団体

調査対象とする地方公共団体は、当局と協議の上、情報提供施策において先進的な取り組みをしている 20 団体を選定した。選定基準として、①情報提供施策に関して、情報公開条例等に情報提供内容等の詳細な規定がある、若しくは情報提供施策に関する要綱等を制定していること、②複数回開示請求があった文書等に関する情報提供施策を実施していることのいずれか一方を満たすことを要件とした。また、国の行政機関における情報提供施策への適用可能性を考慮し、調査対象に占める人口規模の大きな地方公共団体の割合を大きくし、人口規模の小さな地方公共団体は、特に先進的な取り組みを実施している団体を選定した。その結果、都道府県を 12 団体、政令指定都市を2団体、中核市を3団体、一般市を2団体、町を1団体選定した。調査対象地方公共団体は、次のとおりである。

都道府県(12団体) 岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、

三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県

政令指定都市(2団体) 札幌市、福岡市

中核市(3団体) 函館市、いわき市、船橋市

一般市(2団体) 多摩市、春日市

町 (1団体) ニセコ町

調査方法は、文献調査やインターネット・ホームページの調査を実施し、調査対象候補を選定した。さらに、調査対象候補とした地方公共団体のインターネット・ホームページを調査した上で、当局と協議を実施し、調査対象を選定、上記の 20 団体に対して、書面調査とヒアリング調査を実施した。調査対象の 20 団体には、書面調査票を郵送し、記入の上、返送して頂いた。回収率は 100%であった。

さらに、書面調査の結果を集計分析の上、当局とも協議を行い、次の4団体に赴き、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査を実施したのは、東京都、神奈川県、大阪府、多摩市の4団体である。(多摩市は、東北地方太平洋沖地震の影響で、実地によるヒアリング調査は実施せず、ヒアリング事項に対して事前に書面による回答を得ていたもので代えた。) ヒアリング調査は、情報公開制度担当課等の担当者に対して実施した。

(2) 諸外国

諸外国については、関連する他の調査研究との連携ないし比較という観点から、外国制度調査において調査対象とすることの多い、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを調査対象国とした。以上の4カ国に加えて、以下のような観点から4カ国を選定した。議会主権を前提とするウェストミンスター型の諸国では、行政情報の提供方法について特殊性が見られると考えられるため、ウェストミンスター型の諸国のうち、情報公開法に情報提供に関する規定があることが確認されているアイルランドとオーストラリアを対象に加えた。情報提供施策という点では北欧諸国が進んでおり、北欧諸国の情報公開施策の推進がEUに影響を与えていると考えられているため、北欧諸国のうち、ノルウェーを対象に加えた。アジア諸国についても、国連の電子政府推進ランキング等各種の情報公開・情報提供に係るランキングで上位に位置している韓国を対象に加えた。

その結果、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、アイルランド、ノルウェー、オーストラリア、韓国の8カ国を調査対象国とした。調査対象国には書面調査票を郵送し、別途、電子メールでも書面調査票を送付した。書面調査に対する回答はアイルランドとノルウェーの2カ国から得られ、オーストラリアからは情報公開法の改正についての情報提供を受けた。

(3) 公益企業等

公益企業等については、次の方法で調査対象を選定した。法律で義務付けられている事項(財務情報等)や自社(製品)の直接の宣伝以外についての情報提供について調査を実施するため、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: CSR、以下「CSR」という。)による情報提供に着目した。

日本財団が提供する公益事業のコミュニティサイトである「CANPAN(カンパン) CSR プラス」における「2009 年度 CSR 報告書 情報開示度調査」等の各種 CSR 推進度ランキングにおいて上位に位置する企業から、2009 年の「第3回 CSR 大賞」グランプリを受賞した大阪ガス株式会社を調査対象とした。「CSR 大賞」は公益企業だけでなく一般の民間企業も含めたなかでの受賞であり、同社は2008年の「CANPAN第2回 CSR 大賞」では情報開示部門金賞を得ている。

次に、近年、情報公開を積極的に進めてきた企業として西日本旅客鉄道株式会社(JR 西日本)を調査対象とした。2005年4月25日に起きた福知山線事故を機に、同社は、企業理念の全面的見直し・コーポレートガバナンスの強化等を行い、CSR活動の強化を図っ

ている。JR 他社や、民営鉄道会社と比較して、同社では、鉄道運行に際してのインシデントやトラブル情報をホームページで積極的に公開している等の取り組みが見られる。

さらに、公益事業や公共交通機関以外の企業の取り組みとしては、CSR 活動を積極的に 行ってきた企業として、パナソニック株式会社を調査対象とした。

文献調査を事前に実施した上で、調査対象企業のインターネット・ホームページや、CSR 報告書を調査するとともに、調査対象企業には、書面調査票を送付した。大阪ガスとパナソニックから回答を得たが、JR 西日本からは回答は得られなかった。

4 調査研究内容

本調査研究は、今後の情報公開制度の見直しに際し、国の情報提供施策に反映させるため、地方公共団体、諸外国等における情報提供施策に関する調査を行い、先進的な事例を把握した。把握したのは、地方公共団体と諸外国における、(1)情報提供施策全般に関する、情報提供施策の実施根拠や情報提供内容、情報提供方法等、(2)複数回開示した文書に関する情報提供に関する実施根拠や情報内容、情報提供方法等、(3)簡易な情報開示制度である。また、公益企業等に関しては、CSRの一環として情報提供している情報提供内容や、提供する情報の選定基準、情報提供方法を調査した。地方公共団体と諸外国に関する調査内容の詳細は、次の通り。

(1) 情報提供施策

地方公共団体における情報提供施策に関しては、①情報提供施策の根拠規定、②制度導入の経緯・理由、③情報提供内容・情報提供方法の現状、④情報提供内容の検討・決定プロセス、⑤情報提供方法の検討・決定プロセス、⑥情報提供の効果の把握方法、⑦国から国民に情報提供してほしい情報提供内容・方法についての要望を調査した。

諸外国に関しては、①情報提供施策の根拠規定、②制度導入の経緯・理由、③情報提供 内容・情報提供方法の現状、④情報提供内容の検討・決定プロセス、⑤情報提供方法の検 討・決定プロセス、⑥情報提供の効果の把握方法について調査した。

(2) 複数回開示した文書に関する情報提供

地方公共団体における、情報公開制度に基づき複数回開示した文書に係る情報提供に関しては、①情報提供施策の実施根拠、②制度導入の経緯・理由、③提供すべき文書の選定 基準、④提供方法、⑤情報提供の効果について調査した。

諸外国についても、地方公共団体と同様に、①情報提供施策の実施根拠、②制度導入の 経緯・理由、③提供すべき文書の選定基準、④提供方法、⑤情報提供の効果について調査 した。

(3) 簡易な情報開示制度

簡易な情報開示制度については、地方公共団体を対象に、正規の情報開示制度との相違 や制度導入の意図、実際の運用状況について、書面とヒアリングにて調査を実施した。

¹ 「行政透明化検討チームとりまとめ」行政刷新会議ホームページ (http://www.cao.go.jp/sasshin/shokuin/joho-kokai/pdf/fin/fin_docu_04-01.pdf)

第2章 地方公共団体における情報公開条例等に基づく情報提供施策

1 調査対象と調査内容・調査手法

第2章「地方公共団体における情報公開条例等に基づく情報提供施策」において、調査対象とした地方公共団体は、文献調査やホームページの調査等の事前調査において、情報公開条例に情報提供に関する条項を盛り込んでいる団体や、情報提供に関する要綱を制定する等、先進的な情報提供施策を実施していると判明した20団体である。20団体の内訳は、都道府県が、岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県の12都府県、政令指定都市が、札幌市と福岡市の2市、中核市が、函館市(北海道)、いわき市(福島県)、船橋市(千葉県)の3市、一般市が、多摩市(東京都)と春日市(福岡県)の2市、町が、ニセコ町(北海道)の1町で、合計20団体である。書面調査は、20団体を対象とし、全ての団体から回答を得た。書面調査を集計、分析後、東京都、神奈川県、大阪府、多摩市の4団体を対象に、ヒアリング調査を実施した。(多摩市については、東北地方太平洋沖地震の影響で、実地によるヒアリング調査は実施しなかった。しかし、ヒアリング事項に対しては、多摩市から事前に書面による回答を得ていた。)

調査内容は、地方公共団体における、情報公開条例等、情報公開制度に基づく、(1)情報提供施策全般に関する、情報提供施策の実施根拠や情報提供内容、情報提供方法等、(2)複数回開示した文書に関する情報提供に関する実施根拠や情報内容、情報提供方法等、(3)簡易な情報開示制度である。

情報提供施策全般に関しての詳細な調査内容は、①情報提供施策の根拠規定、②制度導入の経緯・理由、③情報提供内容・情報提供方法の現状、④情報提供内容の検討・決定プロセス、⑤情報提供方法の検討・決定プロセス、⑥情報提供の効果の把握方法、⑦国から国民に情報提供してほしい情報提供内容・方法についての要望の7項目である。情報公開制度に基づき複数回開示した文書に係る情報提供に関する詳細な調査内容は、①複数回開示決定した文書に係る情報提供施策の実施根拠、②制度導入の経緯・理由、③提供すべき文書の選定基準、④提供方法、⑤情報提供の効果について調査の5項目である。簡易な情報開示制度については、正規の情報開示制度との相違や制度導入の意図、実際の運用状況

等について、調査を実施した。

調査方法としては、書面調査とヒアリング調査を採用した。書面調査では、情報提供施 策全般や複数回開示した文書に関する情報提供、簡易な情報開示制度の調査内容全般の調 査を行った。(調査対象の地方公共団体に送付した書面調査票は、本報告書の資料編に収録 している。)

ヒアリング調査は、書面調査にて、詳細な情報提供に関する要綱等を制定していることや複数回開示決定した文書の情報提供に関する制度を制定していること等が判明した東京都、神奈川県、大阪府、多摩市の4団体に対して実施した。ヒアリング調査では、情報提供内容や情報提供方法を選定した経緯や選定基準、実際に情報提供する際の事務プロセス、複数回開示決定した文書の情報提供に関する事務の実際等について、聞き取り調査を実施した。

2 情報提供施策

(1)情報提供施策の根拠規定の体系

根拠規定は、情報公開条例等の条例、情報公開条例等に基づく要綱等、条例・要綱等以外の根拠規定の3区分に分類した。条例に関しては、調査対象である20団体の全ての地方公共団体において、情報公開条例に情報提供に関する規定があった。情報公開条例に基づく情報提供に関する要綱等を制定しているのは17団体だった。また、条例・要綱以外の根拠規定を有するのは、9団体であった。

調査対象とした地方公共団体においては、情報公開条例では情報提供の推進に関する包括的な規定を設け、実際の情報提供内容等、詳細については要綱等を制定し、規定していた。情報公開条例において、情報提供内容まで規定しているのは東京都だけだった。

(2) 情報提供内容の現状

多くの地方公共団体において情報提供していたのは、施政方針・基本計画に関する情報では、「長期計画や基本構想、その他重要な基本計画」(13団体)や「長期計画、基本計画を保管する主な個別計画・指針」(12団体)であった。また、ほとんどの団体において、「組織図や機構図」(13団体)、「職員の定数に関する情報」(12団体)、「職員の給与に

関する情報」(13団体)で提供していた。予算に関する情報を公開していたのは、約半数の団体で、「予算見積書」(7団体)、「部局別予算要求状況」(7団体)、「予算要求、査定等、予算過程の情報」(6団体)となっている。

政策評価・事務事業評価結果・主要事業の進行状況では、「政策評価・事務事業評価結果」 (12団体) は多くの団体が提供していたが、「個別事務事業の評価書」(8団体)や「需要事業の進行状況」(7団体)は、提供しているのは半数強だった。その他の項目としては、大阪府では「部局長マニフェスト」を、鳥取県では「政策戦略会議会議録」を提供していた。重要会議・審議会などの報告書、議事録、提出資料は、多くの団体において提供しており、「重要会議・審議会等の報告書」(10団体)、「重要会議・審議会等の競事録」(11 団体)、「重要会議・審議会等への提出資料」(10団体)となっている。

試験の実施、行事に関する情報では、ほとんどの団体において情報を提供しており、「地方公共団体が実施する試験等に関する情報」(13団体)、「地方公共団体が主催する行事に関する情報」(12団体)となっている。外郭団体の事業概要や財務状況では、「外郭団体の事業概要」(10団体)、「外郭団体の助務諸表等」(10団体)、「外郭団体への地方公共団体職員の再就職の状況」(9団体)となっている。

その他、特徴的な情報提供内容としては、住民ニーズが高いと想定される「所管法人や団体、許認可を受けたもの等の名簿情報」(7団体)、「職員採用試験や学校入学試験等の試験問題等」(6団体)と約半数の団体が情報提供していた。「交際費や食糧費等」(8団体)や「退職者の再就職状況」(8団体)は約半数の団体が情報提供しているが、「職員団体との交渉過程・交渉結果」(3団体)を公表しているのは少数に留まった。

ヒアリング調査を実施した東京都では、交際費支出関係文書について、交際費支出のさらなる透明性向上と、都民の都政に対する理解と信頼を深めることを目的とし、知事部局の各局等が所管する交際費を、原則月1回、都のホームページで情報提供している。

神奈川県においては、情報提供制度に基づき、行政文書の交付を行ったものとして次のような文書があった。毎回、情報公開請求があれば全部公開で対応していた行政文書は、 土木工事や建築工事等の設計書、試験問題・解答、各種法人の一覧表、非公開情報の含まれていない起案文書等があった。反対に、閲覧の規定があるが、写しの交付の規定がないため、情報公開請求で対応していた行政文書としては、医療法人の決算書、道路位置図等があった。

大阪府では、世間でも注目されていた情報であった知事メール(知事から各部局長に指

示した電子メール)を情報提供している。他都道府県においては、知事が発信した電子メールについて、定期的に情報公開した事例はなかったが、府政情報室、秘書課において情報提供を決定した。

(3) 公表義務情報と任意提供情報

東京都、岩手県においては、公表が義務付けられている情報(以下「公表義務情報」)と、 任意に提供すべき情報(以下「任意提供情報」)を分けて、それぞれ規定している。

東京都では、東京都情報公開条例において、都の長期計画や審議会などの報告書、議事録などの公表を義務付けている。また、都議会定例会での知事発言などの都の施政方針や都の組織や都の職員の定数、給与に関する情報などは、任意であるが情報提供をしている。なお、東京都は、条例で義務付けられている情報の公表を「情報公表制度」、条例では義務付けられていない情報の提供を「情報提供制度」として整理している(東京都の整理の経緯についてはP18参照)。

同様に岩手県では、「情報提供施策の総合的な推進に関する要綱」にて、県の長期計画その他の県の重要な基本計画や、庁議における決定事項等の「県民に公表するものとする」と規定されている「情報の公表」と、県議会定例会等における知事発言等県の施政方針や県の予算に関するもの等の「提供に努めるものとする」と規定されている「情報の提供」との区分を設けている。

東京都と岩手県では、情報公表制度において公表される公表義務情報と、情報提供制度において提供される任意提供情報の違いについては、共通性が見られる。東京都においては、公表義務情報に、(1)都の長期計画、その他重要な基本計画(一定のものはその中間段階の案も公表)、(2)審議会などの報告書、議事録、提出資料、(3)都の主要事業の進行状況、(4)その他外郭団体の事業概要、財務状況などを規定しており、任意提供情報には、(1)都議会定例会での知事発言など、都の施政方針、(2)都の組織や都の職員の定数、給与に関する情報、(3)地域開発や重要な施設整備に関する情報、(4)環境、保健衛生、防災など、都民生活の安全と密接な関係がある情報、(5)都が行う試験、行事に関する情報(6)その他各局の事業情報など都政全般に関する情報を規定している。岩手県においては、公表義務情報に、(1)県の長期計画その他の県の重要な基本計画及びこれらに係る中間段階の案、(2)庁議における決定事項、(3)審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録、(4)県の重点事業及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録、(4)県の重点事業及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録、(4)県の重点事業及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録、(4)県の重点事業及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録、(4)

の進捗状況、(5) その他知事が特に必要と認める事項を規定しており、任意提供情報には、(1) 第3の規定に基づき公表した事項に関し、さらに周知が必要なもの、(2) 県議会定例会等における知事発言等県の施政方針、(3) 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係があるもの、(4) 県の予算に関するもの、(5) 県の組織並びに県の職員の定数及び給与に関するもの、(6) 地域開発及び重要な施設整備に関するもの、(7) 県民の意識、生活実態等に関する調査結果に関するもの、(8) 県の保有する研究及び技術(特許権等に係るものを除く。) 並びに統計に関する資料、(9) 県が行う試験、行事に関する事項が規定されている。

共通点では、「長期計画、その他重要な基本計画」や「審議会などの報告書、議事録、提 出資料」、「主要事業の進行状況」が公共義務情報に、「施政方針」や「組織並びに職員の定 数及び給与」、「環境、保健衛生、防災など、住民の生活の安全と密接な関係がある情報」、 「試験、行事に関する情報」が任意提供情報になっている。

相違点としては、東京都の公表義務情報に「外郭団体の事業概要、財務状況」があるが、 岩手県にはない一方、岩手県の公表義務情報に「庁議における決定事項」があるが、東京 都にはない点が挙げられる。また、岩手県の任意提供情報に、「県の予算に関するもの」と 「県民の意識、生活実態等に関する調査結果に関するもの」、「県の保有する研究及び技 術(特許権等に係るものを除く。)並びに統計に関する資料」があるが、東京都にはない点 が挙げられる。

その他、群馬県、宮崎県、多摩市では、要綱等で情報提供を、義務化された「情報の公表」と任意の「情報の提供」とに、徳島県では、「公表義務情報」と「公表推進情報」とに 区分している。

(4)情報提供内容の選択指針

情報提供内容の選択指針では、「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定」が14 団体、「情報提供内容の選択は主管課に委任」が12団体と分かれている。このうち、7団体は、両項目を選択しており、これら7団体は要綱等を制定した上で、実際に情報提供する内容は主管課に委任している実態が読み取れる。

ヒアリング調査を実施した地方公共団体においては、情報提供内容の選定指針の策定時における選択の基準や指針等は判明しなかった。現在の担当者が情報提供している内容を 分析すると、情報提供施策を制度化した際には、次の二つの考えがあったものと思われる。 一つは、従前から任意に情報提供していた行政情報を、情報提供施策の制度化時に整理し、 項目化したことが考えられる。もう一つは、当時、住民ニーズが高い情報、住民にとって 必要性が高い情報と行政側が考えていた行政情報を、制度化時に列挙したことが考えられ る。

ヒアリングを実施した地方公共団体では、事務の現場において、情報提供する情報についての選択権限は条例や要綱上、主管課にある。個別の情報を提供する、しないの選択は、住民にとっての情報の必要性や重要性を判断基準として主管課が判断している。

(5)情報提供方法

ほとんどの地方公共団体において、情報提供方法として採用しているのは「情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置・提供情報の配架」(19団体)と「インターネット・ホームページでの公表」(19団体)だった。情報提供窓口での提供やインターネットを使った情報提供を規定していなかったのはニセコ町だけで、同町では「広報誌・広報誌等への掲載」(15団体)で情報提供を行っている。「報道発表」を行っているのは12団体であった。

(6)情報提供方法の選択指針

「情報提供方法に関する要綱等を制定」しているのは12団体で、「情報提供方法の選択は主管課に委任」しているのは10団体であった。このうち、4団体は要綱等を制定した上で、実際の提供方法の選択は主管課に委任していた。

(7) インターネット・ホームページの更新

情報公開制度による情報提供に関するインターネット・ホームページの更新作業を18 団体では「各部局が担当」しており、このうち16団体は、外部委託せず各部局自身が更 新作業を実施していると回答している。情報公開部局がホームページの更新作業を行って いるのは8団体で、このうち7団体は「各部局が担当」にも回答しており、情報公開担当 部局と各部局が分担してインターネット・ホームページを更新していることが分かった。 情報公開部局のみが更新作業をすると回答した春日市では、インターネット・ホームページ ジ更新作業を外部委託していると回答した。また、東京都では、総合ホームページは広報 担当部局が担当し、各局ホームページは各局において更新しているが、一部事務を外部委 託しているところもあると回答している。

(8) インターネット・セキュリティの確保

多くの地方公共団体がインターネット・セキュリティの確保ために「コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) 1の導入」(14団体)を回答しており、「外部委託に際してプライバシーマーク2等の資格要件の付与」(1団体)や「ホスティング・サービス3やクラウド・サービス4の利用」(1団体)は少数に留まった。

(9) 情報公開窓口(情報公開コーナー等)の設置

情報公開コーナー等、提供情報を閲覧が可能な情報公開窓口等を設置しているのは、ニセコ町を除く19団体で、この内18団体が「直営」で情報公開窓口を運営している。その多くが「常勤職員のみ配置」で運営しており、「非常勤職員のみ配置」は4団体、「常勤職員及び非常勤職員を配置」しているのは4団体だった。「外部委託」していると回答したのは3団体だったが、このうち2団体は一部業務のみを外部委託している。

(10)情報提供効果の把握

情報公開窓口の利用者数やインターネット・ホームページのアクセス記録等の情報提供の効果を把握の有無に関しては、「把握している」のが7団体、「把握していない」のが13団体だった。把握していない理由として、11団体が挙げたのは「効果把握が困難だから」で、「閲覧者等のプライバシーに触れるから」を理由としたのは1団体であった。

「閲覧記録・閲覧請求分書等の蓄積・分析」を行っているのは4団体、「インターネット・アクセス記録の蓄積・分析」を実施しているのは3団体、「広報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施」は1団体だった。閲覧利用件数やコピー枚数等を把握しているのが1団体、情報提供窓口の利用人数を把握しているのが1団体あった。

「情報提供範囲の見直しに活用」、「情報提供方法の見直しに活用」と回答した大阪府では、府政情報センターの閲覧カードの要望・希望欄に記載された利用者の要望を取りまとめて、定期的に担当課へ送付している。利用者の要望を受けて情報提供を具体例として、建築事業者許可業者名簿は紙ベースで情報提供していたが、閲覧者からの要望を受け、2009年5月からホームページ5に掲載した事例がある。

(11) 情報提供の件数と提供された情報へのアクセス

情報提供を実施した件数は、文書調査では6団体が回答した。このうち、情報公開コーナー等での開架文書数を回答した団体があり、情報公開条例に基づき情報提供している総文書数を把握している団体は少数だった。件数が最大だったのは大分県の141,560文書、最小だったのは函館市の約90文書だった。

また、提供された情報の利用件数、アクセス件数も、把握しているのは、総文書数を把握しているのと同一の6団体であった。利用件数、アクセス件数が最大だったのは宮崎県の9,172件、最小は函館市の204件であった。

情報公開条例に基づき地方公共団体は、情報公開制度の実施状況を公表しているが、この大阪府は、「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき、平成21年度に614件の情報を提供した。内訳は、「府政に関する基礎情報」が274件、「政策形成過程情報」が197件、「その他」が123件である。府政情報センターの平成21年度の利用件数は15,306件で、内訳は職員が応対しての情報他提供が4,652件、開架資料の閲覧が4,325件、府政刊行物の販売部数が6,312部、行政文書等複写申出件数が337件、ホームページの閲覧が82件だった。平成20年度と比較すると、提供情報の件数は58件増加しているが、利用数は8,016件減少している。

東京都では、平成21年度に公表義務情報を521件、任意提供情報を5,884件提供した。

(12) 把握した情報提供効果の活用状況

情報提供の効果として把握した各種データを「情報提供範囲の見直しに活用」しているのが5団体、「情報提供方法の見直しに活用」しているのが4団体、「情報提供制度の見直しに活用」しているのが1団体だった。一方、「効果は把握しているが、特段活用していない」のが1団体だった。

(13) ニーズの高い情報の提供方向の工夫

住民ニーズが高い情報に関して、提供方法の工夫として「情報開示制度から情報提供への移行」を実施しているのが9団体、「情報提供窓口(情報公開コーナー等)での閲覧」も9団体、「インターネットへの掲載」が7団体、広報誌・広報紙等への掲載は5団体だった。

県政テレビの放映やテレビ・ラジオのスポット広告を打つと回答したのが1団体あった。 ニーズが高い情報の提供に関する予算措置は、「なし」と回答したのが9団体で、「あり」 と回答したのが1団体で、広告委託料や広報誌の発行のための予算が措置されている。

3 複数回開示した文書に関する情報提供

(1) 根拠規定の体系

情報公開条例に基づき複数回開示した文書に関わる情報提供に関し、「条例」に根拠規定があると回答したのは5団体、「要綱」に規定があると回答したのは8団体、「条例、要綱以外」に根拠規定があると回答したのは4団体であった。

(2)制度導入の経緯・理由

情報公開条例に基づき複数回開示した文書に関わる情報提供の制度を導入した理由については、「首長のリーダーシップによって」(7団体)と「審議会等、第三者機関の意向を受けて」(7団体)が多く、「大量請求事例への対応」と回答した団体はなかった。

(3) 提供すべき文書の選定基準

情報公開条例に基づき複数回開示した文書の提供に関する選定基準として、根拠規程の体裁が、「義務的規定」と回答したのは3団体、「裁量的規定」と回答したのが13団体だった。「その他」と回答した2団体は、全部開示文書を全て提供する団体と、開示決定した文書につき、期限を区切って全て提供している団体で、この2団体を合わせると、5団体が義務的な規定となっている。さらに、義務的規定となっている3団体は、全て「開示決定した文書は全て公開」と回答している。

裁量的規定となっている13団体のうち、「案件ごとに判断」するのが9団体で最も多く、 次いで「部局ごとに判断」するのが2団体となっている。

複数の者から同じ行政文書について公開請求があり、今後も他の者からの請求が予想される行政文書を、公開決定情報として情報提供している神奈川県では、前年度59件の請求があった「古物市場一覧表」をホームページで、3件の請求があった「教育委員会会議資料」を配架で情報提供している。

開示決定した文書は全て情報提供している大阪府では、ホームページへの掲載について、 基本的には担当課の判断に任せているが、府政情報センターに配架については、要綱に則 り担当課で判断している。その他の場合は、複写申出で対応している。具体例として、全 国学力状況調査結果については、複数から請求があったため、1回目の開示決定後は情報 提供扱いとして、閲覧窓口で請求者の求めに応じて直ちに複写を提供している。

(4)提供の範囲

情報公開条例に基づき複数回開示した文書の提供範囲に関して、「全部開示文書のみ提供」と回答したのが9団体で、「一部開示文書も提供」と回答したのは6団体だった。一部開示文書を提供する場合に、不開示情報の取り扱いについて、「墨塗り等で対応」するのが6団体、「不開示情報等が含まれない形式に編集して提供」するのも6団体だった。このうち、3団体は「墨塗り等で対応」と「不開示情報等が含まれない形式に編集して提供」の両方に回答している。

「不開示情報等が含まれない形式に編集」して情報提供している事例として、東京都では、交際費執行状況や知事・局長の海外出張報告をホームページ6で情報提供している。

多摩市においては、審議会の議事録等で、発言委員の氏名を不開示とする必要がある場合、「○○委員」となっている表記を「委員」と編集して、情報提供している。

(5) 複数回開示請求があった文書の提供方法

情報公開条例に基づき複数回開示した文書の提供方法に関して、最も多かったのは「情報提供(情報公開コーナー等)窓口での閲覧」(12団体)で、次いで「各部局窓口での閲覧」(8団体)だった。「インターネット」で提供しているのは4団体だった。

情報提供では、19団体が情報公開窓口等とインターネットの両方で提供を実施していたが、複数回開示請求があった文書の提供では4団体のみがインターネットでの提供を実施しており、窓口での情報提供が主流であることに相違が見られた。

その他、「広報誌・広報紙等への掲載」と「県政・市政等総合窓口」、「行政資料室」での 提供がそれぞれ1団体あった。

(6) 複数回開示請求があった文書の提供の効果

利用件数やアクセス数等、複数回開示請求があった文書の提供の「効果を把握している」

のは2団体で、「把握していない」のは14団体だった。効果を把握していない理由として「効果把握が困難だから」が13団体、「効果把握の必要性を感じないから」と「閲覧者等のプライバシーに触れるから」がそれぞれ1団体だった。

効果を把握している2団体が実施しているのは、「閲覧記録・閲覧請求分書等の蓄積・分析」であった。効果を把握している2団体では、「情報提供内容の見直し」に活用しているのが2団体、「情報提供方法の見直しに活用」しているのと「情報提供制度の見直しに活用」しているのが、それぞれ1団体であった。

(7) 複数回開示請求があった文書の情報提供制度創設時における大量請求問題への直面

複数回開示請求があった文書の情報提供制度創設時に「大量請求問題に直面していた」 と回答したのは8団体、「他地方公共団体等の事例を問題だと認識していたが、当該地方公 共団体としては大量請求問題に直面していなかった」のが5団体、「大量請求問題に直面していなかった」のは3団体であった。直面していたのが8団体、直面していなかったのが8団体と拮抗している。

情報提供制度と大量請求問題との関係について、「大量請求問題と情報提供制度は関係ない」と回答したのが13団体で、「大量請求問題は主目的ではないが、情報提供制度導入の目的の一つ」と回答したのは3団体だった。

(8) 情報提供に移行した情報への利用件数・アクセス件数

情報提供に移行して「利用件数・アクセス件数が増えた」と回答したのは2団体、「利用件数・アクセス件数は変わらず」と回答したのは3団体で、全体的には、情報提供制度に移行することによって、利用は横ばい、若しくは増える傾向にあることが読み取れる。一方、「当該情報への開示請求は減少している」、「情報公開請求は減少している」と回答した団体もあり、情報提供に移行した場合、当該情報への開示請求が減少し、開示事務の簡素化に寄与していることも読み取れる。

4 情報開示請求に依らない「簡易な手続」による情報提供

情報開示請求制度ではなく、「簡易な手続き」による情報提供制度の有無に関して、「な

し」と回答したのは12団体、「あり」と回答したのは7団体であった。「簡易に手続き」 と正規の開示請求制度との違いについては、開示請求書の記入が必要ない制度と、開示決 定通知を文書ではなく口頭で可能にする制度があった。

5 ヒアリング概要

本調査研究では、書面調査を集計、分析した後、書面調査では必ずしも明らかにならなかった、情報提供内容の選択基準や、情報提供内容を決定するプロセス、実際に情報提供する事務のプロセス、個々の地方公共団体において特徴ある情報提供内容等について、ヒアリング調査を実施した。調査対象は東京都、神奈川県、大阪府、多摩市の4団体である。

ヒアリングは、情報公開制度担当課の担当者に対して行った。以下のヒアリング概要は、 ヒアリング事項を当方が書き起こしたものである。(多摩市はヒアリング項目に対して事前 に書面で回答いただいていたものを掲載している。)

(1) 東京都

東京都は、「情報提供施策の見直しに際して先進自治体として参考にした」と岩手県が書面調査において回答したほか、義務的な公表と任意の提供を分ける等、情報提供施策が充実している。また、調査対象の地方公共団体では唯一、情報公開条例に情報提供内容に関する詳細な項目を盛り込んでいる。我が国において最大規模の地方公共団体でもあり、国の行政機関における情報提供施策の充実を検討する際に、参考になると考えられる。

ヒアリング項目

ア 情報提供施策の対象とする情報内容を選定した際の検討過程や選定理由について。特に、条例や要綱を制定した際の、公表情報と提供情報の区分に関する基準や考え方について。

1985年(昭和60年)に制定された旧情報公開条例には、情報公表、情報提供に努める旨の包括的な規定が盛り込まれていた。青島幸男知事時代の1996年(平成8年)に、東京都行政改革大綱を制定した際に、「開かれた都政」を目指し、情報公表、情報

提供を推進することが盛り込まれた。1998年(平成10年)7月1日から「東京都情報公開の総合的推進に関する要綱(以下、旧要綱)」を施行し、計画段階における情報の公表を含め、情報公表及び情報提供を推進した。その後、「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」が提言「情報公開制度の新たな展開のために」を出し、その中で、旧要綱の基本部分を条例化することに言及があった。そして、2000年1月1日に現行の東京都情報公開条例が施行されている。

情報公表と情報提供の区分は、旧要綱においても存在していた。情報公表だけでなく、情報提供も制度化したのは、公表を義務付けないことで、より柔軟に対応でき、多くの情報が提供される可能性があることが考慮されたものと思われる。情報公表と情報提供の区分の根拠や基準については、情報の重要性が一つの基準となっているものと考えられるが、具体的な根拠や基準は不明である。当時、既に公表されていたものを整理し、制度化、義務化した側面もあると思われる。

イ 実際に情報提供する際の事務プロセスについて。情報を提供する際の、情報公開課の 関与(取りまとめや集計等)の有無について。

個別の文書を情報公表や情報提供するか否かの判断は、主管課の権限であり、制度が定着したこともあり、現在では情報公開課への協議や相談等はほとんどない。2007年(平成19年)度に設置した「IT・業務改革会議」に向けた事前調査として、開示決定が多い公文書については、多いものから順に主管課からヒアリングを実施した。データベース化によるホームページ上の公表や、都民情報センターにおける閲覧に移行するように働きかけ、その結果NPO法人情報のホームページ掲載や食品営業許可台帳等の都民情報ルームへの配架が行われた。その他、情報提供に移行したことで開示請求が減ったものとしては、知事交際費や知事海外出張に関する文書等がある。

ウ 長期計画や重要な基本計画の中間段階の案を公表することにした経緯について。

計画策定段階の中間的な案等、プロセス情報が条例上公表することとされていることについては、東京都行政改革大綱や「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」の提言を受けたものである。当初は、「中間段階の案を策定しがたいものに

ついても、今後作成に努めるものとする」と各部局に通知したことが分かっているが、 現在では制度が定着している。情報公開課では各部局が四半期ごとに作成する、中間 段階の案を含む公表又は提供した情報の一覧表を全庁分とりまとめ、都民情報ルーム への配架やホームページへの掲載手続きを行っている。

パブリック・コメント制度と似ていることもあるが、中間段階の案に対して寄せられた意見の最終案への反映が義務付けられていないことから、パブリック・コメント制度とは別の制度として認識している。ただ、「東京都における情報公開制度のあり方に関する懇談会」では、委員からパブリック・コメントを補完するものと位置づける意見や、パブリック・コメント制度が法制化される前段階の取り組みとして位置づける意見もあった。

エ 複数回開示請求文書の情報提供に関する選定基準や実際の運用状況について。

「IT・業務改革会議」に向けた事前ヒアリング調査以降、情報公開課では、複数回 開示請求文書の情報公表や提供に関する実際の運用状況についての統一的な把握を行っていない。基本的には、開示請求が多い文書を台帳化することで、開示請求が減少 し、事務の効率化が図られるものと考えている。

都政情報ルームに配架することで、開示請求の対象から外れることになっているので、開示に係る業務を効率化できる。しかし、閲覧用の文書やホームページ作成の事務作業や費用が掛かることもあり、情報提供への移行には制約もある。そのため、開示請求の減少による事務の効率化と、情報提供による事務負担を比較考慮し、開示請求で対応するか、情報提供にするかを原課が判断している。

各種の営業許可等の情報は、台帳を作成、公表することで、営利目的の利用が増えて、台帳に掲載されている者に対して、営業電話等が増え、都民の利便性が低下する恐れがある。同時に、それらの情報は都民一般のニーズとはかけ離れる可能性もあるため、情報提供への移行には考慮しなければならない事情もある。

(2) 神奈川県

神奈川県は、情報提供施策、複数回開示文書の情報提供に関する詳細な要綱を制定しており、情報提供施策はインターネット・ホームページでの情報提供を主に、複数回開示文

書の情報提供は、窓口での情報提供を主にする等、情報提供方法にも先進性が見られる。 2010年に「県民の求めに応じた情報提供に関する要綱」を制定しているため、他団体を含め、情報提供施策に関する最新の情報を得ていた。

ヒアリング項目

ア 昨年に「県民の求めに応じた情報提供制度」を制定したが、情報提供施策の対象とする情報内容を選定した際の検討過程や選定理由について。(誰が、どうやって決めたか)

(情報の公表)

「県政情報の公表に関する要綱」の前の要綱である「県政情報の公表の推進に関する要綱」を定めた平成 17 年度の見直しの際に、公表の対象となる情報内容を決定した。公表する情報の基準としては、県民に対する説明責任と、県政の諸課題に対する県民との問題意識の共有という観点から選定した。当時、所管していた広報県民課が対象とする情報を選定し、庁内に提示、合意を得る、というプロセスを踏んだ。昨年度の条例改正の際において、条例上の公表項目は、平成 21 年 3 月に制定された自治基本条例の内容を踏まえたものとなっている。

(情報の提供)

基本的には、情報開示請求のデータは情報公開課で把握しており、そのデータを元に、全部開示で開示している文書や開示請求が多い文書は、原課に対して情報提供制度への移行を促している。原課としても、請求が多い文書は、事務負担の軽減を考慮し、情報提供制度への移行を検討している。公表もしくは提供する情報に関する判断は、県民のニーズの多寡によることが多いようである。

イ 実際に情報提供する際の事務プロセスについて。情報を提供する際の、情報公開課の 関与(取りまとめや集計等)の有無について。(事務の現場で、誰がどの様に決めてい るのか)

(情報の公表)

県政に関する主要な情報の公表については、要綱作成段階で、提供する情報の内容 まで決定しており、日常的には原課が判断に迷うことはないと思われる。

(情報の提供)

実際に提供する文書の選定は原課に権限があり、提供するか、迷うような案件については、情報公開課に相談するプロセスとなっている。情報の提供に関しては、「『県民の求めに応じた情報提供制度』の事務の手引き」を作成し、それに沿った形で提供の可否を判断し、事務手続を進めている。

ウ 公表情報は県ホームページでの公開を、公開決定情報は窓口での提供を原則とした理由について。

公表情報は、県民参加を促進する観点から、県民に対して、わかりやすい情報の提供を行うことを主眼としており、県民にとってわかりやすい形に情報を加工して公表している。多くの県民の情報を見てもらい、県民参加を促すには、インターネットでの公表が適していると考えられる。情報弱者のために、県庁で配架して閲覧に供している情報もあるが、インターネットでの公表の方が、多くの県民に情報に接してもらえるものと考えている。

また、平成 18 年に、「県政情報の公表・公開」として、インターネットホームページのトップページから直接リンクを張り、県政に関する主要な情報を公表することを始めたが、これは、インターネットホームページで公開している情報が多岐にわたっているため、基礎的な県政に関する情報を絞った上で、整理して公表しているものである。

公開決定情報の提供に関しては、開示請求手続を経ないで情報を提供でき、県民の利便性の向上及び開示手続に関わる事務負担を軽減することが主眼となっているため、開示する情報をそのままの形式で提供している。そのため、インターネットでの提供ではなく、県庁での配架を選択している。また、公開決定情報については、県民ニーズが、どの程度あるのか、把握しにくいこともあり、県民の利便性の向上と事務の効率化の観点から、事務手続が簡便な配架が原則となっている。

エ 「県政情報の公表」、「公開決定情報の提供」、「県民の求めに応じた情報提供」、「情報公開」のデマケーションに関する基本的な考え方について。どのような情報を、どの制度に基づき公開、提供、公表しているのか、その考え方について。

制度としては、「県民の求めに応じるもの」と「県が積極的に公表するもの」、義務的な公表と、任意的な提供に分けている。義務的で、県民の求めに応じるものが「情報公開請求」、義務的ながら県が積極的に行うものが「情報の公表」、任意的だが、県民の求めに応じるものが「県民の求めに応じた情報提供」となっている。(任意的かつ県が積極的に行うものは「広報」として区処されている)

	義務的	任意的	
県民の求めに応じるもの	情報公開請求	県民の求めに応じた情報提供	
県が積極的に行うもの	情報の公表(公開決定情報の	(広報)	
	提供を含む。)・会議の公開		

情報の公表は、基礎的な県政情報に限定した上で、公表を義務付けており、県民参加の促進を促すために、県政の全体像を県民に対して提示するとともに、一覧性の確保を目的としている。県民の求めに応じた情報提供は、開示請求手続の簡素化による県民の利便性や事務の効率化を目的としている。情報公開請求は、県民の権利性を重視している。

オ 複数回の文書は、運用上は、何回請求があれば情報提供しているのか。統一的な基準はあるのか。

(公開決定情報)

公開決定情報は、県民の利便性や事務負担の効率化を考慮し、原課が決定している。 基準としては抽象的なものとなっていて、原課は、公開決定情報の提供による配架の 事務負担と、開示請求手続の事務負担を考慮し、公開決定情報として情報提供を行う か否かを決定している。具体的には、請求回数と、県民ニーズを基準に決定している。

(県民の求めに応じた情報提供)

全部開示文書で請求回数が多いと、県民の求めに応じた情報提供に移行することが多い。

カ 複数回開示請求の文書を情報提供に移行することで、開示請求件数は減少していると 考えられるか。事務負担全体は、どのような状況か。

県民の求めに応じた情報提供制度は、全体して事務負担の軽減につながっていると考えられる。従来、開示請求件数が多かった「工事の設計書」は情報提供で対応することが可能となり、開示請求は減少した。また、開示請求が多かった「建築計画概要書」は、情報公開請求制度の対象から外し、建築基準法に係る県条例に基づき、手数料を徴収した上で写しの交付を行っている。

(3) 大阪府

大阪府は、「情報提供施策の見直しに際して先進自治体として参考にした」と神奈川県が書面調査において回答したほか、情報提供施策、複数回に開示文書の情報提供に関する詳細な要綱を制定している。また、提供情報の年間件数や、公開情報の利用件数を把握している数少ない調査対象の地方公共団体の一つである。さらに、「情報公開に関する都道府県の取組状況調査」を実施しているため、他団体の情報提供施策の状況についての知見を有している。

ヒアリング項目

ア 情報提供する情報内容を選定した際の検討過程や選定理由について。(誰が、どうやって決めたか)

昭和 59 年に西日本で最初に公文書公開等条例を制定するとともに情報提供コーナーとして「エコセンター」を設置し、府民に情報提供を行ってきた。その後、平成 12 年に全部改正した大阪府情報公開条例の施行に伴い、大阪府情報公開推進会議の提言をはじめ広く府民の要望を受け、府政に関する基礎情報、府の政策形成過程情報などの公表項目を体系的に列挙した情報の公表制度の実施に関する要綱を制定し、義務的に公表を行う情報範囲を明確にしてきた。実際の公表内容については、担当課に委ね、後日、担当課から報告することとしている。

府政情報センターの閲覧カードの要望・希望欄に自由記述欄を設けて、利用者の要望を集めている。要望としては、教員採用試験問題や建築業許可業者名簿などのホー

ムページへの掲載を求める意見が多い。ただし、教員採用試験問題のホームページへ の掲載は、著作権の問題もあるため、課題が残る。

政策形成過程の情報は、平成 20 年の橋下徹知事の就任により、情報公開日本一を目指す「究極の情報公開」の取り組みによっている。所属長の段階から、打ち合わせやレク、決裁に関する情報を記録し、公表する。公表する情報は、担当課が決定するが、知事の指示事項や部局長マニフェストに関連する項目のうち、府民の関心が高いものなどが対象。即時に公表して支障がある場合は、支障がなくなった段階で公表する。平成 23 年 4 月から全庁で実施予定。

予算編成過程については、平成20年度本格(当初)予算(平成20年8月)から 公表している。

また、公金支出情報も平成23年4月支出分から公表する(平成23年8月ごろ公表開始予定)。公金支出情報は、財務会計システムと連動し、毎日自動的に公表される。

府民からの意見も、一元的に集約し、データベース化している。関係する情報は、 それぞれの各担当課に提供されるとともに、幹部が共有している。現在、月に 1000 件程度の意見がある。なお、平成 2 3年1月からは、「府民の声の見える化」の本格実 施を行い、府民からの声それに対する府の対応についてより一層府民から見えるよう 取組みを進めている。

イ 実際に情報提供する際の事務プロセスについて。情報を提供する際の、情報公開グループの関与(取りまとめや集計等)の有無について。(事務の現場で、誰がどの様に決めているのか)

公表、提供の決定は、情報の公表制度の実施に関する要領等に則して担当課が行っている。

府政情報センターでの公表については、担当課からは事前に報告(様式)が情報公開グループに送付され、内容を確認し、問題なければ、担当課で決裁が下りた段階で、文書が2部、府政情報センターに送付され、情報公開グループで必要な事項を目録に記録し、配架している。

情報公開請求の開示決定の情報を情報公開グループで把握しているが、情報提供については、担当課に対し実施に向けた一般的啓発に留まり、個別事案(府民から要望が

あった場合を除く)の情報提供への移行等の働きかけは行っていない。具体例としては、 工事の金額入り設計書などの開示請求が多い。知事メールは、開示請求があったもの は全て配架している。

ウ 21年度に「情報の公表制度の実施に関する要領」に基づき公表した資料614件中、399件をホームページに掲載しているが、その選定基準や実際の決定プロセスについて。

情報の公表制度の実施に関する要綱において、府政情報センターに公表した資料等については、可能な範囲でその内容をインターネットにより公表するよう努めものとしており、特に府政に関する基礎情報や政策形成過程情報については、インターネットによる公表を原則としているが最終的には担当課の判断に拠る。傾向としては問い合わせの多いものがホームページに掲載されている。ホームページで公表される情報は拡大する傾向にある。

エ 開示決定した文書は、一部開示文書も含め全て情報提供しているが、事務量は膨大にならないか。インターネットや窓口での閲覧に関して、提供方法の選択基準等はあるのか。

開示決定すると、開示した文書が3年間保存される。同一の文書に開示請求があった場合は、保存してある文書を、コピーして提供している。正式な開示請求手続きを 経る必要はない。

インターネットへの掲載は、基本的には要望が多いものを担当課の判断で掲載している。

情報提供を充実した場合でも、請求者個人の関心は多様であるため、行政文書開示 請求が直接的に減少するとは考えにくく、情報提供の充実と開示請求件数とは関係が 薄いと思われる。

オ 「情報公開に関する都道府県の取組状況調査」の実施理由や、その結果の情報公開制 度の見直しへの活用状況について。 以前、静岡県が実施した同種の調査を下敷きに調査を実施した。調査項目は静岡県の調査を踏襲している。タクシーチケットの使用状況という項目に、岐阜県が公表していると回答したため、さらに調査したところ、岐阜県では公金支出情報を全て公表していることが判明した。その他、長崎県や新潟県でも、公金支出情報を公表していることが判明した。知事のリーダーシップもあり、大阪府でも公金支出情報も公表することにした。

(4) 多摩市

情報提供施策、複数回開示文書の情報提供の双方の制度を有する基礎自治体であり、開示決定した文書を自動的に公表する制度を有する数少ない調査対象の地方公共団体の一つである。

ヒアリング項目に対する事前回答

ア 情報提供する情報内容を選定した際の検討過程や選定理由について。

「多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則」第3条及び第4条により、 各所管課で検討・選定しています。

イ 実際に情報提供する際の事務プロセスについて。情報を提供する際の、文書法制課の 関与(取りまとめや集計等)の有無について。

情報提供については各所管課で行っており、文書法制課では関与しておりません。

ウ 「多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則」第3条による公表する 情報と、第4条による提供する情報の区分に関する考え方。

第3条により公表する情報以外の情報で、できるだけ情報提供に努めるべき特に重要な情報として第4条を規定しています。

エ 文書開示請求があり公開決定した市政情報を、全て公表する制度を導入した意図と効果、課題について。

公開請求に基づき公開した市政情報は、別の者から請求されても公開することになる ので、一度公開した情報は積極的に公表しています。

効果:公開請求しようとする市政情報が公表されていれば、公開請求するが必要がない。

課題:公開した市政情報が膨大な量であった場合、公表する場所での保管等に問題が ある。

6 小括

以上の調査結果から、国の行政機関における情報提供施策への示唆としては、次の3点が挙げられる。

まず、公表義務情報と任意提供情報の区別である。条例で公表が義務化されている「情報公表制度」と、任意に情報を提供する「情報提供制度」とを区別している東京都の制度は、地方公共団体としては最も組織規模が大きい東京都において、原局と情報公開担当部門との関係を考慮した上で、情報公表及び情報提供の範囲を可能な限り広くする一つの方策であろう。国の行政機関における情報提供施策を拡充する際においては、公表を義務付ける共通的な情報提供内容を制定するとともに、各府省の裁量での情報提供が可能になるようガイドラインを定めることで、自発的な情報提供を推進する可能性があると考えられる。

次に、情報提供方法の選択である。地方公共団体においては、19団体がインターネット・ホームページでの情報提供と、情報提供窓口の情報提供を実施していた。インターネット・ホームページでの情報提供と、情報提供窓口での情報提供のどちらを重視するかには、地方公共団体で違いが見られた。多数は、情報提供窓口を主とし、インターネット・ホームページでの提供を従とする制度であったが、昨年、「県政情報の公表に関する要綱」を改訂した神奈川県においては、情報提供はインターネット・ホームページを主とし、情報提供窓口での提供を従としている。ただ、複数回開示請求を受けた文書の提供について

は、情報提供窓口での提供を実施する地方公共団体が多く、インターネット・ホームページでの提供は少数であった。これは神奈川県も同様で、情報提供窓口での提供を主とし、 インターネット・ホームページでの提供を従としていた。

最後に、インターネット・ホームページでの情報提供におけるコンテンツ・マネジメント・システムの導入の重要性である。インターネット・セキュリティの確保策として、14団体が挙げたのが、コンテンツ・マネジメント・システムの導入だった。情報提供施策を拡充した場合、提供する文書ファイルの増加とともに、セキュリティの確保の必要性が高まると予想されるが、それに対応する一つの方策がコンテンツ・マネジメント・システムの導入であることが示唆される。また、国の行政機関において、情報提供施策を充実させた場合でも、全政府機関を網羅する一元的なインターネット・ホームページのシステムの構築は困難と考えられるが、国民の利便性を考慮すれば提供情報の一覧性は確保する必要がある。情報提供施策を充実させる際には、行政機関としての情報セキュリティの確保方策としてだけでなく、国民の利便性、提供情報の一覧性の確保のためにも、安全性が高く、かつ利便性も高いコンテンツ・マネジメント・システムが必要とされよう(「第5章ー3ー(2)文書管理システム(コンテンツ・マネジメント・システムが必要とされよう(「第5章ー3ー(2)文書管理システム(コンテンツ・マネジメント・システム(CMS))の活用」(P64)参照)。

1

¹文書管理システム(コンテンツ・マネジメント・システム)は、組織内の電子ファイルやデータ等の作成や管理、公開、保存を行うシステム。特に、インターネット・ホームページの構築等に使われるものをコンテンツ・マネジメント・システムと呼ぶことが多い。2プライバシーマークとは、個人情報保護の体制を整備している事業者を認定する制度。財団法人日本情報処理開発協会が認定している。

³ ホスティング・サービスとは、インターネットのサーバーを間貸しするサービス。あるいは、ユーザーが所有するサーバーを、通信事業者が所有する設備(データ・センター)内に設置し、インターネット接続等を貸し出すサービス。一つのサーバーを複数のユーザーで共有する場合は、レンタル・サーバーとも呼ばれる。データ・センターは、非常用の電源設備や複数のインターネット接続回線を有する事が多く、専門能力を有する通信事業者がサーバーを管理するので、個々のユーザーがサーバーを管理するよりも、安定的かつ安全にインターネットサービスを提供できる。

⁴ クラウド・サービスとは、クラウドコンピューティングを用いたインターネット・サービス。クラウドとは、雲の意で、インターネットを表す。コンピュータのハードウェアとソフトウェアの設置や管理、ネットワーク回線の維持等は、サービス提供事業者の役割で、ユーザーはサービス提供事業者から、「インターネット・ホームページの提供」や「電算処理」等のサービスを購入する形態となる。ホスティング・サービスよりも、通信事業者側の責任の範囲が大きく、ユーザーの管理負担は少ない。

⁵ 大阪府ホームページ(http://www.pref.osaka.jp/kenshin/kenkyoka/04-2_ichiran.html) ⁶ 東京都ホームページ・

交際費執行状況(http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/KOUSAI/index.htm)、

海外出張報告(http://www.metro.tokyo.jp/GOVERNOR/KAIGAI/index.htm)

第3章 諸外国における情報公開法等に基づく情報提供施策

1 調査対象と調査内容

諸外国については、外国制度調査において調査対象とすることの多い、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスを調査対象国とした。以上の4カ国に加えて、議会主権を前提とするウェストミンスター型の諸国では、行政情報の提供方法について特殊性が見られると考えられるため、情報公開法に情報提供に関する規定があることが確認されているアイルランドとオーストラリアを対象に加えた。また、情報提供施策という点では北欧諸国が進んでおり、北欧諸国の情報公開施策の推進がEUに影響を与えていると考えられているため、北欧諸国のうち、ノルウェーを調査対象に加えた。アジア諸国についても、国連の電子政府推進ランキング等各種の情報公開・情報提供に係るランキングで上位に位置している韓国を対象に加えた。

調査内容は、諸外国における、情報公開法等、情報公開制度に基づく、(1) 情報提供施策全般に関する、情報提供施策の実施根拠や情報提供内容、情報提供方法等、(2) 複数回開示した文書に関する情報提供に関する実施根拠や情報内容、情報提供方法等、(3) 簡易な情報開示制度である。

情報提供施策全般に関しての詳細な調査内容は、①情報提供施策の根拠規定、②制度導入の経緯・理由、③情報提供内容・情報提供方法の現状、④情報提供内容の検討・決定プロセス、⑤情報提供方法の検討・決定プロセス、⑥情報提供の効果の把握方法、⑦国から国民に情報提供して欲しい情報提供内容・方法についての要望の7項目である。情報公開制度に基づき複数回開示した文書に係る情報提供に関する詳細な調査内容は、①複数回開示決定した文書に係る情報提供施策の実施根拠、②制度導入の経緯・理由、③提供すべき文書の選定基準、④提供方法、⑤情報提供の効果について調査の5項目である。簡易な情報開示制度については、正規の情報開示制度との相違を調査した。

調査方法としては、文献調査及びインターネット調査、そして、書面調査を採用した。 書面調査では、情報提供施策全般や複数回開示した文書に関する情報提供、簡易な情報開 示制度の調査内容全般の調査を行った。(調査対象の諸外国に送付した書面調査票は、本報 告書の資料編に収録している。) 書面調査に対しては、アイルランドとノルウェーから回答が得られ、オーストラリアからは、書面調査に対する回答は得られなかったが、直近の情報公開法の改正についての情報提供を受けた。

2 情報提供施策

各国の情報提供施策に関しては、文献調査を実施するとともに、各国政府のインターネット・ホームページを調査し、最新動向を把握した。

(1) アメリカ

アメリカにおける情報公開制度を規定するのは、情報自由法(Freedom of Information Act) 1 である。情報自由法第 552 条において、「各行政機関は、次の定めるところに従い、公衆が情報を入手できるようにしなければならない。」と定めている 2 。

- 1) 各行政機関は、公衆の指針のために、次の事項を項目別に記述し、かつ連邦公法にその都度公示しなければならない。
 - (A)その中央及び地方の組織、並びに公衆が情報を入手し、要請若しくは請求を行う、 又は決定を入手できる場所(制服着用の服務の場合は、その構成員)及びその記述 の方法
 - (B)入手できるすべての公式及び非公式の手続きに関する性質及び要件を含む、各行 政機関の機能を方向づけ決定づける一般的な方針及び方式の説明
 - (C)手続に関する規則、利用できる書式又はその書式を入手できる場所の記述、並び にあらゆる書類、報告又は審査の範囲及び内容に関する指示
 - (D)法により受検されて採択した一般的に適用できる実体的規則、及び、行政機関が 定立し採択した一般的政策の声明又は一般的に適用できる解釈
 - (E)上に掲げた事項の修正、改正又は廃止

(略)

2) 各行政機関は、公示された規則に従い、次に掲げる事項を公衆の閲覧及び複写に供しなければならない。ただし、当該資料が速やかに公にされ、かつ、その写しが市販

される場合は、この限りではない。

- (A)事件の裁決において示された、命令並びに替成意見及び反対意見を含む最終意見
- (B)行政機関が採択したもので、連邦公報に公示していない政策声明及び解釈
- (C)公衆に利害を及ぼす行政上の職員用手引及び職員への訓令
- (D)媒体又は形式にかかわらず、3)号により何人に対しても開示され、かつ行政機関が、その主題的性質のために、実質的に同一の記録に対するその後の請求の対象となったか又はなりそうであると認めるすべての記録の写し
- (E) (D)に規定された記録の総合的な索引

情報提供内容については、概括的な規定にとどまっているが、情報提供方法については、1)号は連邦公報で、2)号は閲覧又は複写と規定し、また公刊された文書が市販される場合を情報提供の対象から除外している。また、2)号については、1996年11月1日以降に作成された情報に関しては、その日から1年以内にコンピュータ通信、その他の電子的手段で提供しなければならないとされていることから、2)号は、閲覧又は複写及びコンピュータ通信にて情報提供しなければならない。

(2) イギリス

イギリスにおける情報公開制度を規定するのは、2000年情報自由法(The Freedom of Information Act 2000) 3 である。情報提供施策に関しては、第 19 条と第 20 条に情報提供計画に関する規定がある。

第19条(情報提供計画)

- (1)各公共機関は次の各号に掲げる義務を負う。
 - (a)当該機関における情報の提供に関する計画でコミッショナーが承認したもの(本 法においては、「情報提供計画」という)を採用・整備すること
 - (b)当該情報提供計画に従って情報を提供すること
 - (c)当該情報計画を適宜見直すこと
- (2)情報提供計画は、次のようなものでなければならない。
 - (a)公共機関が情報提供する又は情報提供を予定している情報の類型を明記したもの

- (b)各類型の情報の提供の方法又は情報提供を予定している情報の情報提供方法を 明記したもの。
- (c) 一般に提供される又は情報提供を予定している資料が無料か、有料かを明記した もの
- (3)情報提供計画の採用又は見直しの際に、公共機関は、次の点に係る公益を考慮に入れなければならない。
 - (a)一般国民に当該機関が保有する情報の利用を認めること
 - (b)当該機関が行う決定の理由を公表すること
- (4)各公共機関は、それぞれ適当と考える方法で情報提供計画を公表するものとする。
- (5)コミッショナーは、計画を承認する際に、当該承認の有効期限を定めることができる
- (6)公共機関の情報提供計画を承認した後、コミッショナーは、何時でも公共機関に対して通知を発し、当該通知を行った日から起算して六ヶ月の期間の終了以降計画に対する承認を取り消すことができる。
- (7)次のいずれかの場合には、コミッショナーは公共機関に対して当該処分の理由を通 知しなければならない。
 - (a)公共機関により提案された情報提供計画の承認を拒否する場合
 - (b)情報提供計画の承認を取り消す場合

第20条(情報提供計画のひな型)

- (1)コミッショナーは適宜、特定の諸類型に該当する公共機関に関して同コミッショナー又は他の者が作成した情報提供計画のひな型を承認することができる
- (2)承認済みの計画のひな型が対象とする類型に該当する公共機関がひな型に変更を加えずに情報提供計画を採用する場合は、当該計画のひな型に対する承認が有効である限り、コミッショナーの追加的な承認は必要とされない。また、そのような機関がひな型に変更を加えた上で情報提供計画を採用する場合は、コミッショナーの認可は変更部分に関してのみ必要とされる。
- (3)コミッショナーは、情報提供計画のひな型の承認に際しては、当該承認の有効期限を定めることができる。
- (4)情報提供計画のひな型を承認した後、コミッショナーは、何時でも、適当と考えら

れる方法で通知を発し、当該通知を行った日から起算して六ヶ月の期間の終了以降 計画のひな型に対する承認を取り消すことができる。

- (5)承認申請を受けた情報提供計画のひな型に対する承認を拒否する場合、コミッショナーは、当該申請をした者に対して拒否の理由を通知しなければならない。
- (6)コミッショナーが(2)項に基づく変更の承認を拒否する場合は、当該申請を行った公 共機関に対して拒否の理由を通知しなければならない。
- (7)コミッショナーが情報提供計画のひな型に対する承認を取り消した場合は、(4)項に 基づく通知書の中に当該取消しの理由を記載しなければならない。

「情報提供計画」のひな型4は、情報コミッショナー・オフィスで公表されている。分量は A4 判 3 ページである。規定されている情報提供内容としては、組織図や所在地、法制度上の根拠などを含む基礎情報のほか、財務状況、基本的な政策や戦略、政策形成過程に関する基礎的な情報、行政手続に関する情報、法令上保有が義務付けられる情報等に関する目録、行政サービスに関するパンフレット類である。情報提供内容の規定としては概括的なものにとどまっている。情報提供方法については、可能な限りインタへネットでの提供を行うよう定めている。インターネットでの提供が不可能な場合や、情報提供を受ける者が他の手段を希望する場合は、他の手段での提供も可能となっている。例外的に特定の情報は、閲覧のみ可能とすることができる。

(3) フランス

フランスにおける情報公開制度を規定するのは、「行政文書へのアクセスに関する法律」 (Loi portant diverses mesures d'amélioration des relations entre

l'administration et le public et diverses dispositions d'ordre administratif,

social et fiscal (Law on Access to Administrative Document)) 5である。情報提供施策に関しては、第7条に次の規定がある6。

第7条

- ①裁量基準、訓令、通達、法令の解釈又は行政手続に関する叙述を含む大臣の覚書・ 回答は公刊される。
- ②第1条にいう行政機関は、その作成し又は保有するその他の行政文書を公にするこ

とができる。

- ③しかしながら、法律による規定が別段の定めにおいている場合は別として、第6条 の適用範囲内の記述を含む行政文書については、これらの記述を削除し、又は記載 されている個人の識別、若しくは一般的には個人データベースへの参照を不可能に ならしめるための措置を施した後にはじめて公にすることができる。
- ④第3章にいう委員会の答申を経由して、コンセイユデタの議を経たデクレが、本条 の適用条件を定める。

第7条は、2005年の「行政文書へのアクセスに関する法律」の改正によって、旧法の第9条から移動し、内容も改正されている7。旧法では、裁量基準、訓令、通達、法令の解釈又は行政手続に関する叙述を含む大臣の覚書・回答と、「行政書類の一覧表」が「正規に公刊される」と規定されていたが、新法では、「行政文書の一覧表」が削除され、行政機関が作成し保有するその他の行政文書について、公にすることができるように、情報提供の対象が拡大された。

(4) ドイツ

ドイツにおける情報公開制度を規定するのは、「連邦の情報へのアクセスについて定める法律」(Gesetz zur Regelung des Zugang zu Informationen des Bundes: Informationsfreiheitsgesetz - IFG) 8である。情報提供施策に関しては、第11条で次のように定められている9。

第11条 公表義務

- ①行政庁は、存在する情報収集物及び情報目的を認識しうる目録を整備するものとする。
- ②個人に関するデータの記載がない行政機構図及び文書分類表は、この法律の定める ところにより一般にアクセス可能にするものとする。
- ③行政庁は、第1項及び第2項に掲げる図及び目録並びにその他の適切な情報を、電子的形式で一般にアクセス可能にするものとする。

情報提供内容については、行政機構図のほかは、文書分類表のみが挙げられており、限

られたものとなっている。情報提供方法については、「連邦の情報へのアクセスについて定める法律」が 2005 年に制定されたこともあり、インターネットでの提供が明文化されている。

(5) オーストラリア

オーストラリアにおける情報公開制度を規定するのは、情報自由法(Freedom of Information Act)である。オーストラリアの情報自由法は、2010 年 5 月に大幅改正されている10。2010 年改正情報自由法の柱の一つは、情報提供施策の強化である。情報自由法に、情報提供施策に関する第 2 章が追加された。

第8条(公表される情報)

省庁の情報提供計画

- (1) 省庁は、次に掲げる計画を準備しなければならない
 - (a) この章の目的のために、省庁が公表しようとする情報
 - (b) この章の目的のために、誰にどの様にして公表しようとしているのか
 - (c) この章を遵守するために、省庁が行うその他の提案

公表義務情報

- (2)省庁は、次に掲げる情報を公表しなければならない
 - (a) (1)の計画
 - (b) 省庁の組織の詳細な構造(例えば組織図)
 - (c) 意思決定権限や公衆に影響を与えうる権限を含む、可能な限り詳細な省庁の機能
 - (d) 他の法律が定める省庁の幹部に対するアポイントメント情報
 - (e) 議会に省庁から提出される年次報告書
 - (f)省庁にかかわる特定の政策提案に対する公衆の反応の詳細。誰がどのような意見を出したかを含む。
 - (g) 省庁が定期的に第3章(文書開示)の規定に基づき開示した文書。次の情報を除く。
 - (i) 開示するのが不可能な個人情報
 - (ii)開示するのが不可能な業務情報、金融情報、専門職に関する情報

- (iii)情報コミッショナーが開示するのが不適切だと認めた情報
- (h)議会からの要求で定期的に提供される省庁が保有する情報
- (3)情報コミッショナーは法律に基づき、(2)(g)(iii)に関する決定を行う。
- (4)省庁は、保有するその他の情報を公表することができる。
- (5)本項は、省庁の職務や権限が法定されているか否かを問わず適用される。

情報提供施策に関する条項が施行される 2011 年 5 月以降、各府省は政府全体の情報提供計画(Information Publication Scheme)に基づき、幅広い情報をインターネットで提供しなければならない¹¹。情報提供内容として列挙されているのは、組織機構図や、組織や公務員個人が有する権限に関する情報、担当官へコンタクトするための情報、議会に報告される白書、省庁が行う政策提案と、それに対して寄せられたコメント(誰がコメントをしたのかを含む情報)、定期的に開示請求され開示決定している文書(個人情報等の非開示情報を除く)、議会から定期的に要求を受け提供している文書、情報自由法の担当者へのコンタクト情報、省庁の運営情報(operational information)である¹²。省庁の運営情報とは、決定や勧告等の機能や権限を省庁が行使するために必要となる情報で、具体的には、規則、ガイドライン、手続、先例等である¹³。情報提供方法としては、インターネットで実施することが定められている¹⁴。

(6) アイルランド

アイルランドにおける情報公開制度を規定するのは、「情報自由法」(The Freedom of Information Act)15である。情報提供施策に関しては、情報自由法第 16 条に規定がある。

- 第 16 条(公共機関による一定の決定に関する規則及び慣行についての情報の公開)
- (1)公共機関は第5項にしたがって、下記を作成・刊行・提供させる。
- (a)何らかの制定法もしくは制度に基づいて公衆が得ることのできる、またはしたがっている権利、特権、特典、義務、罰則、その他の制裁に関する制定法、もしくは同機関が管理する制度に基づく決定、裁定、もしくは提言、又はその制定法もしくは制度のための決定、裁定、提言に関して同機関が用いている規則、手続、慣行、ガイドライン、解釈、及び同機関が維持している先例の索引
- (b)かかる制定法もしくは制度の管理の態様もしくは予定されている管理の態様に関

する適切な情報

情報自由法に規定された情報提供内容としては、限定されているものとなっている。情報提供方法については、閲覧、取得、有料刊行物が規定され、公表と刊行の定義には、電子的な方法による公表も含まれるとしている。アイルランドの詳細は、本稿の(9)以下を参照。

(7) ノルウェー

ノルウェーにおける情報公開制度を規定するのは、「行政文書に関する一般的アクセスに関する法律」(Act of 19 June 1970 No.69 relating to public access to documents in the public adminstration) 16 である。ノルウェーでは、情報提供施策については、法律はなく「法律・政令以外の根拠規定」で実施していることが書面調査にて明らかになっている。ノルウェーの詳細は、本稿の(9)以下を参照。

(8)韓国

韓国における情報公開制度を規定するのは、「公共機関の情報公開に関する法律」である。 情報提供施策に関しては、「公共機関の情報公開に関する法律」第7条にて規定している。

第7条(行政情報の公表等)

- (1)公共機関は次の各号に該当する情報については、公開の具体的な範囲、公開の周期・時期及び方法等を予め定めこれを公表し、定期的に公表しなければならない。 ただし、第9条第1項の各号に該当する情報に関してはその限りではない。
 - 1 国民生活に甚大な影響を及ぼす政策に関する情報
 - 2 国家の施策として施行する工事等、大規模な予算が投入される事業に関する情報
 - 3 予算執行の内容と事業評価の結果等、行政監視のために必要な情報
 - 4 その他公共機関の長が定める情報
- 公共機関は第1項に規定された事項以外、国民が知っておく必要がある情報を国民に 公開するように積極的に努力しなければならない。

以下の項目は、書面調査に対して回答があった、アイルランドとノルウェーに関して、 両国で実施されている情報提供施策について記述する。

(9) 情報提供施策の根拠規定の体系

情報公開法に基づく情報提供施策については、書面調査に回答したアイルランドとノル ウェーはいずれも、制度が存在すると回答した。

書面調査では、根拠規定を、「情報公開法等の法律」、「情報公開法等に基づく政令等」、「法律・政令以外の根拠規定」の3区分に分類した。情報提供施策に関して、アイルランドは法律によって、規定されていると回答した。ノルウェーは、法律、政令以外の根拠規定があると回答した。ノルウェーの根拠規定は、公表しているが、ホームページでの公表はしていないと回答した。根拠規定の提供は受けられなかった。

(10)情報提供施策に関する制度導入の経緯・理由

書面調査に対して、アイルランドは、情報提供施策に関する制度導入の経緯・理由について、「議会・与党の意向を受けた」のが制度導入の経緯・理由だと回答した。ノルウェーは、「議会・与党の意向を受けて」、「審議会等、第三者機関の意向を受けて」、「先進的な他国の動向を受けて」、「周辺国や人口規模等が同一の国の動向を受けて」と4つの要因を挙げた。影響を受けた周辺国や人口規模等が同一の国としては、スウェーデンを挙げている。

(11)情報提供内容の現状

情報公開法等に基づく情報提供内容の現状に関して、ノルウェーは、「施政方針・基本計画に関する情報」について、「長期計画、基本構想、その他重要な基本計画等」、「長期計画、基本計画を補完する主な個別計画・指針」、「大統領・首相等の議会演説等」の3項目を提供していると回答した。「組織や職員の定数、給与等、行政管理に関する情報」については、「組織図・機構図」、「職員の定数に関する情報」、「職員の給与に関する情報」を提供していると回答した。「職員の給与に関する情報」は、職員個々の給与に関する情報ではなく、カテゴリー別の情報を公表していると注記があった。

「予算に関する情報」では、「予算見積書(事務事業単位の詳細な予算書)」と「府省別の概括的な予算に関する情報」を提供しているが、「予算要求、査定等、予算編成過程の情報(予算編成過程における詳細な情報)」は提供していなかった。「政策評価・事務事業評

価結果・主要事業の進行状況」については、「政策評価」、「個別事務事業の評価書」、「主要事業の進行状況」の全てをノルウェーは提供していない。「審議会等の報告書、議事録、提出資料」については、「審議会等の報告書」は提供しているが、「審議会等の議事録」と「審議会等への府省提出資料」は情報提供していない。「試験の実施、行事に関する情報」については、「国が実施する採用試験、資格試験、各種試験等に関する情報」と「国が主催する各種行事(国民が参加する行事・催物)」に関する情報を提供している。

「政府関係団体の事業概要、財務状況等」については、「エージェンシーや国有企業の事業概要」と「エージェンシーや国有企業の財務諸表等」は提供しているが、「エージェンシーや国有企業に転職した公務員に関する情報」は提供していない。「その他、特徴的な情報提供内容」としては、「法人や団体、許認可を受けた者等の名簿情報」と「公務員採用試験や学校入学試験等の試験問題等」、「公務員の労働組合との交渉過程・交渉結果」を提供しているが、「公務員退職者の再就職状況」は提供していない。

アイルランドは、「組織や職員の定数、給与等、行政管理に関する情報」について、「組織図・機構図」を提供していると回答したほか、その他の事項については、「情報自由法」 (Freedom of Information Act) の第 15 条と第 16 条に規定していると回答があった。

(12)情報提供内容の選択指針

「情報決定内容の検討・決定する際に内部で実施した検討」については、アイルランド、 ノルウェーの両国とも回答がなかった。「情報提供内容の選択指針」については、アイルランド、ノルウェーの両国とも「情報提供内容の選択は当該情報を扱う各府省に委任」している。

「住民ニーズの把握方法」としては、ノルウェーは「施政全般に関する調査の一部として」、「国民調査」を実施した。また、ノルウェーは、「審議会等」と「国民等に対する説明会」も実施している。「住民ニーズを受け付ける窓口」について、ノルウェーは「オンブズマンや行政相談等、国政全般を扱う総合窓口で受付」、「当該情報を扱う各府省の窓口で受付」ている。「住民ニーズの把握方法」と「住民ニーズを受け付ける窓口」に対しては、アイルランドは回答がなかった。

(13)情報提供方法

「情報提供方法の検討・決定プロセス」に関しては、「情報提供方法の選択」として、ア

イルランドは「当該情報を扱う各府省の窓口」を、ノルウェーは「当該情報を扱う各府省の窓口」のほかに、「インターネット・ホームページでの公表」、「広報誌・広報紙等への掲載」、「報道発表」をしていると回答した。両国とも「政府・府省全体の情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置・提供情報の配架」での情報提供は実施していなかった。

「情報提供方法の選択指針」について、アイルランド、ノルウェーの両国とも「情報提供方法の選択は当該情報を扱う各府省に委任」している。両国とも「情報提供方法の選択 肢真に関する法律等」は制定していなかった。

(14) インターネット・ホームページの更新とインターネット・セキュリティの確保

「インターネット・ホームページの更新」について、ノルウェーは、「当該情報を扱う各部局が担当」しており、その作業は、外部委託せず各府省が自ら実施している。「インターネット・セキュリティの確保」では、ノルウェーが「コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) の導入」と「インターネット・セキュリティに関する技術要件を設定し、要件を満たす事業者に委託」、「情報提供専用のホスティング・サービスやクラウド・サービスの利用」をしていると回答した。

(15) 内部会議の動画配信・国民と国が双方向で情報提供を行う事例

「内部会議の動画配信」に対しては、アイルランドとノルウェーの両国が実施していると回答した。「SNS や電子会議室等、国民と国が双方向で情報提供を行う事例」では、ノルウェーが、「SNS」と「ブログ」を実施している。

(16) 情報公開窓口(情報公開コーナー等)の設置

「情報提供窓口(情報公開コーナー)の設置」に関して、ノルウェーは「直営」で設置 し、「常勤職員及び非常勤職員を配置」していると回答した。

(17)情報提供効果の把握

「情報提供の効果の把握」に関して、ノルウェーは「効果を把握している」と回答した。 把握しているのは、「閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析」と「インターネット・アク セス記録の蓄積・分析」である。アイルランドは、「情報提供の効果の把握」の有無に対し て回答がなかったが、「閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析」を行っていると回答して おり、情報提供の効果を把握しているといえる。

(18)情報提供の件数と提供された情報へのアクセス

「一年間に情報提供された総文書数」に関しては、アイルランド、ノルウェーの両国とも回答がなかった。「提供情報に対する総利用件数・総アクセス件数」については、アイルランドは14,290件であったと回答したが、「情報公開法の請求件数」との注記があり、情報提供施策によって提供された情報の利用件数ではない。「情報提供窓口・インターネットでの情報提供上位20件の内容」については、両国とも回答がなかった。

(19) 把握した情報提供効果の活用状況

アイルランド、ノルウェーとも、情報提供の効果を把握しているが、情報提供した効果を把握した結果の活用に関して、両国とも回答がなかった。

(20) ニーズの高い情報の提供方向の工夫

「ニーズの高い情報の提供方法の工夫」に関して、ノルウェーは「情報開示手続から情報提供への意向」、「インターネットへの掲載」、「広報誌・広報紙への掲載」を実施している。アイルランドでは「インターネットへの掲載」を実施している。「ニーズが高い情報の提供に関する予算措置」について、ノルウェーが「予算措置はない」と回答した。

(21) 国から国民に情報提供して欲しい情報提供内容・方法についての要望

「国から国民に情報提供して欲しい情報提供内容・方法についての要望」としては、ノルウェーでは、情報提示請求に際して、請求理由を必要としない制度にして欲しいという要望があることが、記述されていた。

3 複数回開示決定があった文書の情報提供

複数回開示決定があった文書の情報提供に関しては、アメリカにおいて、「情報自由法」 (Freedom of Information Act) に、開示決定した文書については、それを閲覧させ、複写を交付しなければならないと次のように定めている¹⁷。 合衆国法典第5編第552条(情報の公開;行政機関の規則、意見、命令、記録及び手続)

- a) 各行政機関は、次の定めるところに従い、公衆が情報を入手できるようにしなけれ ばならない
 - 2) 各行政機関は、公示された規則に従い、次に掲げる事項を公衆の閲覧及び複写に供しなければならない
 - (D) 媒体又は形式にかかわらず、3)号により何人にも開示され、かつ行政機関が、 その主題事項の性質のために、実質的に同一の記録に対するその後の請求の対 象になったか又はなりそうであると認めるすべての記録の写し
 - (E)(D)に規定された記録の総合的な索引

複数回開示決定があった文書に関する情報提供に関しては、アイルランド、ノルウェー の両国とも、制度がないと書面調査に回答した。

4 簡易な情報開示制度

簡易な情報開示制度については、書面調査に対して、ノルウェーは、制度が存在すると回答した。ノルウェーの簡易な情報開示精度は、開示請求書の記入が不要になり、請求理由も不要になる制度である。アイルランドは、簡易な情報開示制度が存在しない、と書面調査に回答した。

5 小括

諸外国における情報提供施策は、調査対象国においては、情報公開法等に何らかの規定があることが判明した。情報公開法等に規定されている情報提供施策は、各国で様々であり、情報提供に関する概括的な規定を設けている国から、情報提供する項目を列挙する形式を持つ国まである。情報公開法等において、情報提供内容に関する規定が最も充実していたのは、調査対象国ではオーストラリアとイギリスであった。

しかし、オーストラリアやイギリスにおいても、その内容は情報提供内容に関する項目を列挙するものであった。アイルランドは、実際の情報提供内容の選択は、当該情報を所管する各府省に委任されていると書面調査に対して回答しており、情報提供施策の実態としては、情報提供内容に関して、情報公開法等において詳細に規定していても、当該情報を所管する各府省において情報提供内容が選択されているものと考えられる。

情報提供方法については、情報公開法等において特段の規定を設けている国はなかった。 書面調査に対して、「当該情報を扱う各府省の窓口での提供」、「インターネット・ホームページでの公表」、「広報誌・広報紙等への掲載」、「報道発表」を実施していると回答したノルウェーにおいては、実際の情報提供方法の選択は、当該情報を扱う各府省に委任されている。「当該情報を扱う各府省の窓口での提供」を実施しているアイルランドにおいても、情報提供方法の選択は、各府省に委任されていた。

我が国において、情報提供施策の充実を検討する際には、情報提供内容については、昨年情報自由法が改正され、省庁に情報提供計画の策定等の義務付ける等、情報提供施策が大幅に拡充されたオーストラリアが参考になるものと考えられる。情報提供方法については、調査対象国には情報公開法等に詳細な規定を持つ国はなかったが、多くの国で情報提供方法として、インターネットの利用を情報公開法等に明文化している。

(http://www.ico.gov.uk/upload/documents/library/freedom_of_information/detailed_specialist_guides/generic_scheme_v1.0.pdf)

(http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=LEGITEXT000006068643&dateTexte=20110324)

8 連邦の情報へのアクセスについて定める法律全文 (http://www.gesetze-im-internet.de/ifg/BJNR272200005.html)

¹ FOIA (情報自由法) に関するホームページ (http://www.foia.gov/)。 情報自由法全文 (http://www.justice.gov/oip/amended-foia-redlined-2010.pdf)。

² 以下、情報公開法等に関しては、韓国を除く各国は、ホームページで現行法であることを確認しているが、特段の断りがない限りは、条文の和訳は、宇賀克也編著『諸外国の情報公開法』(財)行政管理研究センター、2005 年、に準拠している。

^{3 2000} 年情報自由法全文(http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2000/36/contents).

^{4 「}情報提供計画」ひな型

⁵ 行政文書へのアクセスに関する法律全文

⁶ 仏文訳は、小原清信「ドイツとフランスの情報公開法について -2005 年制定のドイツ連邦情報公開法、2005 年改正のフランス情報公開法一」『久留米大学法学』56/57 号、2007年 5 月、41-136 頁、に依る。

⁷ 小原、95 頁。

⁹ 独文訳は、小原、76 頁に依る。

¹⁰ 情報自由法の改正内容について。(http://www.comlaw.gov.au/Details/C2010A00051)

- 11 書面調査に対するオーストラリア政府からの情報提供による。
- 12 2010 年改正情報自由法「8 Information to be published—what information?」を参昭
- 13 2010 年改正情報自由法「8A Information to be published—what is operational information?」を参照。
- 14 2010 年改正情報自由法「8D Information to be published—how (and to whom) information is to be published」を参照。
- 15 情報自由法全文(http://foi.gov.ie/wp/files/2010/09/freeact.pdf)
- 16 行政文書に関する一般的アクセスに関する法律全文(英訳)

(http://www.regjeringen.no/en/dep/jd/Documents-and-publications/Laws-and-rules/reglement/2005/The-Freedom-of-Information-Act.html?id=107581)

17 宇賀克也編著『諸外国の情報公開法』(財)行政管理研究センター、2005年、174-175頁。

第4章 公益企業等における情報提供施策

1 調査対象と調査内容

公益企業等については、法律で義務付けられている事項(財務情報等)や自社(製品)の直接の宣伝以外についての情報提供について調査を実施するため、企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility: CSR、以下「CSR」という。) による情報提供に着目した。

調査対象の選定は、日本財団が提供する公益事業のコミュニティサイトである「CANPAN(カンパン) CSR プラス」における「2009 年度 CSR 報告書 情報開示度調査」等の各種 CSR 推進度ランキングにおいて上位に位置する企業から、2009 年の「第 3 回 CSR 大賞」グランプリを受賞した、エネルギー供給分野の公益企業である大阪ガス株式会社を調査対象とした。「CSR 大賞」は一般の民間企業も含めた中での受賞であり、情報提供に関しては、2008 年の「CANPAN 第 2 回 CSR 大賞」では、情報開示部門金賞を得ている。

次に、近年、情報公開を積極的に進めてきた公共交通機関として西日本旅客鉄道株式会社 (JR 西日本) を調査対象とした。2005 年 4 月 25 日に起きた福知山線事故を機に、同社は、企業理念の全面的見直しやコーポレート・ガバナンスの強化等を行い、CSR 活動の強化を図っている。JR 他社や、民営鉄道会社と比較して、同社では、鉄道運行に際してのインシデント情報やトラブル情報をホームページで積極的に公開している等の取り組みが見られるが、2010 年には、福知山線脱線事故の事故現場で快速電車が速度超過で緊急停止した事象を公表していなかったことが指摘される等、同社の情報提供の取り組みは道半ばであると考えられるが、その点も踏まえて調査対象とした。

さらに、公益事業や公共交通機関以外の企業の取り組みとしては、CSR活動を積極的に行ってきた企業として、パナソニック株式会社を調査対象とした。同社の CSR への取り組みは、外部から表彰を受ける等、積極的であるとの定評がある。さらに、FF 式石油暖房機の事故により、経済産業省から緊急命令を受けた際には、同社会長のイニシアティブにより、事故に関する積極的な情報提供を行い、同社と同社製品に対する信頼性を回復する取り組みを見せる等、全社的に情報提供に積極的に取り組んでいる。

調査内容は、CSR の一環として情報提供している情報提供内容や、提供する情報の選定 基準、情報提供方法を調査した。特に、情報提供内容と情報提供方法は、調査対象の各社 の CSR 報告書の項目や記述内容、インターネット・ホームページでの情報提供内容につい て調査を行った。提供する情報の選定基準に関しては、CSR 報告書のガイドラインを中心 に調査を実施した。

2 企業の社会的責任と情報提供

(1) 準拠・参考にしているガイドライン等

CSR 報告書を作成する際、多くの企業は、第三者機関が作成したガイドラインに準拠、若しくは参考にしている。調査対象の各社が準拠、参考にしているのは、環境省の「環境報告ガイドライン (2007年版)」¹と、GRI² (グローバル・レポーティング・イニシアチブ)の「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3版(G3)」³である。

大阪ガス株式会社

準拠 環境省「環境報告ガイドライン (2007年版)」

参考 GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3版(G3)」

パナソニック株式会社

『サスティナビリティレポート』、『エコアイディアレポート』

参考 環境省「環境報告ガイドライン (2007年版)」

GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 2006」

西日本旅客鉄道株式会社

『企業考動報告書 2010 JR 西日本 CSR レポート』

参考 環境省「環境報告ガイドライン (2007年版)」

GRI「 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3版(G3)」

大阪ガスは、同社の「大阪ガスグループ CSR 憲章」(2006 年 4 月制定) に沿った形式

で報告が行われており、環境省の「環境報告ガイドライン (2007 年版)」に準拠し、GRI の「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 3 版 (G3)」を参考にしている。 実際に報告事項を選択する際には、有識者との対話や従業員に対するアンケートを実施し、前年度版の報告書に対して寄せられた読者アンケートの意見、各種機関の意見を参考にしている。有識者との対話では、「お客様価値の創造」、「低炭素社会化の実現に向けて」、「生物多様性への対応」の 3 つのテーマに分かれ、有識者と同社社員の代表が意見を交換した。 さらに、同社の報告書に対しては、簡易な審査を含んだ「評価・勧告タイプ」の株式会社環境管理会計研究所による第三者レビューが付してある。また、同社の環境パフォーマンスに関する報告については、ビューローベリタスジャパン株式会社による第三者検証が行われている。

パナソニックは、企業活動の社会性に関する報告書である『サスティナビリティレポート』と、企業活動における環境面に焦点をあてた『エコアイディアレポート』においては、GRI の「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 2006」と環境省の「環境報告ガイドライン (2007 年版)」を参照し、2008 年度から同社独自の「パナソニック CSR報告ガイドライン」を作成し、ガイドラインに準拠して、それぞれの報告書を作成している。報告書に盛り込む事項を選択する際には、持続可能な社会への貢献として社会的課題やステークホルダーの関心を反映した社会にとっての重要度と、持続可能な成長として、同社の中期計画を反映した同社にとっての重要度を選択基準としている。また、報告事項の選定の際には、イギリス・アカウンタビリティ社が開発した CSR情報開示規格である「AAA1000」を参照している。さらに、GRI の「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン 2006」と、同社が発行する3種類の報告書に盛り込まれた報告事項を対照させた対照表を『サスティナビリティレポート』の巻末に掲載している。同社では、顧客や従業員に対する意識調査を実施し、顧客や取引先、従業員との対話の機会を作るとともに、国内外の専門家を集めた会合を開催している。

JR 西日本は、環境省「環境報告ガイドライン (2007 年版)」と GRI「 サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 3 版 (G3)」を参考にして、報告事項を決定している。同社が「別格の取り組みである」とする安全の他、社長を委員長とし、社内の経営幹部を委員とする CSR 推進委員会が決定した 10 の重点取り組み事項について、報告書に盛り込んでいる。報告書に対しては、同社に設置された「企業倫理委員会」の委員も務める滝井繁男弁護士による第三者意見が付してある。

(2) 報告書に記述されている項目

大阪ガスでは、同社の CSR 憲章に沿った形式で、64 ページの CSR 報告書を構成している。 CSR 憲章の I は「お客様価値の創造」で、「お客さまの安心・安全を守るために」や「新しい価値を感じていただく提案」といった項目が盛り込まれている。 CSR 憲章の II は「環境の調和と持続可能な社会への貢献」で、「温室効果ガス排出量の削減」や「資源消費の低減と再生資源の利用促進」など環境関連の項目が盛り込まれている。 CSR 憲章のIII は「社会とのコミュニケーションと社会貢献」で、「地域貢献・社会とのコミュニケーションと社会貢献」で、「地域貢献・社会とのコミュニケーション」や「関連財団の活動」といった項目が盛り込まれている。 CSR 憲章のIVは「コンプライアンスの推進と人権の尊重」で、「人権啓発の取り組み」や「サプライチェーンでの取り組み」等の項目が盛り込まれている。 最後の CSR 憲章のVは「人間成長を目指した企業経営」で、「雇用の維持と多様性の確保」、「ワーク・ライフ・バランス」、「人材育成」といった項目が盛り込まれている。その他、同社グループの概要や同社代表取締役社長による「トップコミットメント」、「大阪ガスグループの経営と CSR」や「CSR マネジメント」といった CSR に直接結びつく項目のほか、「CO2排出量削減効果の適切な評価方法について」や「環境パフォーマンス・データ集」等、報告書を作成する上での前提条件や依拠したデータが掲載されている。

パナソニックでは、76ページに及ぶ『サスティナビリティレポート 2010 (社会性報告)』には、「従業員とともに」の章では「多様性の尊重」や「労働安全衛生」、「健全な労使関係」といった項目が、「購入先様とともに」の章においては、「取り組み・購入先様からのご意見」や「CSR 調達の考え方・方針」といった項目が、「地域社会とともに一企業市民活動一」の章では「重点分野」や「企業市民活動の推進方法」などの項目が、それぞれ盛り込まれている。また、「CSR 経営を支えるガバナンス」の章では「コーポレートガバナンス」や「行動基準」、「製品安全に関する自主行動計画に関わる基本方針」、「情報セキュリティの徹底」などの項目が選ばれている。さらに「製品安全性問題のご報告」の章が独立して設けられ、「私たちのお伝えしたいこと」として同社の報告書へのアプローチや報告書の作成への考え方が表明されている。44ページの『エコアイディアレポート 2010 (環境報告)』は、「くらしのエコアイディア」として、同社製品に関する「製品の省エネルギー」や「製品環境法令対応とラベリング」、「製品の化学物質管理」等の項目が、「ビジネススタイルのエコアイディア」として、同社の企業活動に関する「工場の化学物質管理」や「工場の廃

乗物削減」、「オフィスの省エネルギー」、「使用済み製品のリサイクル」等の項目の他、海外での環境関連のプロジェクトを紹介している。「環境マネジメント」の章では、「事業活動における環境負荷の全体像」や「環境マネジメントシステム/環境会計」等の項目が盛り込まれている。最後に、国際NGOナチュラル・ステップによる第三者意見や、KPMGあずさサスティナビリティ株式会社による独立保証報告書が添付されている。

JR 西日本の『企業考動報告書 2010 JR 西日本 CSR レポート』は、経営トップのメッセージである「社長メッセージ」に続いて、「福知山線列車事故について」や「企業再生に向けて」、「特集 安全性の向上」といった同社の直面する最大の課題である安全性の確保と、企業倫理等の確立に関する項目が並んでいる。冒頭の章に続いて、「安全」の章では「安全基本計画」や「安全の現状と対策」等の項目が設けられている。「CS (お客様満足)」の章では、「お客様との双方向コミュニケーションの充実」や「CS マインドの醸成」等の項目が、「地球環境」の章では、「環境負荷/環境目標」や「鉄道の優位性と地球温暖化防止の取り組み」等の項目が盛り込まれている。「人材・ES (働きがい)」では、「多様な人材の確保/自ら考え行動する社員の育成」や「コミュニケーションの促進/社員の安全と健康」といった項目が、「地域との共生」の章では、「事業活動を通じた西日本地域の活性化」、「社会貢献活動の推進」の項目が、「経営を支える基盤の取り組み」の章では、「コンプライアンス」や「危機管理」、「ディスクロージャー」といった項目が盛り込まれて、最後に第三者意見が付してある。

以上のように、3社の報告書の章立てから、共通して報告書に盛り込まれている主な項目を抽出すると、2つの側面から次の項目が挙げられる。一つは、企業と、そのステークホルダーとの関係に焦点をあてた項目である。それらには、顧客との関係、取引先との関係、地域との関係、従業員との関係が挙げられる。もう一つの側面は、企業が活動する上で直面する各種の社会的課題に焦点をあてた項目である。それらには、環境、コンプライアンス、人権、安全といった項目が挙げられる。企業とステークホルダーとの関係、企業活動が直面する社会的課題の2つの側面から、GRIガイドライン等を参照して、できる限り網羅的に報告しているといえよう。

(3)報告書の発行形態

報告書の発行形態には、各社に取組みの違いがある。インターネットにおける報告書の 公表と紙媒体の報告書の作成に対する姿勢の違いである。 JR 西日本は、インターネットによる公表に加えて、紙媒体の報告書も発行している。 大阪ガスは、紙媒体の報告書は概要版と位置づけ、詳細版はインターネットで公表している。パナソニックは、環境負荷の削減を目的として、インターネットでの公表に一本化し、 紙媒体の報告書の発行を取りやめている。

CSR の重要な一分野として環境問題が位置づけられる中、環境負荷の削減に配慮して紙媒体の報告書の発行を取りやめることも、企業の社会的責任の一つの発露として考え得る選択肢である。特に、紙媒体の報告書の発行を取りやめたパナソニックは、パソコンや通信機器等 IT 関連の製品を主力商品の一つとする企業であることから、インターネットでの情報提供に注力する選択は、同社にとって合理的であると考えられる。ただ、紙媒体の報告書の発行には、インターネットを使えない環境にある人々への説明責任を果たす役割もあることから、環境問題とインターネットの普及度とを天秤にかけ、紙媒体の報告書発行の可否を判断すべきであろう。

(4) CSR 体制

CSR 報告書の重要な一部分がコーポレートガバナンスの報告であるが、コーポレートガバナンスの構築のみならず、CSR に関連する体制整備も欠かせない要素となっている。各社では、全社的な CSR 推進体制を整備するとともに、社外の有識者やステークホルダーの意見を取り入れる組織を創設している。

大阪ガスは、社長がトップを務め、役員等が CSR に関する活動計画および活動報告の審議する「CSR 推進会議」や、同社グループ全体の CSR 活動を統括する役員である「CSR 統括」が主宰し、組織長が委員となる、組織横断的な調整・推進を実施する「CSR 委員会」を設置している。「CSR 推進会議」は年2回、「CSR 委員会」は年3回開催している。また、事務局組織として「CSR・環境部」を設置している。

JR 西日本では、社長を委員長とし、常勤取締役、常勤監査役、本社内関係部門長で構成する「CSR 推進委員会」を設置し、事務局として本社の総合企画本部の下に、「CSR 推進室」が設置されている。CSR 推進委員会では、「別格の取組みである安全」を除く、10分野について、CSR の観点から包括的に検証、必要な改善を図っているとしている。

一方、パナソニックは、CSR のための特別な組織体制を整備していない。「CSR 担当室」が設置されているが、これは「CSR は社員全員が実践するもので、特定の CSR 部門だけが専任で行うものではない」の考えの下、「CSR 担当室はあくまで全社の活動を現在の CSR

の定義に沿って企画する、あるいは社外に対して説明差し上げる、といった役割」(書面調査への回答)とされている。

(5) ネガティブ情報への姿勢

CSR 報告書に、ネガティブ情報が盛り込まれる要因として、CSR 及び CSR 報告書におけるコンプライアンス(法令遵守)体制に関する記述が重要視されているからである。『サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 3 版』には、社会パフォーマンス指標として、不正行為とコンプライアンス(法規制遵守)が盛り込まれている。不正行為に関しては、「不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数」、「組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合」、「不正行為事例に対応して取られた措置」が、コンプライアンスに関しては、「法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数」が具体的な指標として例示されている。大阪ガス、JR 西日本、パナソニックの3社とも、CSR 報告書に、コンプライアンスに関する項目を設け、コンプライアンス体制の整備状況や、コンプライアンス推進の取り組みを紹介している。

パナソニックや JR 西日本は、CSR 報告書に安全に関する項目を盛り込んでいる。パナソニックは、2005 年に FF 式石油暖房機の事故により、経済産業省から緊急命令を受け、製品の回収を行った。CSR 報告書には「製品安全性問題のご報告」という独立した項目を設け、同社の取り組みや回収作業の進捗状況を報告している。

JR 西日本は、CSR 報告書の冒頭で、2005年に発生した「福知山線列車事故」や、2010年に発覚した「事故調査に係る情報漏えい等についての働きかけ問題」を取り上げている。この2項目に4ページを割き、さらに「企業再生に向けて」と題して、安全の向上や企業倫理の確立に向けての同社の取り組みや第三者の意見等、4ページにわたって報告している。また、特集として「安全性の向上-安全基本計画の主な取り組み」を取り上げており、「最近発生した事象とその対策」として、「社員による車両の無線機バックアップ電源装置のヒューズ抜き取り」と「山陽新幹線工事用車両に別の工事用車両が追突した事象」を取り上げ、それぞれ、事象の概要や発生原因、動機・背景、背景要因、再発防止対策が記されている。

JR 西日本の事例は、2005 年からの一連の動きとはいえ、パナソニックは 2005 年以降、 大きな動きはなく、緊急命令を受けて 5 年という節目を迎えたにも関わらず、CSR 報告書 に独立した項目を設け、取り組みや現状を報告しているのは、企業活動を取り巻くネガティブな事象に対しても、社会的責任を全うする立場から情報を公開する姿勢を示していると言えよう。

3 小括

公益企業等の調査結果から、行政機関における情報提供施策に対する示唆として、次の 3点を挙げる。

まずは、ガイドラインの制定と、ガイドラインの準拠状況に対する自己評価、第三者評価という方策である。行政機関全てに一律の情報提供基準を定め、それを遵守させることは一つの理想ではあるが、個々の行政機関の置かれている状況から、情報提供が困難な項目が発生することもやむを得ない。そこで、公益企業等で行われているように、情報提供に関する共通のガイドラインを定めるが、公表する項目の選択は各々の行政機関に委ねる。その上で、ガイドラインの遵守状況を自己評価させ、さらに第三者評価を行い、それを公表することは、できる限り広い範囲の情報提供を可能にする一つの方策であるように思える。

次に、企業とステークホルダーとの関係性に焦点を当てた報告内容である。CSR報告書には、顧客や従業員、取引先、社会との関係に焦点を当てた報告項目が盛り込まれている。 従来、行政機関においても、行政改革に関する閣議決定等で、職員の再就職状況の公表や 政府調達における随意契約の公表が個別的に行われているが、情報提供施策を整備する上 で、行政機関と、国民や行政職員、取引先、国際社会・地域社会といったステークホルダ ーとの関係に焦点を当て、できる限り網羅的に情報を提供する方策を検討することは、情 報提供内容を決定するうえで、一つのヒントになると思われる。

最後に、インターネット・ホームページでの情報提供の重視である。公益企業等においては、紙の報告書を廃止し、インターネット・ホームページでの情報提供に移行している企業もあった。情報提供に要する費用や事務量、提供された情報の再活用等を考慮すると、インターネット・ホームページでの情報提供を主の方法とし、紙での情報提供を補完的な提供手法と位置づけることも、今後の行政機関における情報提供施策を検討する上での検討課題になると考えられる。

(http://www.env.go.jp/policy/report/h19-02/index.html)

(http://www.globalreporting.org/)

³ GRI「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第 3 版(G3)」 (http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/3E2CB933-C24D-4CB2-BA64-0C8C47 79220E/0/G3_RG.pdf)

¹ 環境省「環境報告ガイドライン (2007年版)」

² Global Reporting Initiative (GRI)は、1997 年創設の世界規模のネットワーク型組織。本部はオランダのアムステルダム。国連環境計画 (UNEP) の協力機関として位置付けられている。GRI の CSR 報告書のフレームワークは、世界で最も広く参照されている。環境性、社会性、ガバナンス体制に関する情報公開が普及することを目的としている。

第5章 情報公開法に基づく情報提供施策の充実に向けて

1 情報提供施策の充実に関する既往の決定等

「行政透明化検討チームとりまとめ」において、情報提供内容については「行政組織・ 制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等、及び複数回開示請求がな され、これに対する開示決定がなされた文書を情報提供の対象とする。」とされた。また、

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成 16年 11月 12日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 1においては、「電子的に提供する情報の内容」として、1 行政の諸活動に関する情報、2 社会的な有効活用に資する情報、3 法令により公表等が義務付けられている情報、4 その他の情報について、電子的に提供するとしている。

行政の諸活動に関する情報の提供について、「他の国民、企業等第三者に不利益が生じ又は行政活動に重大な支障が生じるおそれがある場合等を除き、積極的に提供することとする。特に、広報・報道関係資料については、公表内容の一層の充実を図り、電子的にも提供を行うとともに、大臣等の記者会見の状況についても電子的な公表を図ることとする。また、外国語による情報提供についても、要望等を踏まえ積極的な対応に努める。」とされ、次の項目について、電子的に情報提供するとされている。

「行政組織、制度等に関する基礎的な情報」

- ① 所管行政の概要
- ② 内部部局、審議会等、施設等機関、特別の機関、地方支分部局の内部組織、任務、 担当する主要な事務又は事業、所在地、幹部の氏名、電話番号・ファクシミリ番 号等(可能な限り課等の単位まで提供することとする。)
- ③ 所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人(以下「所管法人」という。)並びに国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)についても上記に準ずる。所管の公益法人については、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」(平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議幹事会申し合せ)に基づき提供することとなっている情報。所管の特別の法律により設立される民間法人については、「特別の法律

- により設立される民間法人の運営に関する指導監督基準」(平成 14 年 4 月 26 日 閣議決定)に基づき提供することとされている情報。
- ④ 所管する法令(法律、政令、勅令、府令、省令、規則)、告示・通達(法令等の解釈、運用の指針等に関するもの)その他国民生活や企業活動に関連する通知等(行政機関相互に取り交わす文書を含む。)の一覧及び全文(法令の全文については、法令データ提供システムの活用を図ることとする。)
- ⑤ 国会に提出した法律案の全文、概要その他分かりやすい資料
- ⑥ 新規制定又は改正した法令の全文、概要その他分かりやすい資料

「行政活動の現状等に関する情報」

- ① 主要な施策、事業等に関する基本的な方針、計画等及びその背景、事業の成果・ 実績又は進ちょく状況、事業費等に関する情報
- ② 審議会、研究会等の答申又は報告書等、審議経過、議事録又は議事要旨、その他 会議に提出された資料等
- ③ 統計資料その他の公表資料(可能な限り詳細なデータをデータベース等で提供する。)
- ④ 白書、年次報告書
- ⑤ 規制の設定又は改廃に係る意見提出手続(パブリックコメント手続)その他特定 の政策等に係る意見募集に関する情報(「規制の設定又は改廃に係る意見 提出手 続」(平成11年3月23日閣議決定。平成12年12月26日一部改正)に基づき提 供することとされている情報。)
- ⑥ 法令適用事前確認手続に関する情報(「行政機関による法令適用事前確認手続の 導入について」(平成 13 年 3 月 27 日閣議決定。平成 16 年 3 月 19 日一部改正) に基づき提供することとされている情報。)
- (7) 申請・届出等の手続案内情報
- ⑧ 調達情報(「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日高度情報通信社会推進本部決定)及び「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(平成14年3月29日情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承。平成16年3月30日最終改定)に基づき提供することとされている情報。)

「予算及び決算に関する情報」

国会提出後又は成立後の予算及び決算に関する情報

「評価等に関する情報」

- ① 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」により公表することとされている政 策評価に関する情報
- ② 各府省の所管行政に対して行われた総務省行政評価局による行政評価等の実施 結果、会計検査院による検査の実施結果等の情報

また、「『行政機関の保有する情報の公開に関する法律』に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等からの意見・要望等を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。」として、複数回開示決定した文書について、情報提供を実施するとしている。

以下では、特に「行政組織、制度等に関する基礎的な情報」や「行政活動の現状等に関する情報」の項目について、地方公共団体や諸外国の事例を考察し、提供すべきと考えられる情報内容と、情報提供方法について検討する。

2 情報提供内容に関して

前項で引用した「行政透明化検討チームとりまとめ」や「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」を踏まえて、地方公共団体や諸外国の事例から、今後、国の行政機関において情報提供施策を充実する際に、参考となる情報提供内容を整理する。取り上げるのは、(1)政策過程情報(長期計画等の中間段階の案)、(2)事業進捗状況、(3)研究技術に関する情報、(4)行事に関する情報、(5)事務手引き、(6)議会に提出した資料の6項目である。

(1) 政策形成過程情報(長期計画等の中間段階の案)

調査対象の地方公共団体においては、岩手県、秋田県、宮城県、東京都、三重県、大阪府、多摩市の6団体において、長期計画や重要な基本計画に関する中間段階の案を公表・ 提供するよう、条例や要綱等で定めている。

計画策定時に、中間段階の案を公表することは、事務負担が増加することも想定される。 しかし、情報公開条例で中間段階の案を公表することを義務付けている東京都では、制度 導入当初、長期計画や重要な基本計画の策定に際して、中間段階の案を作成・公表する旨、 各部局に対して通知を発したが、制度が定着した現在では、各部局が中間段階の案を作成 するのは定着しているとする。

さらに、大阪府においては、所属長の段階から、打ち合わせやレク、決裁に関する情報を記録、公表している。公表する情報は所管課が決定するが、知事の指示事項や部局長マニフェストに関連する項目のうち、府民の関心が高いと思われるものを公表する。現在は試行段階だが、2011年4月に全庁で実施予定である。

国の行政機関においては、パブリックコメント制度(行政手続法の意見公募手続等)で、 政令や府省令、処分の要件を定める告示、審査基準、処分基準、行政指導指針に対して、 意見を表明することができ、それに伴って命令等の案の公示を行うことになっている。行 政手続法の意見公募手続の他、任意の意見公募も実施されている。基本計画等に関しても、 中間案の作成や意見募集及び公聴会の開催が実施されている(例:第9次交通安全基本計 画の策定時)。

情報提供施策の充実を検討する際には、パブリックコメント制度との整合性を確保しつつ、国が策定する基本計画等に関する中間段階の案を公表することは考慮に値すると思われる。

(2)事業進捗状況

調査対象の地方公共団体においては、岩手県、秋田県、群馬県、東京都、三重県、徳島県、宮崎県、多摩市、春日市で、主要な事務事業に関する進捗状況を公表・提供すると条例や要綱等で定めている。また、調査対象の多くの地方公共団体で、行政評価等の結果も情報提供することにしており、事業の中間段階と最終結果の両面において、事業進捗状況についての情報提供が進んでいる。

国の行政機関においても、複数府省にまたがる政策や各府省の業務の実施状況を調査し、改善方策等を勧告等として公表する総務省行政評価局の行政評価局調査が実施されている。

事業官庁においても、国土交通省は、事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業 や事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業等を対象に、所管公共事業の再評価を 実施している。いわゆる「時のアセスメント」と言われる制度である。

「時のアセスメント」のように、途中段階にある事業に対する評価を伴わなくとも、事業の進捗状況に関する情報は、国民に対する説明責任の観点から重要な情報だと思われる。

(3)研究・技術に関する情報

調査対象の地方公共団体において、特許権に関する情報を除く地方公共団体が保有する研究や技術に関する情報を、公表・提供することを条例や要綱等に定めているのは、岩手県、秋田県、東京都、宮崎県である。

国の行政機関においては、試験研究機関の多くは独立行政法人化されており、独立行政 法人評価の体系において、研究や技術に関する情報が公開されている。しかし、府省の附 属機関や特別の機関として設置されている試験研究機関もあり、国の行政機関が実施する 研究や技術に関する情報の公表・提供の制度化は、国が実施する研究開発や試験に対する 国民の信頼性の向上につながると考えられ、検討に値すると思われる。

(4) 行事に関する情報

調査対象の地方公共機関において、地方公共機関が主催等をする行事に関する情報を提供しているのは、岩手県、秋田県、東京都、宮崎県、多摩市、春日市である。

国の行政機関が関与する行事は多岐に渡り、その範囲を特定することは困難であることが推測されるが、行事に関する情報は国民のニーズが高いものと考えられ、情報提供施策の充実を検討する際には、提供すべき情報内容として候補の一つとなるものと思われる。

(5)事務手引き

大阪府では、府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等を公表することを要領に て定めており、春日市では条例、規則、告示その他の規程を提供することを規則に定めて いる。

国の行政機関においても、行政事務に関する手引き等を公表することは、手続き等を行う国民等の利便性を高めるだけでなく、行政手続全体の透明性を向上させると考えられる。

(6)議会に提出した資料

調査対象の地方公共団体では、秋田県が県議会の本会議及び常任委員会への提出資料を 提供すべき情報とガイドラインで定めている。首長部局等から議会に提出された資料は、 提出を受けた議会側が公表することも考えられるが、提出する首長部局等が公表しても差 し支えないと考えられる。

国の行政機関においても、国会での情報提供施策との整合性を取りつつ、国会への提出 資料について、行政機関側にて情報提供することも考えられる。国政調査権がある国会へ の行政機関からの提出資料には、国の機密、秘密に関する事項の取扱い等、解決しなけれ ばならない制度的課題も存在するが、国民に対する説明責任を果たすためにも、情報提供 することは検討に値すると思われる。

3 情報提供方法に関して

(1) インターネット・ホームページの活用と文書での情報提供による補完

書面調査により、地方公共団体においては、情報公開条例等に基づく情報提供を、情報公開コーナー等の窓口での書類の閲覧と、インターネット・ホームページへの掲載、そして、広報誌・広報紙への掲載を、情報提供の柱としていることが判明した。特に、窓口での閲覧、インターネット・ホームページでの提供について、その選択基準や、事務の現場での運用の実際をヒアリング調査したところ、窓口での書類の閲覧は、各々の地方公共団体において、情報公開制度の黎明期から歴史的に提供してきた情報を、現在も継続して提供している傾向があった。しかし、近年は、インターネット・ホームページでの情報提供量が飛躍的に増大しており、情報公開制度に依らない情報提供を含めると、地方公共団体から提供される情報の多くは、インターネット・ホームページで提供されている。窓口での書類の閲覧での情報提供の情報量と比較すると、インターネット・ホームページでの情報提供が多くなっていることがヒアリング調査にて明らかになった。

インターネット・ホームページでの情報提供は、行政情報を必要とする住民等にとっては、都道府県庁や役所・役場に出向かなくても、自宅等で簡便に情報を入手できることや、 行政情報がデジタルデータで提供されることから、入手後の情報の加工等が容易なことも あり、インターネット・ホームページでの情報提供を望む声が大きい。地方公共団体にと っても、インターネット・ホームページでの情報提供は、積極的に情報提供することで住 民等からの個別の問い合わせが必要なくなる可能性があり、また、住民等からの個別の問 い合わせ等があった場合でも、インターネット・ホームページで情報提供している旨を伝 えることで対応ができるようになる等、事務の効率化に繋がる側面もある。

国の行政機関においても、現在では、多くの情報提供はインターネット・ホームページで行われている。国の行政機関は、地方公共団体よりも、地理的に広範囲に情報提供する必要があるが、国民等にとっては、国の行政機関の窓口まで閲覧に出向く必要がないため、インターネット・ホームページでの情報提供は、行政情報を必要とする国民等にとって、利便性はより高い。国の行政機関においては、各府省や、府省の地方機関が、それぞれに情報提供をしているが、府省横断的に行政情報を収集する際や、全国的な行政情報を必要とする際に、窓口での情報提供では、閲覧窓口まで個別に赴く必要がある。しかし、インターネット・ホームページであれば、各府省や、府省の地方機関が、それぞれにインターネット・ホームページを開設している場合でも、行政情報の収集は簡便である。

事務の効率化の観点では、地方公共団体においては、インターネット・ホームページでの情報提供に制約があることが明らかになった。特に、複数回開示決定した文書の情報提供では、多くの地方公共団体がインターネット・ホームページではなく、窓口での閲覧で情報提供を行っていた。これは、開示決定した文書については、インターネット・ホームページに掲載する作業をすることなく、開示した文書のコピーをそのまま閲覧に供することで事務を簡素化しているためである。情報提供窓口で閲覧に供している文書は、開示請求の対象外とする制度を制定したり、対象外とする運用を行っている団体もあった。地方公共団体の事務の現場では、インターネット・ホームページに掲載する事務負担と、開示請求に対応する事務負担とを比較検討し、事務負担が少ない方法を選択している様子が垣間みられた。

インターネット・ホームページでの情報提供については、提供する情報量が膨大になり 過ぎ、住民の利便性を低下させているのではないか、という懸念もあった。例えば、県政 情報の公表を、主にインターネット・ホームページで実施している神奈川県では、「県政情 報の公表に関する要綱」を定めた目的の一つに、県のホームページで提供する情報量が増 大したため、県政に関する基礎的な情報を整理し、一元的に公表する目的があった。情報 公開法に基づく情報提供施策の充実を図る際には、現在、各府省でそれぞれ実施されてい る情報提供の内容について、政府全体の統一性を確保し、国民にとって必要不可欠な基礎 的な行政情報を整理し、分かりやすく提供するという視点も必要であろう。

また、神奈川県のホームページでは、トップページに「県政情報の公表・公開」へのリンクが掲載され、少ないクリック数で県政に関する基礎的な情報を提供するホームページにたどり着けるように工夫している。「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」においても、各府省のホームページ上に共通のカテゴリーを設け提供する情報は、「各府省の本省庁ホームページのトップページの画面の右側とする」とされているが、インターネット・ホームページにて情報公開制度に基づく情報提供を充実する場合は、各府省ホームページのトップページからのリンクボタンを設置したり、そのリンクボタンの位置を統一する等の工夫をする必要があると考えられる。

今後、国の行政機関において情報公開制度に基づく情報提供を充実する際には、インターネット・ホームページでの情報提供が主流となることが予測されるが、情報提供窓口等での文書の閲覧が、必要なくなっている訳ではない。地方公共団体では、情報提供窓口等を長年に渡って開設してきた。近年、インターネット・ホームページでの情報提供が飛躍的に増加しているが、今後も、インターネット・ホームページを閲覧できない者を対象に、その役割を果たしていくものと考えられる。ヒアリングに訪れた地方公共団体では、情報提供窓口等に、インターネットに接続するコンピュータを設置し、インターネット・ホームページの閲覧が可能になるようにしている。

国の行政機関においても、インターネット・ホームページを使えない国民を対象に、情報提供窓口等での文書の閲覧による情報提供は、重要な役割を果たすと考えられる。また、地方公共団体の情報提供窓口等には、行政情報の収集や保管の機能も果たしているものが見られた。情報提供窓口等での閲覧に供される文書、資料等は、閲覧期限等が設けられているので、情報提供窓口等にはアーカイブ機能(公文書館による歴史的な史料としての公文書の保管・公開機能)はないが、公文書館と連携することにより、情報公開制度のみならず、情報提供窓口等が公文書管理機能の一翼を担う可能性もあるといえよう。

(2) 文書管理システム (コンテンツ・マネジメント・システム (CMS)) の活用

国の行政機関での情報提供施策の充実の際には、インターネット・ホームページでの情報提供が主流になるものと考えられるが、その際に必要となるのは、政府全体に渡る文書管理システム(コンテンツ・マネジメント・システム(CMS))²の導入であろう。地方公共団体において、インターネット・ホームページでの情報提供に際し、セキュリティの確

保策として導入されていたのが、コンテンツ・マネジメント・システムであった。コンテンツ・マネジメント・システムでは、インターネット・ホームページで公表するファイルに対して、管理職等、公開権限を持つ者の承認を必要とする等、不適切な文書ファイルを誤って公開してしまうことを防止する機能が盛り込まれている。また、インターネット・ホームページでの公開日時や公開期限の設定が可能で、公開期限が過ぎた文書が公開され続けるといった事態を防ぐ事ができる。

セキュリティーの確保と同時に、コンテンツ・マネジメント・システムの導入には、利便性の向上にもつながる。多くのコンテンツ・マネジメント・システムには、RSS³の配信機能が盛り込まれている。RSS は、インターネット・ホームページの更新情報を配信するために用いられているが、複数のインターネット・ホームページから発信される RSS を収集して、一つのホームページに集約する機能もある。RSS 機能を有効に活用すれば、各府省インターネット・ホームページの更新情報を一元的に集約することが可能で、政府全体の情報提供内容の一覧性を確保する事ができる。例えば、電子政府の総合窓口「e・Gov」に、首相官邸や内閣府、総務省等が配信しているホームページの更新情報を集約し、一覧表示することが可能である。地方公共団体では一元的にホームページを運営管理しているが、国の行政機関では、本府省や地方機関等が、独自にインターネット・ホームページを開設し、情報を更新している。その更新情報を一元的に把握するのは現状では困難であるが、情報提供施策の充実の一環として、各府省が提供する行政情報について一元的に把握できるシステムを構築することは、国民の利便性を高めることになると考えられる。

4 情報公開法に基づく情報提供施策に関する法体系について

「行政透明化検討チームとりまとめ」においては、情報提供施策に関する法体系について、「行政組織・制度等に関する基礎的情報、行政活動の現状等に関する情報等については、 その項目を法定し、内容の詳細は、適時的な改善を可能とするべく、政令事項とする。」と されている。

地方公共団体においては、情報公開条例では、提供する行政情報の大項目を定め、詳細は、要綱等で定めている事例が多かった。一方、東京都では、情報公開条例によって公表を義務付ける項目を定め、任意の情報提供は要綱で定める体系を構築している。地方公共

団体の事例では、提供すべき情報提供内容の選定に際し、明確な基準や指針となるものは確認できなかった。情報提供すべき内容は、以前から任意に情報提供されていた情報を、整理した上で制度化したことや、住民ニーズの高い情報を提供していることが明らかになっている。

国の行政機関における情報提供施策を充実する際には、情報提供内容の選定が焦点の一つになるであろう。しかし、本調査では、地方公共団体においては、歴史的な要因によって情報提供内容が決定している実態が明らかになったように、国の行政機関において、情報提供内容を選定するためには、各府省において従前から情報提供している内容について、予め整理しておくことも有効であると思われる。

5 結びに

本調査研究では、地方公共団体 20 団体の情報公開条例等に基づく情報提供施策及び諸外国8カ国の情報公開法等に基づく情報提供施策について調査研究を行うとともに、公益企業等3法人の CSR に基づく情報提供について、調査を実施した。

本章では、国の行政機関における情報提供施策等の充実の検討の際に必要となるであろう、情報提供内容と情報提供方法、情報公開法に基づく情報提供施策に関する法体系について、地方公共団体、諸外国、公益企業等の情報提供施策を参考に、提言を取りまとめた。 今後の情報公開法に基づく情報提供施策等の充実に関する検討の際に、本調査研究が多少なりとも貢献できれば幸いである。

 $^{^1}$ 「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方(指針)」(平成 16 年 11 月 12 日 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)(各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議(第 12 回)資料)http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/cio/dai12/12siryou1.pdf

² 文書管理システム (コンテンツ・マネジメント・システム) は、組織内の電子ファイルやデータ等の作成や管理、公開、保存を行うシステム。特に、インターネット・ホームページの構築等に使われるものをコンテンツ・マネジメント・システムと呼ぶことが多い。ページごとに公開日時や期間の設定ができ、ホームページへの公開を承認するワークフローが設けられており、多人数でホームページを作成、管理することが容易になっている。コンテンツ・マネジメント・システムは、商用パッケージやソリューションが各社から発売されている他、オープンソースの行政機関向けコンテンツ・マネジメント・システムの

事例として、「島根県 CMS」(http://projects.netlab.jp/PrefShimaneCMS/) がある。島根県が同県のインターネット・ホームページにて使用するために開発を委託したシステムを、オープンソース・ライセンスで公開しているもの。「島根県 CMS」を導入した地方公共団体としては、北海道小樽市や熊本県球磨村等がある。

³ RSS とは、RDF Site Summary、Rich Site Summary、Really Simple Syndication の略。見出しや要約などを記述するためのフォーマットで、インターネット・ホームページの更新情報等を配信するために用いられる。

(例:首相官邸ホームページ新着情報配信 RSS(http://www.kantei.go.jp/index-j2.rdf) 、内閣府ホームページの RSS(http://www.cao.go.jp/rss/news.rdf)、総務省ホームページの RSS(http://www.soumu.go.jp/news.rdf))

資料

1 書面調査総括表

(1) 地方公共団体

(1)	情報提供施策の根拠規定	(特に冬例以下の亜綱等)	の押据
(/	I 用 我 还	(1寸)-不炒以了炒女們寸/	ひょうしつ 注

① 条例

- □ **あり(20団体)**岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、 大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、 船橋市、多摩市、春日市、ニセコ町
- □ なし(0団体)

2 要綱

- □ **あり(17団体)**岩手県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、 鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、 春日市
- □ なし(1団体)多摩市

公表

- □ **あり(14団体)**岩手県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、 徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、函館市、いわき市、春日市
- □ なし(3団体)札幌市、福岡市、船橋市

ホームページでの公表

- □ **あり(12団体)**岩手県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、 徳島県、大分県、宮崎県、函館市、いわき市
- □ なし(3団体)札幌市、船橋市、春日市

③ 条例、要綱以外の根拠規定

□ **あり(9団体)**岩手県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、宮崎県、函館市、いわき市、船橋市

□ なし(3団体)宮城県、大分県、多摩市
公表 □ あり (6団体) 岩手県、東京都、三重県、大阪府、宮崎県、函館市
□ なし(3団体) 神奈川県、いわき市、船橋市
ホームページでの公表 □ あり (2団体) 岩手県、大阪府
□ なし(7団体) 東京都、神奈川県、三重県、宮崎県、函館市、いわき市、船橋 市
 (2) 情報提供施策に関する制度導入の経緯・理由(特に要綱等を設定している場合) □ 首長のリーダーシップによって (10団体) 岩手県、群馬県、三重県、鳥取県、徳島県、宮崎県、函館市、船橋市、多摩市、ニセコ町
□ 議会の意向を受けて (4団体) 群馬県、札幌市、函館市、多摩市
□ 審議会等、第三者機関の意向を受けて(9団体) 岩手県、秋田県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、大分県、福岡市、春日市
□ 住民の意向を受けて(4団体) 群馬県、宮崎県、福岡市、函館市
□ 国や都道府県の制度制定を受けて (5団体) 大分県、宮崎県、函館市、船橋市、 多摩市
□ いわゆる「先進自治体」の動向を受けて(2団体) 岩手県(東京都)、神奈川県(岩手県・大阪府)カッコ内は参照した地方公共団体名
□ 周辺地方公共団体や人口規模等が同一の地方公共団体の動向を踏まえて(1団体) 群馬県(不明)カッコ内は参照した地方公共団体名
□ その他 (4団体) 宮城県 (積極的な情報提供についてルール化する必要があった

ため)、神奈川県(情報公開条例見直しの結果)、鳥取県(当然必要なことである)、 徳島県(県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上、情報公開請求に関す る事務の簡素化)

- (3) 情報公開条例等に基づく情報提供内容の現状(情報提供施策に関する要綱等を添付して返送する場合は当該項目に記入を求めなかった。本項は、記入がなかった 秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、徳島県、春日市を除く13団体を 母数とする。)
- ① 施政方針・基本計画に関する情報
 - □ 長期計画、基本構想、その他重要な基本計画等 (13団体) 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
 - □ **長期計画、基本計画を補完する主な個別計画・指針(12団体)**岩手県、宮城県、 大阪府、鳥取県、大分県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、 ニセコ町
 - □ **公営企業体の経営改善計画、事業経営計画等** (9 団体) 岩手県、宮城県、大阪 府、鳥取県、大分県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市
 - □ **知事・市長等の議会演説等(8団体)**岩手県、大阪府、鳥取県、宮崎県、札幌市、函館市、いわき市、多摩市
 - □ その他(1団体)鳥取県(知事定例記者会見録、知事挨拶集)
- ② 組織や職員の定数、給与等、行政管理に関する情報
 - □ **組織図・機構図(13団体)**岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、 札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
 - □ **職員の定数に関する情報(12団体)**岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、 宮崎県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
 - □ **職員の給与に関する情報(13団体)**岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、 宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町

	その他(0団体)
③ 予	算に関する情報 予算見積書(7団体)岩手県、大阪府、鳥取県、札幌市、函館市、多摩市、ニ セコ町
	部局別の予算要求状況(7団体) 岩手県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、 札幌市、多摩市
	予算要求、査定等、予算編成過程の情報(6団体) 大阪府、鳥取県、大分県、 宮崎県、札幌市、多摩市
	その他(3団体) 宮城県(予算編成方針等)、函館市(財務書類、財政の状況)、いわき市(予算書)
④ 政	策評価・事務事業評価結果・主要事業の進行状況
	政策評価、事務事業評価結果 (12団体) 岩手県、宮城県、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
	個別事務事業の評価書 (8団体)岩手県、大阪府、鳥取県、大分県、札幌市、 函館市、船橋市、多摩市
	主要事業の進行状況(7団体) 岩手県、大阪府、鳥取県、大分県、札幌市、福岡市、函館市
	その他 (2団体) 大阪府 (部局長マニフェスト)、鳥取県 (政策戦略会議会議録)
⑤ 重	要会議・審議会などの報告書、議事録、提出資料
	重要会議・審議会等の報告書(10団体)岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大
	分県、札幌市、福岡市、船橋市、多摩市、ニセコ町
	重要会議・審議会等の議事録(11団体)岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大
	分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、船橋市、多摩市
	重要会議・審議会等への提出資料(10団体)岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、

	大分県、宮崎県、札幌市、船橋市、多摩市、ニセコ町
	その他 (1団体) 鳥取県(会議等の開催案内、審議会一覧(設置根拠、委員名簿等))
⑥ 試	験の実施、行事に関する情報
	地方公共団体が実施する試験等に関する情報 (13団体) 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
	地方公共団体が主催する行事に関する情報(12団体) 岩手県、宮城県、大阪府、 鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ 町
	その他 (1団体) 鳥取県 (資格試験に関する情報)
⑦ 外	郭団体の事業概要、財務状況等
	外郭団体の事業概要(10団体) 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、いわき市、船橋市、多摩市
	外郭団体の財務諸表等(10団体) 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、宮崎県、 札幌市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町
	外郭団体への地方公共団体職員の再就職の状況(9団体) 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、函館市、いわき市
	その他 (1団体) 鳥取県 (外郭団体の役員名簿、給与等の状況)
8 そ	の他、特徴的な情報提供内容
	所管法人や団体、許認可を受けた者等の名簿情報(7団体) 宮城県、大阪府、 鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、函館市
	職員採用試験や学校入学試験等の試験問題等(6団体) 宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市
	交際費・食糧費等(8団体) 岩手県、鳥取県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡

市、船橋市、多摩市 □ 職員団体との交渉過程・交渉結果(3団体)大阪府、鳥取県、多摩市 □ **退職者の再就職状況 (8団体)** 岩手県、宮城県、大阪府、鳥取県、大分県、宮 崎県、札幌市、函館市 □ その他(2団体)鳥取県(本会議各種委員会を動画で配信、県民の声及びそれ への回答)、いわき市(市長交際費及び議長交際費) (4) 情報提供内容の検討・決定プロセス(ニーズ把握も含む) ① 情報提供内容の検討・決定する際に内部で実施した検討 □ いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (6団体) 岩手県(東京都)、群馬県(不明)、札幌市、函館市(中核市等)、船橋市 (中核市各市)、多摩市 □ 国や都道府県の制度との整合性(8団体)宮城県、三重県、鳥取県、宮崎県、 札幌市、福岡市、函館市、船橋市 □ 既存の条例等との整合性(9団体)秋田県、宮城県、神奈川県、鳥取県、宮崎 県、札幌市、福岡市、船橋市、多摩市 □ その他(5団体)東京都(各主管課で決定しているため、特に把握していない)、 神奈川県(全国調査等)、大阪府(学識経験者等の意見を聞きながら、府として先 進的に取り組んできた)、徳島県(「情報提供思索の推進に関する要綱」で公表義 務情報、公表推進情報と規定するもの)、船橋市(主管課の判断による) ② 情報提供内容の選択指針 □ **情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(14団体)**岩手県、秋田県、宮 城県、群馬県、東京都、神奈川県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、 札幌市、多摩市、春日市 □ **情報提供内容の選択は主管課に委任(12団体)**群馬県、東京都、神奈川県、三 重県、大阪府、徳島県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市

□ その他(0団体) ③ 住民ニーズの把握方法 □ 住民調査の実施(6団体) 岩手県、鳥取県、札幌市、函館市、船橋市、多摩市 □ 施政全般に関する調査の一部として実施(5団体)岩手県、鳥取県、函館市、 船橋市、多摩市 □ **特別調査を実施 (4団体)** 鳥取県、函館市、船橋市、多摩市 □ 審議会等の開催(9団体)岩手県、群馬県、大阪府、鳥取県、札幌市、函館市、 多摩市、春日市、ニセコ町 □ 住民説明会の開催 (7団体) 岩手県、宮城県、鳥取県、札幌市、函館市、船橋 市、多摩市 □ その他(6団体) 岩手県(パブリック・コメントの実施)、群馬県(開示請求等 の状況から住民ニーズを推測している)、東京都(それぞれの主管課で実施してい ると思われるが、特に把握していない)、神奈川県(県ホームページにおいて、県 政情報の公表に関する意見募集を実施)鳥取県(県民の声(広聴)、知事幹部職員 と県民との意見交換会(伸びのびトーク))、徳島県(情報公開窓口、各担当課の 業務において) ④ 住民ニーズを受け付ける窓口 □ 情報公開・情報提供窓口で受付(15団体)秋田県、宮城県、群馬県、東京都、 三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、 いわき市、春日市 □ 県政市政等の総合窓口で受付(3団体)東京都、鳥取県、札幌市 □ 各部局で受付(15団体)岩手県、宮城県、東京都、三重県、大阪府、鳥取県、 徳島県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町 □ その他(1団体)神奈川県(各担当課が日常の窓口業務等を通じて県民の要望 を的確に把握するよう努めることが重要であると考えている)

(5) 情報提供方法の検討・決定プロセス

① 情報提供方法の選択				
	情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置・提供情報の配架(19団体)岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、春日市			
	インターネット・ホームページでの公表 (19団体) 岩手県、秋田県、宮城県、 群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、 札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、春日市			
	広報誌・広報紙等への掲載 (15団体) 岩手県、秋田県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、大分県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、春日市、ニセコ町			
	報道発表(12団体) 岩手県、秋田県、宮城県、三重県、大阪府、鳥取県、大分県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市			
	その他(0団体)			
② 情	報提供方法の選択指針			
	情報提供方法の選択指針に関する要綱等を制定(12団体)秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、徳島県、宮崎県、福岡市、多摩市、春日市			
	情報提供方法の選択は主管課に委任(10団体)岩手県、東京都、神奈川県、大阪府、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市			
	その他(1団体)鳥取県(要綱はないが相手方の意向)			
	ンターネット・ホームページの更新 情報公開担当部局が担当 (8団体)宮城県、群馬県、神奈川県、大阪府、鳥取 県、宮崎県、札幌市、春日市 」 直営 (7団体)宮城県、群馬県、神奈川県、大阪府、鳥取県、宮崎県、春日			

	市 外部委託 (1団体) 春日市
	情報システム部局が担当(0団体) □ 直営(0団体) □ 外部委託(0団体)
	各部局が担当(18団体) 岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市、ニセコ町 直営(16団体) 岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、神奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、函館市、船橋市、多摩市、ニセコ町 外部委託(0団体)
	その他 (1団体) 東京都 (総合ホームページは、広報担当部局、各局ホームページは各局で (一部事務について外部委託しているところもある))
4 1 -	ンターネット・セキュリティの確保 コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) の導入 (14団体) 岩手県、秋田県、 群馬県、神奈川県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、 いわき市、多摩市、ニセコ町
	外部委託に際してプライバシーマーク取得等の資格要件の付与(1団体) 大阪府
	ホスティング・サービスやクラウド・サービスの利用 (1団体) 多摩市
	その他 (5団体) 宮城県、東京都 (サーバーのセキュリティ管理を徹底している)、大阪府 (ネットワーク機器等によるセキュリティの確保)、鳥取県 (オンライン照会を用いた個人情報の提供についての基準)、函館市 (外部からの FTP を禁止)

⑤ 内部会議等の動画配信

□ **あり (7団体)** 宮城県、鳥取県、徳島県、宮崎県 (知事定例記者会見)、札幌市 (市長記者会見)、函館市、ニセコ町

□ **なし(13団体)** 岩手県、秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大阪府、 大分県、福岡市、いわき市、船橋市、多摩市、春日市

⑥ 地域 SNS や電子会議室等、住民と地方公共団体が双方向で情報提供を行う事例

- □ なし(16団体) 秋田県、宮城県、群馬県、東京都、三重県、大阪府、徳島県、 大分県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、いわき市、多摩市、春日市、ニセコ 町
- □ あり (4団体) 岩手県、神奈川県、鳥取県、船橋市
 - □地域 SNS (0 団体)
 - □電子会議室(2団体)神奈川県、船橋市
 - □ブログ (**1団体**) 岩手県
 - □その他 (1団体) 鳥取県 (ツイッター)

1) 提供情報の内容

- ・岩手県(「新しい長期計画」案の策定に伴う知事から県民への説明)
- ・神奈川県(予算見積書、事業の目的・内容等を記載した評価シート、事業内容に 関する質問及び回答、評価参加者(県民)の意見)
- ・鳥取県(鳥取県からのお知らせ、注目情報などを発信。鳥取県とのつながりを提供。鳥取県の観光情報を紹介する「鳥取 AiRMap」のバージョンアップ情報や新着情報を提供。子育て支援施策、イベント情報、ホームページ更新情報など子育てに役立つ情報を提供。環境にやさしい活動の情報提供。全国豊かな海づくり大会鳥取大会や、白うさぎ大使による新たな国造り運動を PR するために結成された「ととリン」率いるキャラバン隊の活動を情報提供)
- ・船橋市(まちづくり等に関するテーマや地域の話題について、市民や市民活動団体、行政などがインターネット上で意見交換し、市民アイディアを市政に活かす場。「ふなばし市民活動情報ネット」のホームページで、会議室に意見を書き込んだり、参加者が書き込んだ意見を自由に見ることができる)

2) 成果

- ・岩手県(「いわて県民計画」への反映)
- ・神奈川県(評価参加者(県民)の利便性の向上)
- ・鳥取県(気軽な情報交換を行うことで、県政へ関心を持ってもらえた。鳥取県のファンを増やすことに繋がった。ツイッターのフォロワーから提案を受け、改善につながった)
- ・船橋市(意見交換された内容で、実現性・必要性が高いものは、市民アンケート

を実施したり、市の担当職員と協議したりするなどして、市の施策や事業改善に 活かしていく)

⑦ 情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置
□ 直営(18団体) 岩手県、秋田県、宮城県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、
大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、
多摩市、春日市
□ 常勤職員のみ配置(9団体)群馬県、東京都、徳島県、大分県、宮崎県、函
館市、いわき市、多摩市、春日市
□ 非常勤職員のみ配置 (4団体)大阪府、鳥取県、札幌市、船橋市
□ 常勤職員及び非常勤職員を配置(4団体)岩手県、宮城県、神奈川県、三重
県
□ 指定管理(0団体)
□ 外部委託(3団体) 群馬県、東京都(受付のみ)、福岡市
(7) 情報提供の効果の把握
①情報提供の効果(利用件数やアクセス数等)把握の有無
□ 効果を把握している (7団体) 宮城県、大阪府、鳥取県、宮崎県、札幌市、
福岡市、函館市
□ 効果を把握していない(13団体)岩手県、秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、
□ 効果を把握していない (13団体) 岩手県、秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、 三重県、徳島県、大分県、いわき市、船橋市、多摩市、春日市、ニセコ町
— 里州、 () () () () () () () () () () () () ()
①-2 効果を把握しない理由
□ 効果把握に費用が掛かるから (0団体)
□ 効果把握が困難だから(11団体)岩手県、秋田県、群馬県、三重県、徳島県、
大分県、いわき市、船橋市、多摩市、春日市、ニセコ町
□ 効果把握の必要性がないから(0団体)
□ 閲覧者等のプライバシーに触れるから (1団体) 多摩市

□ その他 (2団体) 東京都 (各主管課の責任において情報提供を実施しているため、効果の把握についても各主管課の判断である)、神奈川県 (各担当課が県民ニーズが高いと判断したものについて、情報提供を実施していることや、事務の簡素化、効率化を図る観点から利用件数等の調査を行っていない。なお、情報公開請求のデータから情報提供に移行すべきものがないか検討している)

② 効果把握の内容

- □ **閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析(4団体)**宮城県、大阪府、鳥取県、 函館市
- □ インターネット・アクセス記録の蓄積・分析 (3団体) 大阪府、鳥取県、福岡 市
- □ 広報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施(1団体)大阪府
- □ 住民に対する意識調査等の実施(0団体)
- □ **その他(2団体)**宮崎県(県民情報センターにおける閲覧利用件数、コピーした場合の枚数を把握している。なお、閲覧の際に請求等は不要のため、閲覧された文書について詳細に把握していない)、札幌市(情報提供窓口の利用人数の蓄積、分析)

③ 提供文書数

宮城県 46,192冊を常時配架(平成20年度)

大阪府 1,956 文書を開架 (平成21年度)

大分県 141,560 文書 (平成21年)

宮崎県 2,442 文書 (平成21年度)

函館市 約90文書(平成21年度)

春日市 約1,600 文書

④ 提供情報に対する総利用件数・総アクセス件数

宮城県 年間 7,301件・アクセス (平成20年度)

大阪府 年間 4,325件(平成21年度)

大分県 年間 1,247件(平成21年)

宮崎県 年間 9,172件・アクセス (平成21年度)

函館市 204件(平成21年度)

春日市 1,937件

概数の場合

1 日数件程度(3 団体) 大分県、函館市、春日市
1日十数件から百件程度 (4団体)宮城県、大阪府、宮崎県、札幌市(情報公
開コーナーに限る)
1日百件以上(0団体)
その他(0団体)

⑤ 情報公開窓口・インターネットでの情報提供上位 20 件の内容

大阪府(情報公開窓口)

順位	文書名	件数	区域内・外	公益·
/-DR		11 30		営利
1	大阪府教員採用試験問題	658		
2	大阪府建設業許可業者名簿	438		
3	建設工事積算基準	383		
4	公共工事設計労務単価・材料単価	113		
5	大阪府高等職業技術専門学校過去問題	70		
6	予算書	64		
7	大阪府公報	57		
8	大阪府水道部積算基準	49		
9	宅地建物取引業者名簿 (大阪府知事免許)	48		
10	知事メール	32		
11	指定管理者公表資料	30		
12	大阪府職員録	29		
13	大阪府公立高等学校入学者選抜学力検査問題	27		
14	出資法人公表資料	16		
15	毒物劇物取扱者試験問題	16		
16	土地改良工事積算基準	15		
17	大阪府製菓衛生師試験問題	11		
18	夕陽丘高校入学者選抜実技検査内容	11		
19	市町村広報誌	10		
20	下水道設計指針	9		

札幌市 (情報公開窓口)

順位	文書名	件数	区域内•外	公益・ 営利
1	各種工事の積算要領等	20~30	区域内	営利
		件/日		
2	食品営業の許可一覧等	10 件/月		営利

函館市(情報公開窓口)

順位	文書名	件数	区域内・外	公益· 営利
1	食品衛生法等に基づく営業許可施設一覧	101	内	
2	委員会提出資料	21	内	
3	市政概要	21	外	
4	美容所一覧	10	外	
5	病院・診療所・歯科一覧	9	内	
6	議会会議録	6	内	
7	統計資料	6	内	
8	市史・地域史	5	内	
9	要綱・要領等	5	内	
10	予算書	4	内	
11	理容所一覧	4	内	
12	公衆浴場一覧	1	内	
13	事業概要	1	内	
14	監査報告書	1	内	
15	決算書	1	内	
16	市の教育	1	外	
17	福祉計画	1	内	
18	附属機関会議録	1	内	
19	出資団体営業報告書	1	内	
20	退職職員再就職状況	1	内	

⑥ 情報提供の効果把握の活用

- □ **情報提供範囲の見直しに活用 (5団体)**大阪府、鳥取県、宮崎県、札幌市、函 館市
- □ 情報提供方法の見直しに活用 (4団体) 宮城県、大阪府、鳥取県、札幌市

		情報提供制度の見直しに活用 (1団体) 鳥取県
		効果は把握しているが、特段活用していない (1団体) 福岡市
		その他 (1団体) 宮城県 (口頭による開示の実施)
7	=-	ーズの高い情報の提供方法の工夫
		情報開示手続から情報提供への移行(9団体)東京都、神奈川県、大阪府、鳥取県、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、春日市
		インターネットへの掲載 (7団体) 東京都、神奈川県、大阪府、鳥取県、福岡市、いわき市、春日市
		情報提供窓口(情報公開コーナー等)での閲覧(9団体)東京都、神奈川県、 大阪府、鳥取県、宮崎県、福岡市、函館市、いわき市、春日市
		広報誌・広報紙等への掲載(5団体) 東京都、大阪府、鳥取県、いわき市、春 日市
		その他(1団体)鳥取県(県政テレビの放映、テレビ・ラジオのスポット広告)
8	=-	-ズの高い情報の提供に関する予算措置
		なし(9団体)宮城県、東京都、大阪府、宮崎県、札幌市、福岡市、函館市、
		いわき市、春日市
		あり(1団体) 鳥取県(広告委託料、広報紙の発行など)
(7	7)	国から国民に情報提供してほしい情報提供内容や方法についての要望
		報提供内容への要望 // この悪想
•		からの要望 L幌市(各種工事の積算書)
	个	

- 85 -

地方公共団体としての要望

なし

② 情報提供方法への要望

住民からの要望

群馬県(決定までに要する期間の短縮、手数料の見直し(実費のみ))、

地方公共団体としての要望

なし

2 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供

1)	情報公開	条例に基	とつき複数	
①条例	ij			
	あり(5団体)	群馬県、	東京都、神奈川県、福岡市、ニセコ町
	なし (多摩市	8団体)	岩手県、	宮城県、鳥取県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、
ホ-	-ムページ	での公表	₹	
				東京都、神奈川県、福岡市
	なし (0団体)		
②要#	7			
		8団体)	東京都、	神奈川県、三重県、大阪府、徳島県、大分県、宮崎県、
	なし (多摩市	8団体)	岩手県、	宮城県、鳥取県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、
ハョ	=			
公表□		8団体)	東京都、	神奈川県、三重県、大阪府、徳島県、大分県、宮崎県、
	なし (0団体)		
木-	-ムページ	での公表	Ē	
				神奈川県、三重県、大阪府、徳島県、宮崎県、春日市
	なし(1団体)	大分県	
③条係	削、要綱以	!外の根拠	規定	
				三重県、大阪府、鳥取県
	なし(7団体)	岩手県、	宮城県、札幌市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市

	公表	
		あり (4団体) 秋田県、三重県、大阪府、鳥取県
		なし(0団体)
	ホー	-ムページでの公表
		あり (1団体) 大阪府
		なし (3団体) 秋田県、三重県、鳥取県
(2)	制度導入の経緯・理由
	<i>,</i>	首長のリーダーシップによって(7団体)群馬県、三重県、鳥取県、徳島県、
	_	宮崎県、函館市、ニセコ町
		議会の意向を受けて(1団体)群馬県
		審議会等、第三者機関の意向を受けて (7団体) 東京都、神奈川県、三重県、 大阪府、大分県、福岡市、春日市
		国や都道府県の制度制定を受けて(2団体)大分県、宮崎県
		いわゆる「先進自治体」の動向を受けて(0団体)
		周辺地方公共団体や人口規模等が同一の地方公共団体の動向を踏まえて (1団 体) 群馬県 (不明)
		大量請求事例への対応として(0団体)
		その他 (3団体) 秋田県 (住民の利便性及び事務の効率化のため)、鳥取県 (迅速に情報提供するため)、徳島県 (県民への迅速な情報の提供など県民サービスの向上、情報公開請求に関する事務の簡素化)

(3) 提供すべき文書の選定基準

① 根拠規定の体裁

□ 義務的規定(3団体) 大阪府、多摩市、ニセコ町
□ 開示決定した文書は全て公開 (3団体) 大阪府、多摩市、ニセコ町
□回以上請求された場合公開(0団体)
□ その他(0団体)
□ 裁量的規定(13団体) 秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、鳥取県、
徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、函館市、船橋市、春日市
□ 開示決定した文書は原則公開 (0団体)
□回以上請求された場合公開 (0団体)
□ 部局ごとに判断 (2団体) 徳島県、福岡市
□ 案件ごとに判断 (9団体) 秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、大分
県、宮崎県、函館市、春日市
□ その他(2団体) 鳥取県(全部開示文書で、著作権法など他の法令により公文
書開示請求以外では公開できない文書以外は提供している)、船橋市(複数回開
示がなくとも情報公開制度に基づき開示決定した文書について、翌月から3ヶ
月のみは、当該決定に基づいた形式で当該文書を情報提供している)
① ### の 第四
② 提供の範囲
□ 全部開示文書のみ提供 (9団体) 秋田県、群馬県、神奈川県、三重県、鳥取県、 徳島県 大八県 宮崎県 死営士
徳島県、大分県、宮崎県、函館市
□ 一部開示文書も提供(6団体) 東京都、大阪府、福岡市、船橋市、多摩市、春
日市
日市
日市 ③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い
③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い □ 墨塗り等で対応 (6団体) 東京都、大阪府、福岡市、船橋市、多摩市、春日市
③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い
 ③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い □ 墨塗り等で対応 (6団体) 東京都、大阪府、福岡市、船橋市、多摩市、春日市 □ 不開示情報等が含まれない形式に編集して提供 (6団体) 東京都、徳島県、宮崎
 ③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い □ 墨塗り等で対応 (6団体) 東京都、大阪府、福岡市、船橋市、多摩市、春日市 □ 不開示情報等が含まれない形式に編集して提供 (6団体) 東京都、徳島県、宮崎
 ③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱い □ 墨塗り等で対応 (6団体) 東京都、大阪府、福岡市、船橋市、多摩市、春日市 □ 不開示情報等が含まれない形式に編集して提供 (6団体) 東京都、徳島県、宮崎県、船橋市、春日市、ニセコ町

(4) 複数回開示請求があった文書の提供方法

□ インターネット (4団体) 群馬県、東京都、大阪府、宮崎県 セキュリティへの特段の配慮

	〕 あり(2団体) 東京都、宮崎県
	□ なし (1 団体) 群馬県
	情報提供(情報公開コーナー等)窓口での閲覧(12団体)秋田県、群馬県、神
	奈川県、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、函館市、
	春日市
	各部局窓口での閲覧 (8団体)東京都、三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、福
	岡市、船橋市、ニセコ町
	広報誌・広報紙等への掲載 (1団体) 東京都
	県政・市政等総合窓口 (1団体)東京都
П	その他(1団体)多摩市(行政資料室)
_	
(5)	複数回開示請求があった文書の提供の効果
	後銀四周が開ぶためった人員の促队の効果 B提供の効果(利用件数やアクセス数等)把握の有無
	効果を把握している (2団体) 鳥取県、函館市
	カ木で記述している (2回件) 為以来、西田市
	効果を把握していない(14団体) 秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、
Ш	大阪府、徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、船橋市、多摩市、春日市、ニセコ町
	八阪内、応毎界、八万界、吾呵乐、惟画申、加愉申、夕季申、春日申、一ピュョ
1	2 効果を把握しない理由
_	
Ш	効果把握に費用が掛かるから(0団体)
	松田柳根ぶ田掛がふう /10日仕) む 田 田 平田 古 古 初
Ш	効果把握が困難だから (13団体) 秋田県、群馬県、東京都、神奈川県、三重県、
	大阪府、徳島県、大分県、宮崎県、福岡市、船橋市、春日市、ニセコ町
	効果把握の必要性がないから(1団体) 大阪府
	閲覧者等のプライバシーに触れるから(1団体)多摩市
	その他(2団体)神奈川県(行政資料コーナーに配架しており、貸し出し以外
	の利用件数を把握できないため)、大阪府(既に開示請求(決定)があった文書は、
	冬所届が直ちに公開できる文書レーて提供するため)

_	官市(情報公開窓口)	1100134		公益・
⑤	情報公開窓口・インターネットでの情報提供上位 20	件の内容		
	□ その他(0団体)			
	□ 1日百件以上(0団体)			
	□ 1日十数件から百件程度(0団体)			
15	□ 1 日数件程度(2 団体) 鳥取県、函館市			
相	悪数の場合			
<u> 2</u>	函館市 年間 125件(平成21年度)			
	時取県 年間 250件 (平成21年度) - 185 件 (平成21年度)			
_	提供情報に対する総利用件数・総アクセス件数			
	HP WHETE I CHARLES WORK IN THE WORK IN TH			
团	函館市 年間 33文書(平成21年度)			
焦	· 取県 年間 250文書(平成21年度)			
3	提供文書数			
Г	□ その他 (0団体)			
	〕 住民に対する意識調査等の実施(0団体)			
		ощну		
Г] 広報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施(0 団体)		
] インターネット・アクセス記録の蓄積・分析(0団体)		
	〕 閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析(2団	体) 鳥取県、	函館市	
(2)	効果把握の内容			

順位	文書名	件数	区域内•外	公益· 営利
1	食品衛生法等に基づく営業許可施設一覧	101	内	
2	美容所一覧	10	外	
3	病院、診療所、歯科一覧	9	内	
4	理容所一覧	4	内	
5	公衆浴場一覧	1	内	

⑥ 情報提供の効果把握の活用
□ 情報提供範囲の見直しに活用 (2団体) 鳥取県、函館市
□ 情報提供方法の見直しに活用(1団体) 鳥取県
□ 情報提供制度の見直しに活用(1団体) 鳥取県
□ 効果は把握しているが、特段活用していない(0団体)
□ その他(0団体)
⑦ 複数回開示請求があった文書の提供制度の創設時に大量請求問題に直面していたか否か
□ 直面していた (8団体) 東京都、神奈川県、三重県、大阪府、徳島県、大分県、 札幌市、函館市
□ 他地方公共団体等の事例を問題だと認識していたが、当該地方公共団体としては大 量請求問題に直面はしていなかった(5団体)秋田県、宮崎県、多摩市、春日市、 ニセコ町
□ 大量請求はあったが、情報公開制度運用上の問題だと認識していなかった(0団 体)
□ 大量請求問題に直面していなかった(3団体) 群馬県、鳥取県、船橋市
□ その他 (1団体) 宮城県
⑧ 情報提供制度と大量請求問題との関係□ 情報提供制度の主目的は大量請求問題への対処(0団体)
□ 大量請求問題は主目的ではないが、情報提供制度導入の目的の一つ(3団体) 東京都、宮崎県、札幌市
□ 大量請求問題と情報提供制度は関係がない(13団体) 秋田県、宮城県、群馬県、 三重県、大阪府、鳥取県、徳島県、大分県、函館市、船橋市、多摩市、春日市、

ニセコ町

	その他(1団体)神奈川県(事務の簡素化の観点から関係がないとは言えないが、大量請求で特に問題となる営利目的の大量請求問題については別途検討している)
⑨ 悄 □	情報提供に移行した情報への利用件数・アクセス件数 利用件数・アクセス件数が増えた(2団体)徳島県、函館市
	利用件数・アクセス件数は変わらず(3団体)大分県、宮崎県、札幌市
	利用件数・アクセス件数が減った(0団体)
	利用件数・アクセス件数を把握していない (6団体) 秋田県、宮城県、神奈川県、鳥取県、福岡市、船橋市
	その他 (2団体) 群馬県 (利用件数・アクセス数を把握していないが、当該情報への開示請求は減少している)、東京都 (情報公開請求は減少した)
6)	情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

- (
- ① 「簡易な手続き」による情報提供の有無
 - □ なし (12団体) 秋田県、宮城県、東京都、神奈川県、大阪府、大分県、宮崎県、 福岡市、函館市、いわき市、船橋市、多摩市
 - □ あり (7団体) 群馬県、鳥取県、三重県、徳島県、札幌市、春日市、ニセコ町 正規の開示制度との差異
 - ・群馬県(開示請求があった場合に、既に全部を公開することについて意思決定し ているものや、法令等の規定により閲覧等が為されているもので、直ちに全部開 示決定ができる場合は、開示請求者に対して、開示通知を書面ではなく口頭で行 うことが可能)
 - ・三重県(決定通知書の作成が不要、請求日に開示が可能)
 - ・鳥取県(迅速な対応が可能。行政処分ではないので不服申立てができない。)
 - ・徳島県(個人情報開示請求書を記入する必要がなく、請求があれば直ちに保有個 人情報を開示することができる。)

(2)諸外国

1 情報提供施策

情報公開	引法に基づく情報提供施策
	実施している(2ヵ国) アイルランド、ノルウェー
	実施していない (0ヵ国)
(1)	情報提供施策の根拠規定の把握
① 法	律
	あり(1ヵ国)アイルランド
	なし(0ヵ国)
② 政	Δ.
	あり (0ヵ国)
	なし(0ヵ国)
公表	- - -
	あり (0ヵ国)
	なし (0ヵ国)
ホー	-ムページでの公表
	あり (0ヵ国)
	なし(0ヵ国)
@ .I	
_	律・政令以外の根拠規定(省令、規則等)
	あり(1ヵ国) ノルウェー
	4.1 (0) 団)
Ш	なし(0ヵ国)
公表	
	、 あり(1ヵ国) ノルウェー
	~~ , , , , , , , , , , , , , , , , , ,

□ なし(0ヵ国)
ホームページでの公表 □ あり(0ヵ国)
□ なし(1ヵ国)ノルウェー
(2) 情報提供施策に関する制度導入の経緯・理由 □ 大統領・首相のリーダーシップによって (0ヵ国)
□ 議会・与党の意向を受けて(2ヵ国)アイルランド、ノルウェー
□ 審議会等、第三者機関の意向を受けて(1ヵ国)ノルウェー
□ 国民の意向を受けて(1ヵ国)ノルウェー
□ EU等、国際機関の制度制定を受けて(Oヵ国)
□ 先進的な他国の動向を受けて(1ヵ国) ノルウェー
□ 周辺国や人口規模等が同一の国の動向を踏まえて(1ヵ国) ノルウェー(スウェーデン)カッコ内は参照した国名
□ その他(0ヵ国)
(3) 情報公開法等に基づく情報提供内容の現状 ① 施政方針・基本計画に関する情報 □ 長期計画、基本構想、その他重要な基本計画等(1ヵ国)ノルウェー
□ 長期計画、基本計画を補完する主な個別計画・指針(1ヵ国)ノルウェー
□ 大統領・首相等の議会演説等(1ヵ国)ノルウェー

	その他 (0ヵ国))
② 組	織や職員の定数、給与等、行政管理に関する情報 組織図・機構図(2ヵ国)アイルランド、ノルウェー
	職員の定数に関する情報(1ヵ国)ノルウェー
	職員の給与に関する情報(1ヵ国)ノルウェー(個別ではなくカテゴリー別)
	その他(1ヵ国)アイルランド
② 买	算に関する情報
	府省別の概括的な予算に関する情報(1ヵ国)ノルウェー
	予算要求、査定等、予算編成過程の情報(予算編成過程における詳細な情報)(0 ヵ国)
	その他(0ヵ国)
④ 形	策評価・事務事業評価結果・主要事業の進行状況
	政策評価、行政評価結果(0ヵ国)
	個別事務事業の評価書(0ヵ国)
	主要事業の進行状況 (0ヵ国)
	その他 (0ヵ国)
⑤ 審	議会などの報告書、議事録、提出資料
	審議会等の報告書(1ヵ国)ノルウェー
	審議会等の議事録(0ヵ国)
	審議会等への府省提出資料 (0ヵ国)

Ш	その他 (0ヵ国)
	験の実施、行事に関する情報 国が実施する採用試験、資格試験、各種試験等に関する情報(1ヵ国)ノルウェ 一
	国が主催する各種行事(国民が参加する行事・催物)に関する情報(1ヵ国)/ ルウェー
	その他(0ヵ国)
⑦ 政	府関係団体の事業概要、財務状況等
	エージェンシーや国有企業の事業概要(1ヵ国)ノルウェー
	エージェンシーや国有企業の財務諸表等 (1ヵ国) ノルウェー
	エージェンシーや国有企業に転職した公務員に関する状況(0ヵ国)
	その他(0ヵ国)
8 そ	の他、特徴的な情報提供内容
	法人や団体、許認可を受けた者等の名簿情報(1ヵ国)ノルウェー
	公務員採用試験や学校入学試験等の試験問題等(1ヵ国)ノルウェー
	公務員の労働組合との交渉過程・交渉結果(1ヵ国)ノルウェー
	公務員退職者の再就職状況 (0ヵ国)
	その他(0ヵ国)
(4)	情報提供内容の検討・決定プロセス(ニーズ把握も含む)
1 1	青報提供内容の検討・決定する際に内部で実施した検討
	周辺国や人口規模等が同一の国の動向(0ヵ国)

	憲法や既存の法律等との整合性(0ヵ国)
	その他(0ヵ国)
② 情	報提供内容の選択指針
	情報提供内容の選択指針に関する法律等を制定(0ヵ国)
	情報提供内容の選択は当該情報を扱う各府省に委任(2ヵ国)アイルランド、ノ ルウェー
	その他(0ヵ国)
③ I≡	民ニーズの把握方法
	国民調査の実施(1ヵ国)ノルウェー
[□ 施政全般に関する調査の一部として実施(1ヵ国)ノルウェー
[□ 特別調査を実施(0ヵ国)
	審議会等の開催(1ヵ国)ノルウェー
	国民に対する説明会の開催(1ヵ国)ノルウェー
	その他(0ヵ国)
4 =	民ニーズを受け付ける窓口
	情報公開・情報提供専門の窓口で受付(0ヵ国)
	オンブズマンや行政相談等、国政全般を扱う総合窓口で受付(1ヵ国)ノルウェ ー
	当該情報を扱う各府省の窓口で受付(1ヵ国)ノルウェー
	その他(0ヵ国)

- 98 -

(5) 情報提供方法の検討・決定プロセス

① 情報提供方法の選択
□ 政府・府省全体の情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置・提供情報の配象 (0ヵ国)
□ 当該情報を扱う各府省の窓口での提供(2ヵ国) アイルランド、ノルウェー
□ インターネット・ホームページでの公表(1ヵ国) ノルウェー
□ 広報誌・広報紙等への掲載(1ヵ国)ノルウェー
□ 報道発表(1ヵ国) ノルウェー
□ その他(0ヵ国)
② 情報提供方法の選択指針
□ 情報提供方法の選択指針に関する法律等を制定(0ヵ国)
□ 情報提供方法の選択は当該情報を扱う各府省に委任(2ヵ国) アイルランド、 ルウェー
□ その他(0ヵ国)
③ インターネット・ホームページの更新
□ 情報公開担当部局が担当 (0ヵ国)
□ 直営(0ヵ国)
□ 外部委託 (0ヵ国)
□ 情報システム部局が担当(0ヵ国)
□ 直営(0ヵ国)
□ 外部委託 (0ヵ国)
□ 当該情報を扱う各部局が担当(1ヵ国)ノルウェー
□ 直営(1ヵ国) ノルウェー
□ 外部委託(0ヵ国)

□ その他 (0ヵ国)
④ インターネット・セキュリティの確保□ コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) の導入 (1ヵ国) ノルウェー
□ インターネット・セキュリティに関する技術要件を設定し、要件を満たす事業者に委託(1ヵ国) ノルウェー
□ 情報提供専用のホスティング・サービスやクラウド・サービスの利用(1ヵ国) ノルウェー
□ その他 (0ヵ国)
⑤ 内部会議等の動画配信 □ あり (2ヵ国) アイルランド、ノルウェー
□ なし(0ヵ国)
⑥ SNS や電子会議室等、国民と国が双方向で情報提供を行う事例 □ なし(0ヵ国)
 □ あり(1ヵ国) ノルウェー □SNS(1ヵ国) ノルウェー □電子会議室(0ヵ国) □ブログ(1ヵ国) ノルウェー □その他(0ヵ国)
1) 提供情報の内容 ・
2) 成果 •
⑦ 情報提供窓口(情報公開コーナー等)の設置
□ 直営(1ヵ国) ノルウェー□ 常勤職員のみ配置(0ヵ国)
□ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

□ 常勤職員及び非常勤職員を配置(1ヵ国)ノルウェー
□ 外部委託 (0ヵ国)
(7) 情報提供の効果の把握 ②情報提供の効果(利用件数やアクセス数等)把握の有無
□ 効果を把握している (1ヵ国) ノルウェー
□ 効果を把握していない(0ヵ国)
①-2 効果を把握しない理由
□ 効果把握に費用が掛かるから (0ヵ国)
□ 効果把握が困難だから(0ヵ国)
□ 効果把握の必要性がないから(0ヵ国)
□ 閲覧者等のプライバシーに触れるから(0ヵ国)
□ その他 (0ヵ国)
② 効果把握の内容
□ 閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析(2ヵ国)アイルランド、ノルウェー
□ インターネット・アクセス記録の蓄積・分析(1ヵ国)ノルウェー
□ 広報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施(0ヵ国)
□ 国民に対する意識調査等の実施 (0ヵ国)
□ その他(0ヵ国)
③ 提供文書数
④ 提供情報に対する総利用件数・総アクセス件数

アイルランド 14,290件(情報公開法の請求件数)

概数の場合
□ 1日数件程度(0ヵ国)
□ 1日十数件から百件程度(0ヵ国)
□ 1日百件以上(0ヵ国)
□ その他(0ヵ国)
⑥ 情報公開窓口・インターネットでの情報提供上位 20 件の内容
⑥ 情報提供の効果把握の活用
□ 情報提供範囲の見直しに活用(0ヵ国)
□ 情報提供方法の見直しに活用(0ヵ国)
□ 情報提供制度の見直しに活用(0ヵ国)
□ 効果は把握しているが、特段活用していない(0ヵ国)
□ その他(0ヵ国)
⑦ ニーズの高い情報の提供方法の工夫
□ 情報開示手続から情報提供への移行(1ヵ国) ノルウェー
□ インターネットへの掲載(2ヵ国)アイルランド、ノルウェー
□ 情報提供窓口(情報公開コーナー等)での閲覧(0ヵ国)
□ 広報誌・広報紙等への掲載(1ヵ国)ノルウェー
□ その他(0ヵ国)
⑧ ニーズの高い情報の提供に関する予算措置
□ なし(1ヵ国) ノルウェー
□ あり (0ヵ国)

- 102 -

(7) 国から国民に情報提供してほしい情報提供内容や方法についての要望

2	〕情報提供方法への要望
2	情報公開法に基づき複数回開示した文書に係る情報提供
青報	吸公開法に基づき、複数回開示決定した文書にかかわる情報提供 □ 実施している(0ヵ国) □ 実施していない(2ヵ国)アイルランド、ノルウェー
3 「簡	情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供 語易な手続き」による情報提供の有無 □ なし(1ヵ国)アイルランド
	□ あり(1ヵ国) ノルウェー 正規の開示制度との差異 ・開示請求書の記入及び、請求理由が不要。

① 情報提供内容への要望

(3)公益企業等 ① CSR 活動を積極的に行っている理由について □ 企業の社会的責任を果たすため 大阪ガス、パナソニック □ IR 活動の一環として □ ISO 等の認証基準の要件を満たすため □ ブランド等、自社イメージの向上策として □ その他() ② CSR 活動の開始年度 大阪ガス 2006 年度 (CSR 憲章の制定) パナソニック 2003 年 (CSR 担当室の設立) ③ CSR 活動により提供している情報内容(網羅的に把握) □ コーポレートガヴァナンスに関する情報 大阪ガス □ 商品やサービスの安全に関する情報 大阪ガス □ 企業活動における環境問題に関する情報 大阪ガス □ 調達活動に関する情報 大阪ガス □ 人権や男女共同参画等に関する情報 大阪ガス □ その他 大阪ガス (コンプライアンス関連、人材育成、安全衛生)、パナソニック (事業活動

④ ③の情報内容を提供することとした理由

そのものを CSR の実践として報告)

社内の検討を受けて大阪ガス

□ 社外取締役や有識者等、社外の意見を反映して

	大阪ガス	
	取引先や社員(従業員)等のステークホルダーの意見を反映して	
П	大阪ガス 同業他社や CSR に積極的な企業の活動を参考にして	
Ш	大阪ガス	
	その他	
	パナソニック (説明責任を果たすため)	
5 (③の情報内容を提供している方法	
	パナソニック	
	大阪ガス、パナソニック	
	自社窓口等での報告書等の閲覧	
П	CSR 活動に関する報告会・説明会等の開催	
	大阪ガス	
6 ±	是供情報の利用頻度	
	ホームページのアクセス件数	
	大阪ガス (1年・月・日に 約28,000件)	
	情報公開窓口の利用者数 年・月・日に	件)
	報告書や冊子類の発行頻度	
	大阪ガス (種類 年1 _ 回発行)	
	パナソニック(<u>3</u> 種類 年 <u>1</u> 回発行)	
	その他(
⑦ C	SR 活動により情報提供をした効果	
	ISO 等の認証基準の要件を達成	

	ブランド等、自社イメージの向上		
	大阪ガス、パナソニック		
	顧客等のステークホルダーの満足度の向上		
	パナソニック		
	取り組みに対する表彰等の受賞		
	大阪ガス(国連グローバル・コンパクト、Notable COP)		
	業績の向上		
_			
Ц	その他(
® C	SR活動により情報提供をした効果を把握したことによる見直しの内容		
	CSR 活動に関連する企業全般活動の見直し		
_			
	CSR 活動の拡充		
	大阪ガス		
	CSR 活動に関連する情報提供内容の見直し		
	パナソニック(企業活動全般の見直し)		
◎ 000 751 - 884 + 7 148 8 11 + 40 0 12 + 1 0 + 4			
9 6	GR 活動に関連する情報提供内容の見直しの内容 提供情報範囲の拡大		
Ц	(定) (日刊 単じ四) グガム 八		
	情報提供の拡充(公表媒体の強化等)		
	大阪ガス		
	その他		
	パナソニック(時々刻々の、弊社及び社会にとっての重要性により見直し)		

2 地方公共団体における情報提供施策に関する例規(抄)

1 岩手県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2638&of=1&ik=1&pnp=2514&pnp=2638&cd=3727)

制定(改正) 平成10年12月11日 施行 平成11年 4月 1日 情報提供施策に関する主な条文

第40条 実施機関は、第2章に定める行政文書の開示と併せて、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、実施機関の保有する情報の提供に関する施策の推進に努めなければならない。

イ 要綱

名称 情報提供施策の総合的な推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2638&of=1&ik=1&pnp=2514&pnp=2638&cd=3727)

制定(改正) 平成11年 3月26日 施行 平成11年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(目的)

第1 この要綱は、情報公開条例(平成10年条例第49号。以下「条例」という。) 第40条に規定する情報の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本方針を定 めることにより、知事が保有する情報(以下「知事保有情報」という。)を条例に 基づく開示請求を待つことなく、県民にこれを公表し、又は提供するために必要 な事項を定めることにより、もって開かれた県政を推進することを目的とする。 (定義)

- 第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 情報の公表 知事保有情報を公表する責務を課すことにより、県民の利用に供することをいう。
- (2) 情報の提供 知事保有情報を任意に県民の利用に供することをいう。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 情報提供施策の総合的な推進に関係する要綱の運用について

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?nd=2638&of=1&ik=1&pnp=2514&pnp=2638&cd=3727)

制定(改正)平成11年 3月26日、施行 平成11年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

第2関係(定義)

1 「情報の公表」とは、この要綱により知事保有情報を県民の利用に供することの責務を課せられたもので、県民の利用に供するかどうかにつき知事の裁量が働く余地のないものをいう。

これに対して、「情報の提供」とは、知事保有情報を県民の利用に供することが 知事の裁量に委ねられるものをいう。

第3第1項関係(情報の公表)

- 1 本項は、第1項各号に掲げる知事保有情報について、条例第7条各号で規定 する非開示情報に該当するものを除き、県民に公表する責務を課したものである。
- 2 「県の長期計画その他の県の重要な基本計画」とは、例えば、総合計画、環境基本計画、商工労働観光振興計画、農業計画、林業基本計画等の計画をいう。 さらに、「中間段階の案」の趣旨は、これらの公表すべき計画について、原則として中間段階の案を策定の上、公表するものとしたものである。

なお、中間段階の案を策定しがたいものについても、今後策定に努めるものと する。

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 文書提供制度

正規の開示制度との差異

- ・ 開示手続によらずに文書の写しを交付
- ・ 対象文書は、既に公表されている統計資料等、過去に開示請求があり全部開示した

行政文書など、担当課等において非開示情報が含まれていないことが容易に分かる 文書

・ 請求者が行政情報センター等や担当課等の事務室で行政文書の内容を直接確認で きた場合に限り実施

2 秋田県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 秋田県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/pref_akita/reiki_honbun/au60000221.html)

制定(改正)昭和62年 3月13日 施行 昭和62年10月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報の提供等)

第二十八条 県は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政文書 の公開と併せて、県民がその必要とする情報を容易に得られ、かつ、それがわかり やすいものであるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 情報提供の総合的推進に関するガイドライン

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正) 年 月 日、施行 年 月 日

複数回開示した文書に関する主な規定

第2 提供すべき情報

- 2 1に掲げる情報のほか、定期又は複数回の公開請求により公開された情報で、 今後も定期に又は繰り返し公開請求かあると見込まれるものについては、県民の 利便性の向上及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、県民に提供するよ う務めるものとする。
- (3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

3 宮城県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/reiki/jyohokokaijyorei.htm)

制定(改正) 平成19年 3月20日 施行 平成19年10月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報公開の総合的推進)

第20条 県は,第2章に定める行政文書の開示及び前章に定める会議の公開のほか, 県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう,情報提供施策及び情報 公表制度の充実を図り,情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策等の充実)

- 第21条 県は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を県民に積極的に提供するよう努めるものとする。
- 2 県は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとと もに、県政に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

イ 要綱

名称 情報公開の総合的推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/reiki/jyoktebiki.pdf)

制定(改正)平成15年 3月 3日 施行 平成 年 月 日 情報提供施策に関する主な規定 (情報提供施策の充実)

第3条 知事は、情報提供施策の充実を図るため、別に定めるところにより行政運営のため作成された印刷物、ビデオテープ及びCD-ROM等の資料(以下「行政資料」という。)及び無償で広く配布するために作成されたパンフレット等の資料(以下「配布資料」という。)の収集並びに管理を行うものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 情報公開事務の手引き

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.miyagi.jp/jyohokokai/reiki/jyoktebiki.pdf)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日

情報提供施策に関する主な規定

情報公開事務の手引きがあるが、「情報公開条例の解釈及び運用基準」と「情報公開 の総合的推進に関する要綱」、「県政情報センター及び県政情報コーナー設置要綱」 などの条例、規則等から構成され、情報提供に特化した手引きではない。

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

4 群馬県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 群馬県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS ID=2269)

制定(改正)平成12年 6月14日 施行 平成13年 1月 1日 情報提供施策に関する主な条文

- 第3条 県は、情報の公表及び情報の提供の拡充を図るとともに、公文書の開示制度の円滑な運用を図り、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。
- 2 県は、情報を公開する場合には、情報を分かりやすく伝えるための創意工夫に 努めるものとする。
- 3 県は、情報公開の効果的な推進を図るため、真に県民が必要とする情報をボランティア活動を行う県民又は団体との協力を得ながら、分かりやすく公開するよう努めるものとする。
- 第4条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するもの を公表しなければならない。ただし、当該情報を公表することについて法令等で 別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (1) 県の長期計画その他の重要な基本計画の内容
- (2) 県の主な事業の内容
- (3) その他実施機関が定める事項

イ 要綱

名称 情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=2243)

制定(改正) 平成 年 月 日 施行 平成13年 1月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるもののほか、群馬県情報公開条例(平成12年群馬 県条例第83号。以下「条例」という。)第2章の情報公開の総合的な推進について、必要な事項を定めるものとする。

(情報の提供)

第7条 各担当所属の長は、条例上の義務として情報の公表を行うほか、県政に関する情報の提供に努めるものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定 ア 条例 名称 群馬県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.gunma.jp/cts/PortalServlet?DISPLAY_ID=DIRECT&NEXT_DISPLAY_ID=U000004&CONTENTS_ID=2269)

制定(改正) 平成12年 6月14日、施行 平成13年 4月 1日 複数回開示した文書に関する主な条文

(情報の公表)

第4条

2 実施機関は、同一の公文書につき第11条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)を複数回受けてその都度開示をした場合等で、県民の利便の向上及び行政運営の効率化に役立つと認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 即日開示制度

正規の開示制度との差異

開示請求があった場合に、既に全部を公開することについて意思決定しているもの や、法令等の規定により閲覧等が為されているもので、直ちに全部開示決定ができ る場合は、開示請求者に対して、開示通知を書面ではなく口頭で行うことが可能。

5 東京都

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 東京都情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10102141.html)

制定(改正)平成11年 3月19日 施行 平成12年 1月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報公表制度)

第三十一条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有する

ものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第七条各号に規定する非開示情報に該当するときはこの限りでない。

- 一 都の長期計画その他都規則等で定める重要な基本計画
- 二 前号の計画のうち、実施機関が定めるものに係る中間段階の案
- 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する 執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下「附属機 関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料
- 四 実施機関が定める都の主要事業の進行状況
- 五 その他実施機関が定める事項

(情報提供施策の拡充)

- 第三十二条 実施機関は、報道機関への積極的な情報提供及び自主的広報手段の充実に努めるとともに、その管理する資料室等都政又は事業に関する情報を提供する施設を一層都民の利用しやすいものにする等情報提供施策の拡充に努めるものとする。
- 2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、都民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

イ 要綱

名称 知事が行う情報公開事務に関する規則

☑公開 □非公開

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10102161.html)

制定(改正)平成11年12月 1日 施行 平成12年 1月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(公表情報)

- 第十二条 条例第三十一条第一項第一号に規定する都規則等で定める重要な基本計画は、次に掲げるものとする。
- 一 都政全般に係る総合的な計画
- 二 東京都条例により策定を義務付けられている基本計画
- 三 条例第三十一条第一項第三号の附属機関等の検討を経て策定する基本計画
- 2 条例第三十一条第一項第二号に規定する計画で実施機関が定めるものは、都の長期計画並びに前項第一号及び第二号に規定するもののうち計画期間が三年以上で、かつ、策定に六月以上の期間を予定するものをいう。
- 3 条例第三十一条第一項に規定する公表は、当該情報の記録された文書又は電磁的 記録を都民の声課等において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をイン ターネット等による自動送信をして行うものとする。

4 条例第三十一条第二項に規定する公表は、第九条に定める方法により行うものとする。

名称 情報公開の総合的推進に関する事務取扱要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

(http://www.metro.tokyo.jp/POLICY/JOHO/JOHO/SHOUSAI/e9ea1108.htm)

制定(改正)平成11年12月 1日 施行 平成12年 1月 1日 情報提供施策に関する主な規定

第2 情報の公表事務

条例第31条第1項に規定する情報公表の事務手続は、次のとおりとする。

- 1 公表する情報についての留意事項等
- (1) 知事が行う情報公開事務に関する規則(平成11年東京都規則第230号。以下「規則」という。)第12条第1項第1号に規定する都政全般に係る総合的な計画とは、全庁的に取り組むべき課題と施策を総合的・体系的に明らかにし、都政運営の基本指針となる中・長期計画又は3か年程度の計画をいう。
- (2)条例第31条第1項第2号ら規定する中間段階の案を公表した後、最終的な計画を確定する際には、この間に都民等から提出された意見等を考慮するとともに、提出された意見等及びこれに対する考え方を公にするよう努めるものとする。
- (3) 条例第31条第1項第3号及び規則第12条第1項第3号に規定する附属機関等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3号に規定する執行機関の附属機関及び都政の当面する基本問題や重要課題について、幅広く有識者等の意見の表明または有識者等との意見交換を行う場として、要綱等に基づいて知事が臨時に設置した懇談会等をいう。
- (4)条例第 31条第1項第4号に規定する主要な事業は、同条同項第1号に規定する 計画等に位置付けられている主要事業で、当該事業を所管する局(東京都組織規程(昭和27年東京都規則第164号)第8条第1項に規定する本庁の局並びに青 少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場をいう。以下同じ。)の長 (以下「所管局長等」という。)が指定したものをいう。
- (5) 条例第 31 条第 1 項第 5 号に規定するその他実施機関が定める事項は、次のとおりとする。
 - ア 条例第 33 上に規定する出資等法人の事業概要、役員名簿、事業報告・決算書、 事業計画・予算書及び定款・寄付行為並びに出資等法人に対する経営評価の 実施結果
 - イ 都民から寄せられたとせいに対する意見、提言、苦情、要望等及びそれらへ の東京都(以下「都」という。)の対応状況を明らかにするために、生活文化 局長が作成する都民の声年次報告

ウ 庁議(東京都政策会議等の設置及び運営に関する規則(平成11年東京都規則 第161号)第8条に定める庁議をいう。以下同じ。)における審議時効及び報 告事項

2 公表の時期

条例第 31 条第1項に規定する情報(第4号に規定する情報を除く。)の公表は、情報の発生の都度速やかに行うものとする。

3 公表を行う者

情報の公表は、次に掲げるものが行うものとする。

- (1) 条例第31条第1項第1号から第3号までに規定する情報の公表は、所管局長等が行う。
- (2) 条例第 31 条第 1 項第 4 号に規定する主要事業の進行状況は、毎年 9 月末尾及び 3 月末尾を基準日として、所管局長等が作成した主要事業の進行状況報告書(別 記第 1 号様式)を、生活文化局長がとりまとめて公表する。

なお、条例第2条第1項に規定する知事以外の実施機関(以下「他の実施機関」 という。)において指定した主要事業の進行状況についても、都民の利便性を図 るため、生活文化局長がとりまとめて公表することができるものとする。

(3) 第2 1 (5) アに規定する出資等法人の事業概要等の公表は、当該出資等法人 の所管局長等が行う。

ただし、経営評価の実施結果の公表は、総務局長が行う。

- (4) 第2 1 (5) イに規定する都民の声年次報告の公表は、生活文化局長が行う。
- (5) 第2 1 (5) ウに規定する庁議における審議事項及び報告事項の公表は、各事案の所管局長等が行う。

4 公表の方法

公表の方法は、当該情報が記録された文書又は電磁的記録(以下「文書等」という。)を、都民の窓口(生活文化局広報広聴部都民の声課に置かれる都民情報ルーム(以下「都民情報ルーム」という。)及び各事務事業を所管する部署(以下「主務課」という。)をいう。以下同じ。)において閲覧に供し、かつ、当該情報の全部又は要旨をインターネット等による自動送信をして行うものとする。

ただし、条例第31条第1項第3号に規定する附属機関等への提出資料をインターネット等による自動送信により公表する場合は、当該提出資料の名称一覧でこれに代えることができるものとする。

第3 情報の提供事務

1 情報の提供

所管局長等は、条例上の義務として情報を公表するほか、次に掲げる事項その他 の都政に関する情報の提供に努めるものとする。

(1) 東京都議会定例会等における知事発言等都の施政方針

- (2) 都の組織並びに都の職員の定数及び給与に関する事項
- (3) 地域開発及び重要な施設整備
- (4) 環境、保健衛生、防災等都民生活の安全と密接な関係がある事項
- (5) 都民の意識、生活実態等に関する調査結果
- (6) 都の保有する研究及び技術(特許権等に係るものを除く。)並びに統計に関する 資料
- (7) 都が行う試験、行事に関する事項
- 2 提供の方法

情報の提供は、次の方法のうち効果的なものを選択して行うものとする。

- (1)都の窓口での閲覧
- (2)インターネット等による自動送信
- (3)東京都公報への登載
- (4)都の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- (5) 印刷物の配付又は有償刊行物の頒布
- (6)報道機関への資料提供
- (7) その他所管局長等が効果的と認める方法

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

名称 東京都情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10102141.html)

制定(改正)平成11年 3月19日 施行 平成12年 1月 1日

複数回開示した文書に関する主な条文

(情報公表制度)

第三十一条

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、都民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

イ 要綱

名称 知事が行う情報公開事務に関する規則

☑公開 □非公開

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.reiki.metro.tokyo.jp/reiki_honbun/ag10102161.html)

制定(改正)平成11年12月 1日 施行 平成12年 1月 1日 複数回開示した文書に関する主な規定

(公示方法)

第9条 条例第17条第3項に規定する不特定多数の者が知り得る方法で実施機関が 定めるものは、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 一 東京都公報への登載
- 二 東京都の発行する広報紙又は広報誌への掲載
- 三 生活文化局広報広聴部都民の声課又は各事務事業を所管する部署(以下「都民の 声課等」という。)での閲覧
- 四 印刷物の配布
- 五 インターネット等による自動送信(インターネット等の利用により都民からの 求めに応じて自動的に送信することをいう。以下同じ。)

(公表情報)

第 12 条

4 条例第31条第2項に規定する公表は、第9条に定める方法により行うものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

なし

6 神奈川県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 神奈川県自治基本条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=-56 1445749&CALLTYPE=1&RESNO=1&UKEY=1292919327941)

制定(改正)平成21年 3月27日 施行 平成21年 3月27日

情報提供施策に関する主な条文

(情報提供及び情報公開)

第14条 県は、県政に関する正確で分かりやすい情報を、多様な媒体の活用等により、県民に積極的に提供するよう努めなければならない。

名称 神奈川県情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=-56 1445749&CALLTYPE=1&RESNO=3&UKEY=1292918614632)

制定(<u>改正</u>) 平成22年 3月30日 施行 平成22年 4月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報の公表)

- 第22条 実施機関は、県民が公開請求をすることなく、県政に関する主要な情報を 得られるよう、次に掲げる事項に関する情報で実施機関が保有するものを公表し なければならない。ただし、当該情報の公表について法令等に別段の定めがある とき又は当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。
- (1) 県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画並びにその他の県の主な計画及び指針
- (2) 県の予算編成の方針及び予算の内容
- (3) 県が実施した政策の評価の結果
- (4) 地方自治法第 138 条の4第3項に規定する執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)の会議(公開するものに限る。)の資料、報告書及び議事録
- (5) その他実施機関が定める事項

(情報の提供)

第23条 実施機関は、前条に規定するもののほか、県政に関する情報を、多様な媒体の活用等により、県民に積極的に提供するよう努めるとともに、県民の求めに応じ、当該情報を迅速かつ簡易な手続により提供するよう努めなければならない。

イ 要綱

名称 県政情報の公表に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kouhyou/0601yoko.doc)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成22年 6月 1日

情報提供施策に関する主な規定

(公表情報の内容)

- 第3条 条例第22条第1項第1号に規定する県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画とは、神奈川力構想・基本構想及び神奈川力構想・実施計画をいう。
- 2 条例第22条第1項第1号に規定するその他の県の主な計画及び指針とは、次に 掲げるものとする。

(略)

3 条例第22条第1項第2号に規定する県の予算編成の方針及び予算の内容は、次

に掲げるものとする。

(略)

4 条例第22条第1項第3号に規定する県が実施した政策の評価の結果とは、県の 行う政策・施策・事務事業について、事前・事後を問わず、県が実施主体(第三 者への委託等を含む。)となって、一定の基準や指標等により評価したもの(内部 評価及び外部評価を含む。)で別表4に掲げるものとする。

名称 県民の求めに応じた情報提供に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kohyo-kokai/teikyou/youkou.pdf)

制定(改正) 平成 年 月 日 施行 平成22年 6月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(対象文書)

- 第3条 公開請求の手続によることなく、情報提供できる行政文書は、次に掲げるものとする。
- (1) 過去に公開請求があり全部を公開した行政文書で、求めを受けた時点において も明らかに判断が変わらないもの
- (2) 既に公表されている情報のみが記載されている行政文書
- (3) その他条例第5条各号に規定する非公開情報が含まれていないことが明らかな行政文書

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 「県民の求めに応じた情報提供制度」の事務の手引き

□公開 ☑非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成22年 6月 1日

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定 ア 条例

名称 神奈川県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/kanagawa-ken/D1W_resdata.exe?PROCID=-56 1445749&CALLTYPE=1&RESNO=3&UKEY=1292918614632)

制定(改正) 平成22年 3月30日 施行 平成22年 4月 1日 複数回開示した文書に関する主な条文

(情報の公表)

第 22 条

2 実施機関は、同一の行政文書につき複数の者から公開請求があってその都度当該行政文書の全部を公開する旨の決定をした場合その他の場合で、行政文書を公表することが県民の利便性の向上及び行政運営の効率化に資すると認めるときは、これを公表するよう努めなければならない。

イ 要綱

名称 県政情報の公表に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/johokokai/kouhyou/0601yoko.doc)

制定(改正) 年 月 日、施行平成22年 6月 1日

複数回開示した文書に関する主な規定 (公開決定情報の内容)

第6条 条例第22条第2項に規定するその他の場合とは、定例的に県に報告等があるものについて公開請求を受け、公開する旨の決定をした場合をいう。

(公開決定情報の公表方法等)

- 第7条 公開決定情報の公表は、担当課等の長が原則として県政情報センターに配 架することにより行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、担当課等の長が、県民の利便性が一層向上するなど の合理的理由があると認めたときは、県政情報センターでの配架に代えて、県ホ ームページへの掲載により行うことができる。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 県民の求めに応じた情報提供制度

正規の開示制度との差異

情報公開請求がされた場合に明らかに全部公開となるような行政文書について、情報公開請求の手続きによらず、簡易かつ迅速に、閲覧又は写しを入手することができる

7 三重県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 三重県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/syokitei/jourei.pdf)

制定(改正)平成11年10月15日 施行 平成12年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

第三章 情報提供の総合的推進

(情報提供施策の推進)

- 第四十一条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう情報提供に関する施策の推進に努めるものとする。
- 2 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、県民が必要とする情報を的確に 把握し、これを収集するよう努めるものとする。

(情報公表義務制度)

- 第四十二条 実施機関は、県民の県政への参加をより一層推進し、又は県民の福祉を 向上させるために必要な情報については、積極的に公表しなければならない。
- 2 実施機関は、前項に規定する公表のための制度の整備に努めるものとする。

イ 要綱

名称 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/syokitei/teikyoyouko.pdf)

制定(改正) 平成13年 3月 5日 **施行** 平成13年 4月 1日

情報提供施策に関する主な規定

(目的)

3 公表義務情報

公表義務情報は、以下に掲げるものとする。(略)

- 5 情報の提供
- (1) 県は、多様な媒体と手法により、県民が利用しやすい情報提供施策を推進するとともに、情報格差に配慮した情報提供に努めるものとする。
- (2) 情報提供の方法(略)

名称 旅費、食糧費等に関する開示基準規則

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/syokitei/kaijikijun.pdf)

制定(改正)平成 8年10月 1日 施行 平成 年 月 日 情報提供施策に関する主な規定

(趣旨)

第1条 この規則は、三重県情報公開条例(平成11年三重県条例第42号。以下「条例」という。)第49条の規定に基づき、知事が管理する旅費、食糧費、消耗品費及び交際費(以下「旅費、食糧費等」という。)の支出に関する公文書の開示基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用する公文書)

第2条 この規則は、旅費、食糧費等の支出に関する公文書で、次に掲げるものに適用する。(略)

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱運用方針

☑公開 □非公開

HP での公開 □公開 **☑**非公開

()

制定(改正) 平成22年 4月 1日 施行 平成22年 4月 1日

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

名称 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.mie.jp/KOUKAI/syokitei/teikyoyouko.pdf)

制定(改正)平成13年 3月 5日 施行 平成13年 4月 1日 複数回開示した文書に関する主な規定

4 公表推進情報

県は、3に定める公表義務情報のほか、条例に基づく開示請求を受けたうえで開示した公文書等県民への情報提供を特に推進すべき情報を公表推進情報とし、積極的な情報提供に努めるものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 三重県の情報提供施策の推進に関する要綱運用方針

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正) 平成22年 4月 1日 施行 平成22年 4月 1日

(3)情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供 あり

正規の開示制度との差異

決定通知書の作成が不要、請求日に開示が可能

8 大阪府

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 大阪府情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/houbun/reiki/reiki_honbun/ak20100081.html)

制定(改正)平成11年10月29日 施行 平成12年 6月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(総合的な情報の公開に関する施策の充実)

第三十一条 知事は、府の諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにするため、府政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で府民に明らかにされるよう、総合的な情報の公開の推進に関する施策の充実に努めなければならない。

(情報の公表及び提供)

第三十二条 実施機関及び実施法人は、府民の府政への参加をより一層推進し、府 政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るため、情報の 公表を積極的に行うとともに、府民の求めに応じ、わかりやすい情報を迅速に提 供するよう努めなければならない。

イ 要綱

名称 情報提供の実施に関する要領

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku2.html)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成12年 6月 1日

情報提供施策に関する主な規定

- 2 府の責務
- (1)情報を所管する担当室課(所)等(以下「担当室等」という。)の長は、その保有する情報について府民から提供の求め(以下「申出」という。)があったとき

は、可能な限りわかりやすい形式により、迅速に提供するよう努めるものとする。

名称 情報の公表制度の実施に関する要領

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku3.html)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成12年 6月 1日

情報提供施策に関する主な規定

2 目的

この制度は、府の保有する情報を府民の求めを待つことなく、広く一般に公開することにより、府民の府政への参加をより一層推進し、府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図り、もって府の諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 大阪府情報公開条例 解釈運用基準

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/attach/20/00014591/H22.UNYOU.pdf)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日 情報提供施策に関する主な規定

3 「総合的な情報の公開の推進に関する施策」とは、直接には、本条例に基づく「行政文書公開制度」(第2章)、「法人文書公開制度」(第2章の2)、「情報の公表制度」(第32条)、「情報提供制度」(第32条)、「会議の公開制度」(第33条)、「出資法人の情報の公開」(第34条)を意味するが、より広義には、様々な広報活動や報道機関への資料提供など府の「説明する責務」を全うするために実施される全ての

名称 会議の公開に関する指針

施策・活動を含むものである。

☑公開 □非公開

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku5.html)

制定(改正)昭和60年11月26日 施行 平成 年 月 日 情報提供施策に関する主な規定

3 会議の公開の基準

審議会の会議は、原則として公開するものとする。

ただし、審議会の会議が次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しない ことができる。

- (1)会議において大阪府情報公開条例第8条又は第9条の規定に該当する情報に 関し審議する場合
- (2)会議を公開することにより、公正・円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

名称 出資法人の情報の公表に関する指導指針

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku6.html)

制定(改正) 平成 1 2 年 6 月 1 日 **施行** 平成 年 月 日

情報提供施策に関する主な規定

3 知事の責務

知事は、府民が出資法人に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、出資法人の性格及び業務内容に応じ、法令の規定に基づく権限を適切に行使して情報の収集に努め、知事が管理する情報の提供と公表を推進するものとする。

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

名称 情報提供の実施に関する要領

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku2.html)

制定(改正) 年 月 日、施行 平成12年 6月 1日

複数回開示した文書に関する主な規定

- 2 府の責務
- (2) 担当室等の長は、条例第18条第1項の規定により公開した行政文書に記録された情報について提供の求めがあった場合は、特に事情の変更がない限り、行政文書公開請求の手続によることなく、当該情報を提供するものとする。

名称 情報の公表制度の実施に関する要領

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/johokokai/jigyo1/kisoku3.html)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成12年 6月 1日

複数回開示した文書に関する主な規定

4 公表する情報

公表する情報は、次に掲げるものとする。ただし、条例第8条又は第9条の規定に 該当する情報を除く。

(略)

ウ 公開実施情報

個別の行政文書公開請求又は情報提供により既に公にされた情報のうち、繰り返し公開請求又は情報提供の求めがあると見込まれるもの、府民への情報到達の均衡を図る必要のあるもの等広く公表することが適当と認められる情報

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 大阪府情報公開条例 解釈運用基準

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.osaka.jp/attach/20/00014591/H22.UNYOU.pdf)

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日

複数回開示した文書に関する主な規定

5 本府の情報公開は、本条例の前文に規定されているように、府の保有する情報は、「公開を原則」とし、府が自ら進んで情報の公開を推進することを基本的姿勢としている。したがって、公開請求により既に公開した行政文書又は法人文書に記録された情報と同一の情報の求めがあった場合については、本条例に基づく公開等の判断が既になされていることから、事情の変更のある場合や第三者に関する情報が記録されているなど特段の事由のある場合を除き、原則として公開請求の手続をとることなく、当該情報を提供し、公表するよう適切な措置を講じなければならない(本条第2項)。

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 情報提供の実施に関する要領

正規の開示制度との差異

9 鳥取県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 鳥取県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://reiki.pref.tottori.jp/reiki/reiki_honbun/k500RG00001015.html)

制定(改正)平成12年 3月28日 施行 平成12年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報公開の一層の推進)

第34条 実施機関は、この条例の目的にかんがみ、公文書の開示をするほか、県民 に対し、必要な情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努め、情報公開の一 層の推進を図るものとする。

(情報提供施策の充実等)

第35条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、広報及び広聴の活動の充実、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の充実に努めるものとする。

イ 要綱

名称 鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

()

制定(改正) 平成12年 4月 1日 施行 平成12年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 公文書の任意提供の取扱いについて

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正)平成19年 9月25日、施行 平成19年 9月25日 複数回開示した文書に関する主な規定

1 概要

本県は情報公開条例(以下「条例」という。)第34条に基づき、公文書の内容等を勘案し、開示請求によらなくても提供できると思われるものは、任意で提供しているが、この提供に関する考え方を整理し、実施期間内での取扱いを統一するものである。

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 任意提供

正規の開示制度との差異

迅速な対応が可能。行政処分ではないので不服申立てができない。

10 徳島県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 徳島県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://kaigi.pref.tokushima.jp/reiki/reiki_honbun/ao00109911.html)

制定(改正)平成13年 3月27日 施行 平成 年 月 日

情報提供施策に関する主な条文

(情報提供施策の拡充)

- 第二十九条 実施機関は、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう 情報の提供に関する施策の拡充に努めるものとする。
- 2 実施機関は、効果的な情報の提供を行うため、県民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるものとする。

(情報の公表制度の拡充)

第三十条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、県民 に必要な県政に関する情報の公表制度の拡充に努めるものとする。

イ 要綱

名称 情報提供施策の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.tokushima.jp/doCS/2003112600074/files/teikyouyoukou.pdf)

制定(改正)平成16年 1月 1日 施行 平成16年 1月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(定義)

- 第2条この要綱において「公表義務情報」とは、条例第2条第1項に規定する実施 機関(以下「実施機関」という。)が保有する情報であって、県民に公表しなけれ ばならない情報をいう。
- 2 この要綱において「公表推進情報」とは、実施機関が保有する情報であって、県民への情報提供を推進する必要があると実施機関が認める情報をいう。
- ③ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

名称 情報提供施策の推進に関する要綱) □なし

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.tokushima.jp/doCS/2003112600074/files/teikyouyoukou.pdf)

制定(改正)平成16年 1月 1日 施行 平成16年 1月 1日

複数回開示した文書に関する主な規定

(公表推進情報)

(5)過去に公開請求があった情報のうち、今後も県民のニーズがあると思われるもの

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 保有個人情報の口頭による開示請求

正規の開示制度との差異

個人情報開示請求書を記入する必要がなく、請求があれば直ちに保有個人情報を開示することができる。

11 大分県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

大分県情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.oita.jp/uploaded/life/8430_12329_misc.pdf)

制定(改正)平成12年12月22日 施行 平成13年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報提供の推進)

第28条 実施機関は、公文書の公開を実施するほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、その適切かつ有効な利用がより一層促進されるよう、積極的な情報提供の推進に努めるものとする。

イ 要綱

名称 大分県情報提供推進要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\footnote{EFServ2\footnote{YEFServ2\foo

制定(改正)平成18年 4月 1日 施行 平成18年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(情報提供の実施)

第三条 実施機関(公安委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社を除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる情報について、目録を整備し、当該各号に定めるところにより、情報センター等で県民等に提供するものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

名称 大分県情報提供推進要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\footnote{EFServ2\footnote{YEFServ2\foo

制定(改正)平成18年 4月 1日 施行 平成18年 4月 1日

複数回開示した文書に関する主な規定

(情報提供の実施)

第三条

3 実施機関は、第一項各号に掲げる情報のほか、次に掲げる情報については、県民等の求めに応じて提供できるものとする。

(略)

二 既に公にされている情報

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

なし

12 宮崎県

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 宫崎県情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www3.e-reikinet.jp/miyazaki-ken/dlw_reiki/411901010036000000MH/411901010036000000MH/411901010036000000MH.html)

制定(改正) 平成19年 7月 4日 施行 平成19年10月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報公開の総合的な推進)

第23条 県は、第2章に定める公文書の開示のほか、県民が必要とする情報を的確に把握し、収集するとともに、県民が県政に関する正確で分かりやすい情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の充実)

第24条 県は、効果的な情報提供を実施するため、広報及び広聴の活動の充実、刊 行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様な媒体による情 報提供の推進等により情報提供の施策の充実に努めるものとする。

イ 要綱

名称 県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/somu/joho/johoteikyo_yokohtml)

制定(改正)平成18年 3月 1日 施行 平成18年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(情報の公表)

第2条 実施機関(条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、 実施機関が保有する次に掲げる情報について、条例第7条各号に規定する不開示 情報に該当するものを除き、これを県民に公表するものとする。

(情報の提供)

第3条 実施機関は、実施機関が保有する次に掲げる情報について、条例第7条各 号に規定する不開示情報に該当するものを除き、県民への情報の提供に努めるも のとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 情報公開事務の手引

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正) 平成18年 6月 日 施行 平成 年 月 日

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

名称 県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.pref.miyazaki.lg.jp/contents/org/somu/somu/joho/johoteikyo_yoko.html)

制定(改正)平成18年 3月 1日、施行 年 月 日 複数回開示した文書に関する主な規定

(情報の提供)

第3条

2 前項に掲げる情報のほか、同一の公文書につき複数回条例に基づく開示請求を 受けてその都度当該公文書の全部を開示した場合で、県民の利便及び行政運営の 効率化に資すると実施機関が認めるときは、当該公文書を県民情報センター又は 警察本部県民情報室(以下「県民情報室」という。)において閲覧に供するよう努 めるものとする。ただし、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 18 条及び第 42 条の2の規定に基づき開示した公文書については、この限りでない。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

13 札幌市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 札幌市自治基本条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.sapporo.jp/shimin/jichi/kihon/jichikihonjorei.pdf)

制定(改正) 平成18年10月 3日 **施行** 平成12年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(市政の情報を知る権利)

第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。

(情報提供)

- 第26条 市長等は、まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努めるものとする。この場合において、市長等は、まちづくりに必要な情報の収集及び適切な管理に努めなければならない。
- 2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、適切な情報伝達 手段により、市民に積極的に提供するものとする。

名称 札幌市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.sapporo.jp/somu/kokai/jojourei.html)

制定(改正)平成11年12月14日 施行 平成12年 4月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報提供及び情報公表)

第20条 市は、市民の必要とする情報を的確に把握して、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表施策の充実に努めなければならない。この場合においては、市が作成する諸計画の中間段階における案その他の政策形成過程にある情報について、積極的に市民に対して提供し、又は公表するよう配慮するものとする。

イ 要綱

名称 札幌市情報提供推進要綱

□公開 ☑非公開

HP での公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正) 平成16年 3月18日 施行 平成16年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(情報提供の責務)

第2条 行政情報課は、市民の利便を図るため、この要綱に定めるところにより、 札幌市市政等資料管理要綱(昭和63年5月19日総務局長決済。以下「管理要 綱」という。)第2条に規定する市政等資料(以下「市政等資料」という。)等に よる情報提供を行うものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

名称 札幌市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.sapporo.jp/somu/kokai/jojourei.html)

制定(改正)平成11年12月14日、施行 平成12年 4月 1日

複数回開示した文書に関する主な条文

(情報提供及び情報公表)

第20条

2 実施機関は、公開請求のあった公文書について、これを公開することが通例と なっている場合等で、市民の利便の向上に資すると認められるときは、当該公文 書を公表するよう努めるものとする。

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 市長の資産公開等

14 福岡市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 福岡市情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2893/1/johokokaijyorei220401.doc)

制定(改正) 平成14年 3月28日 施行 平成14年 7月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報公表施策)

- 第36条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表に関する制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものと する。ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。 (情報提供施策)

第37条 実施機関は、その有する広報手段を充実させ、及び広報媒体を積極的に活用するとともに、市民の福祉の増進に資する情報その他市政に関し市民に説明する市の責務を全うするために必要な情報を市民へ提供するよう努めるものとする。

イ 要綱

名称 福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2894/1/johoteikyoyoko220512.doc)

制定(<u>改正</u>) 平成22年 5月12日 施行 平成22年 5月12日 情報提供施策に関する主な規定

(情報提供施策の推進)

- 第7条 所管局等の長は、条例第37条に規定する情報の提供に関する施策を効果的 に推進するため、市民が必要とする情報を的確に把握し、これを収集するよう努 めるものとする。
- 2 情報の提供は、所管局等の長が、適当と認められる情報の内容、方法、期間等 を定めて行うものとする。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

名称 福岡市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2893/1/johokokaijyorei220401.doc)

制定(改正) 平成14年 3月28日 施行 平成14年 7月 1日 複数回開示した文書に関する主な条文

(情報公表施策)

- 第36条 実施機関は、法令等の規定により義務付けられた情報の公表に関する制度において、情報の内容の充実及び公表の方法の整備を図るよう努めるものとする。
- 2 実施機関は、次に掲げる情報で当該実施機関が保有するものを公表するものとする。ただし、当該情報が非公開情報に該当するときは、この限りでない。 (略)
 - (5) 実施機関が同一の公文書につき複数回公開請求を受けてその都度公開した情報であって、市民の利便又は行政運営の効率化に資すると認められるもの

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

15 函館市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 函館市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://210.175.74.81/reiki/reiki int/reiki honbun/ar37601321.html)

制定(改正)平成13年 3月28日 施行 平成13年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報の提供)

第25条 実施機関は、市民が市政に関する情報を容易に得られるよう情報の公開に 関する施策の総合的な推進を図るため、この条例による公文書の公開のほか、市 政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、その 保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

イ 要綱

名称 函館市情報公開コーナーの設置および管理運営に関する要綱

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/bunsyohosei/johokokai/youkouyouryou/soumubu/bunshohosei/bunshohouseika4.pdf)

制定(改正)平成 3年 6月 1日 施行 平成 3年 6月 1日 情報提供施策に関する主な規定

(事務)

第4条 公開コーナーは、次に掲げる事務を行う。

- (3) 情報提供に関する事務
- ア情報提供についての案内および相談に関すること。
- イ 行政資料の収集および管理に関すること。
- ウ 行政資料の閲覧および視聴ならびに写しの交付に関すること。
- エ その他情報提供の連絡調整に関すること。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 函館市情報公開条例の解釈運用の手引

☑公開 □非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正) 平成17年 4月 1日 施行 平成17年 4月 1日 情報提供施策に関する主な規定 3 この条例による公文書の公開は、原則として市の保有している公文書そのものを閲覧等に供するものであり、請求者にとっては内容が分かりやすいものとは限らず、また、知りたいと思っているもの、求めているものが公文書だけからは十分に把握できなかったり、場合によっては公文書という形になっていないことも考えられる。このような場合、実施機関に置いては、資料を加工するなどして積極的に請求者(市民)のニーズに応じていかなければならない。また、同一の公文書について繰り返し公開請求がある場合などで、当該公文書を積極的に公表することが、市民の利便の向上に資する場合には、積極的に情報の公表を行う必要がある。

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

16 いわき市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 いわき市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(https://www3.e-reikinet.jp/cgi-bin/iwaki/D1W_resdata.exe?PROCID=36397282&CALLTYPE=1&RESNO=1&UKEY=1293516438150)

制定(改正)平成10年 3月31日 施行 平成10年 7月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(実施機関の情報提供の推進)

- 第18条 実施機関は、前章に定める行政情報の開示のほか、その保有する情報を積極的に市民に提供するように努めなければならない。
- 2 実施機関は、市政に関する情報を市民が迅速かつ容易に得ることができるようにするため、広報活動の充実その他の情報の提供に関する施策の推進に努めなけ

ればならない。 イ 要綱 名称 いわき市行政情報事務取扱要綱 ☑公開 □非公開 HPでの公開 ☑公開 □非公開 () 制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日 ウ 条例、要綱以外の根拠規定 名称 情報公開事務の手引 □公開 ☑非公開 HPでの公開 □公開 ☑非公開 () 制定(改正)平成19年 4月 日 施行 平成19年 4月 日 (2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定 ア 条例 なし イ 要綱 なし ウ 条例、要綱以外の根拠規定 なし (3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供 なし 17 船橋市 (1) 情報提供施策の根拠規定 ア 条例 名称 船橋市情報公開条例 HPでの公開 ☑公開 □非公開 (http://www.city.funabashi.chiba.jp/gyosei/reiki_int/reiki_honbun/ag0050717 1. html) 制定(改正)平成14年 3月29日 施行 平成14年 7月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報公開の総合的な推進)

第23条 市は、この条例に定める公文書の開示のほか、情報提供施策の充実を図り、 市政に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で市民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

(情報提供施策の拡充)

第 24 条 実施機関は、その保有する情報を公表する制度の整備に努めるとともに、 市民が必要とする情報を的確に把握し、刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した広報媒体による情報提供の推進等により情報提供施策の拡充に努めるものとする。

イ 要綱

名称 附属機関等の会議の公開実施要綱

□公開 □ □ 非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

名称 食糧費公開要領

□公開 ☑非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正)平成 年 月 日 施行 平成 年 月 日

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

正規の開示制度との差異

複数回開示がなくとも情報公開制度に基づき開示決定した文書について、翌月から 3ヶ月のみは、当該決定に基づいた形式で当該文書を情報提供

18 多摩市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 多摩市情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.tama.lg.jp/dbps_data/_material_/localhost/03soumu/40bunsho housei/joho_open.pdf)

制定(<u>改正</u>) 平成16年12月28日 施行 平成17年 4月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報公開の総合的な推進)

第 28 条 市は、第 2 章に規定する市政情報の公開のほか、情報公表施策及び情報提供施策の拡充を図り、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。(略)

(情報公表・閲覧制度)

第 29 条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で、当該実施機関が保有するものを公表し、又は閲覧に供さなければならない。ただし、当該情報の公表若しくは閲覧について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に規定する非公開情報に該当するときは、この限りでない。

イ 要綱

名称 多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則

□公開□非公開

HPでの公開 □公開 ☑非公開

()

制定(改正)平成21年 6月 1日 施行 平成 年 月 日

情報提供施策に関する主な規定

(情報の公表)

第3条 市長は、市民の参画及び協働を進めるため、次に掲げる情報については、 これを公表しなければなりません。(略)

2 市長は、前項各号に掲げる情報のうち決定過程にあるものについても、随時公表に努めるものとします。

(情報の提供)

第4条 市長は、次に掲げる情報については、市民への情報提供に特に努めるものとします。

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

名称 多摩市情報公開条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.tama.lg.jp/dbps_data/_material_/localhost/03soumu/40bunsho housei/joho_open.pdf)

制定(改正) 年 月 日、施行 年 月 日

複数回開示した文書に関する主な条文

(情報公表・閲覧制度)

第 29 条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で、当該実施機関が保有するものを公表し、又は閲覧に供さなければならない。ただし、当該情報の公表若しくは閲覧について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に規定する非公開情報に該当するときは、この限りでない。

(略)

(3) この条例の規定に基づく公開請求に基づき公開をした市政情報

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供なし

19 春日市

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 春日市情報基本条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/reiki/mywebstart.cgi/document|1|guest06| |0|0|0|1018|1|12|0,4,0|4196,1|4144,10|4196,1?Template=Document)

制定(改正) 平成12年 6月29日 **施行** 平成12年10月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報提供)

第5条 市は、次に掲げる事項その他の説明責任を全うするために必要な事項について、前条の請求を待つことなく、広く積極的に保有情報の提供(公表を含む。 以下「情報提供」という。)を行うものとする。

- (1) 市政運営の基本方針に関する事項
- (2) 基本的な行政計画に関する事項
- (3) 主要な事務事業に関する事項
- (4) その他規則で定める事項
- 2 前項に規定する事項のうち、市民生活に対する影響が大きいと認められるもの については、規則で定めるところにより事前に計画案等を公表するものとする。
- 3 市は、情報提供を行うに当たっては、分かりやすく伝えるとともに、市民が情報を迅速かつ容易に得られるよう配慮しなければならない。
- 4 情報提供の方法その他情報提供に関し必要な事項は、規則で定める。

イ 要綱

名称 春日市情報提供に関する規則

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/reiki/mywebstart.cgi/document|1|guest06| |0|0|0|1018|1|12|0,4,0|4196,1|4144,10|6457,2?Template=Document)

制定(改正)平成12年 9月28日 施行 平成 年 月 日

情報提供施策に関する主な規定

(情報提供)

第2条 次の各号に掲げる事項については、春日市情報公開条例(平成12年条例第40号。以下「情報公開条例」という。)第4条第1項に規定する不開示情報が含まれているものを除き、基本条例第5条第1項の規定に基づき情報提供するものとする。

③ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(2) 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定

ア 条例

なし

イ 要綱

春日市情報提供に関する規則

☑公開 □非公開

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/reiki/mywebstart.cgi/document | 1 | guest06 |

|0|0|0|1018|1|12|0,4,0|4196,1|4144,10|6457,2?Template=Document) 制定(改正)平成12年 9月28日、施行 平成12年10月 1日 複数回開示した文書に関する主な規定

(情報提供)

- 第2条 次の各号に掲げる事項については、春日市情報公開条例(平成12年条例第40号。以下「情報公開条例」という。)第4条第1項に規定する不開示情報が含まれているものを除き、基本条例第5条第1項の規定に基づき情報提供するものとする。
- (8) その他
- カ 情報公開条例第22条の規定に基づく複数回開示文書

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供 あり

20 二セコ町

(1) 情報提供施策の根拠規定

ア 条例

名称 ニセコ町まちづくり基本条例

HPでの公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05_Hon_Main_Frame.exe?UTDIR=C:\text{YEFServ2\text{Yss0}} 0003D3D\text{YGUEST&TID=1&SYSID=276}) http://www1.g-reiki.net/reiki26d/からアクセス

制定(改正)平成12年12月27日 施行 平成13年 4月 1日

情報提供施策に関する主な条文

(情報共有の原則)

第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。

(情報への権利)

第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。

(情報共有のための制度)

第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が

総合的な体系をなすように努めるものとする。

- (1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度
- (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度
- (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度
- (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度

名称 ニセコ町情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05 Hon Main Frame.exe?UTDIR=C:\text{YEFServ2}\text{Yso} 0003D3D\GUEST&TID=1&SYSID=50) http://www1.g-reiki.net/reiki26d/からアクセス

制定(改正)平成10年 9月25日 施行 平成11年 4月 1日 情報提供施策に関する主な条文

(情報の共有化に関する基本方針)

第37条 実施機関は、町政を進める上で町民が必要とする情報の作成及び取得に努 め、町政情報を正確で分かりやすく町民に提供し、町民がこれを的確かつ容易に 利用できるよう、情報の共有化のための施策の拡充に努めなければならない。

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定 (2) ア 条例

名称 ニセコ町情報公開条例

HP での公開 ☑公開 □非公開

(http://www1.g-reiki.net/reiki/Li05 Hon Main Frame.exe?UTDIR=C:\footnote{YEFServ2\fo 0003D3D\GUEST&TID=1&SYSID=50) http://www1.g-reiki.net/reiki26d/からアクセス

制定(改正)平成10年 9月25日 施行 平成11年 4月 1日 複数回開示した文書に関する主な条文

(開示情報に係る公開請求の特例)

- 第 18 条 開示情報に係る公開請求については、第 10 条の規定にかかわらず、同条 の請求書の提出を省略することができる。
- 2 前項の場合において、公開請求をしようとする者は、実施機関に対し、第 10 条 各号に掲げる事項を告げなければならない。
- 3 実施機関は、開示情報の公開請求があったときは、第11条第1項及び第2項並 びに第16条第1項の規定にかかわらず、速やかに当該開示情報について公開決定

をするとともに、当該開示情報の公開を行うものとする。

イ 要綱

なし

ウ 条例、要綱以外の根拠規定

なし

(3) 情報開示制度に依らない「簡易な手続き」による情報提供

制度名 開示情報に係る公開請求の特例

正規の開示制度との差異

非開示情報に該当しない情報であって、公開することが通常明らかな情報を開示情報とし、開示請求書の提出を省略することができる。

3 地方公共団体における情報提供条例等に基づく情報提供内容

岩手県

「情報提供施策の総合的な推進に関する要綱」

(情報の公表)

- 第3 知事は、次に掲げる事項に関する知事保有情報のうち、条例第7条第1項各号に 規定するものを除き、これを県民に公表するものとする。
- (1) 県の長期計画その他の県の重要な基本計画及びこれらに係る中間段階の案
- (2) 庁議における決定事項
- (3) 審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議の公開並びに会議資料及び会議録
- (4) 県の重点事業及びこれに類するものの進捗状況
- (5) その他知事が特に必要と認める事項

(情報の提供)

- 第4 知事は、次に掲げる事項その他の県政に関する知事保有情報の提供に努めるものとする。
- (1) 第3の規定に基づき公表した事項に関し、さらに周知が必要なもの
- (2) 県議会定例会等における知事発言等県の施政方針
- (3) 環境、保健衛生、防災等県民生活の安全と密接な関係があるもの
- (4) 県の予算に関するもの
- (5) 県の組織並びに県の職員の定数及び給与に関するもの
- (6) 地域開発及び重要な施設整備に関するもの
- (7) 県民の意識、生活実態等に関する調査結果に関するもの
- (8) 県の保有する研究及び技術(特許権等に係るものを除く。)並びに統計に関する資料
- (9) 県が行う試験、行事に関する事項

秋田県

「情報提供の総合的推進に関するガイドライン」

第2 提供すべき情報

- 1 知事は、その保有する次に掲げる情報 (条例第6条各号に規定するものは除く。) を、 県民に提供するものとする。
- (1) 県の長期計画その他の県の重要な基本計画及びこれらに係る中間段階の案
- (2) 庁議に関する決定事項
- (3) 審議会等の附属機関及びこれに類するものの会議資料及び会議録又は会議結果の概要
- (4) 県の財政状況並びに予算及び決算に関する情報

- (5) 県の組織並びに職員の定数及び給与に関する情報
- (6) 県の主要な事業の進捗状況
- (7) 県の事務事業の評価
- (8) 県が出資金、資本金等の4分の1以上を出資する法人の業務及び財務に関する情報
- (9) 県議会定例会等における知事発言等県の施政方針
- (10) 県議会の本会議及び常任委員会への提出資料
- (11) 環境、医療、福祉、保健衛生、防災その他県民生活と密接な関係がある情報
- (12) 地域開発及び重要な施設整備に関する情報
- (13) 県民の意識、生活実態等の関する調査結果に関する情報
- (14) 県が行う試験及び行事に関する情報
- (15) 県が行う研究開発の成果及び保有する技術に関する情報
- (16) 県の統計に関する情報
- (17) その他県民に提供する必要があると認める情報

宮城県

「情報公開の総合的推進に関する要綱」

(情報提供施策の充実)

第4条

- 3 主務課等の長は、次の各号に掲げる県政に関する重要な情報を公表しなければならない。
- (1) 県民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定及び改廃の趣旨並びに目的
- (2) 県政上重要な長期計画又は基本計画等に関する策定の趣旨及びスケジュール
- (3) 行政評価の結果
- 4 前項に掲げる情報については、主務課等の長は、意思決定過程であっても中間案等の形式により、その公表に努めるものとする。

群馬県

「情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」の規定

(情報の公表の内容)

- 第2条 条例第4条第1項第1号の内容は、県の長期計画、県の総合計画、法令等により策定を義務づけられている基本計画及び附属機関等(地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置されている附属機関のほか、計画策定のために臨時的に設置するものを含む。)の検討を経て策定する基本計画の全文又は概要とする。
- 2 条例第4条第1項第2号の内容は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 県予算における主要事業のうち各部長、会計管理者及び各県民局長(以下「部長等」という。)が指定する公共工事に関しては実施目的、規模、発注状況、進行状況、

完成時期及び効果。

- (2) 県予算における主要事業のうち部長等が指定する公共工事以外の事業に関しては、公共工事に準ずるもの。
- 3 条例第4条第1項第3号の実施機関が定める事項及び内容は、次に掲げるとおりと する。
 - (1) 条例第41条に定める出資等法人のうち県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人の定款又は寄附行為、役員名簿、社員名簿(社団法人の場合に限る。)、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録、事業計画書、収支予算書
 - (2) 社会福祉法人に係る監査結果の概要
 - (3) 公共工事の再評価に係る検討結果
 - (4) 地方自治法第138条の4第3項に基づき設置されている附属機関の会議結果の 概要
 - (5) 県民意見提出制度を実施した結果原案を変更した条例、規則又は行政計画(変更した部分が分かるもの)

東京都

「東京都情報公開条例」の規定

(情報公表制度)

- 第三十一条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第七条各号に規定する非開示情報に該当するときはこの限りでない。
 - 一 都の長期計画その他都規則等で定める重要な基本計画
 - 二 前号の計画のうち、実施機関が定めるものに係る中間段階の案
 - 三 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十八条の四第三項に規定する 執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下「附属機 関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料
 - 四 実施機関が定める都の主要事業の進行状況
 - 五 その他実施機関が定める事項

「知事が行う情報公開事務に関する規則」の規定

(公表情報)

- 第十二条 条例第三十一条第一項第一号に規定する都規則等で定める重要な基本計画 は、次に掲げるものとする。
 - 一 都政全般に係る総合的な計画

- 二 東京都条例により策定を義務付けられている基本計画
- 三 条例第三十一条第一項第三号の附属機関等の検討を経て策定する基本計画
- 2 条例第三十一条第一項第二号に規定する計画で実施機関が定めるものは、都の長期計画並びに前項第一号及び第二号に規定するもののうち計画期間が三年以上で、かつ、策定に六月以上の期間を予定するものをいう。

「東京都情報公開の総合的な推進に関する事務取扱要綱」の規定

第3 情報の提供事務

1 情報の提供

所管局長等は、条例上の義務として情報を公表するほか、次に掲げる事項その他の 都政に関する情報の提供に努めるものとする。

- (1) 東京都議会定例会等における知事発言等都の施政方針
- (2) 都の組織並びに都の職員の定数及び給与に関する事項
- (3) 地域開発及び重要な施設整備
- (4) 環境、保健衛生、防災等都民の生活と密接な関係がある事項
- (5) 都民の意識、生活実態等に関する調査結果
- (6) 都の保有する研究および技術(特許権等に係るものを除く。)並びに統計に関する資料
- (7) 都が行う試験、行事に関する事項

神奈川県

「県政情報の公表に関する要綱」第3条に定められている項目

- 1 県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画
 - · 神奈川力構想 · 基本構想
 - 神奈川力構想・実施計画
- 2 その他の県の主な計画及び指針
 - (1) 県の行政運営全般に係る指針
 - ・地域主権実現のための基本方針
 - 県庁改革基本方針
 - (2) 県の政策の基本的な方向を総合的に示す計画を補完する主な個別計画・指針
 - 神奈川県科学技術政策大綱
 - ・ 地域づくり推進プラン
 - 行政情報化指針
 - かながわ人権施策推進指針
 - ・ かながわ文化芸術振興計画
 - かながわ国際施策推進指針

- ・ かながわ消費者施策推進指針
- ・ かながわ青少年育成指針
- かながわ新エネルギービジョン
- 神奈川みどり計画
- かながわ水源環境保全・再生施策大綱
- かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画
- かながわ水産業活性化指針
- ・ かながわ高齢者保健福祉計画
- かながわツーリズム推進指針
- 第8次神奈川県職業能力開発計画
- かながわ都市マスタープラン
- ・ かながわ交通計画
- かながわ教育ビジョン
- 神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」
- (3) 各実施機関の運営全般に係る主な計画・指針
 - 企業庁経営改善計画
 - 神奈川県営水道事業経営計画
 - 神奈川県営電気事業経営計画
- 3 県の予算編成の方針及び予算の内容
 - (1) 予算編成方針
 - (2) 予算議案
 - (3) 予算に関する説明書
 - (4) 予算見積書(当初予算に係る予算査定後のもの)
- 4 県が実施した政策の評価の結果
 - 部局政策宣言
 - · 神奈川力構想·白書
 - 県試験研究機関の機関評価
 - 事務事業評価
 - 犯罪被害者等支援施策の検証
 - ・ かながわ文化芸術振興計画の進行管理等に伴う評価
 - 環境農政局所管公共事業の再評価
 - 環境農政局所管公共事業の事後評価
 - ・ 神奈川県環境基本計画の進行管理等に伴う評価
 - ・ 神奈川県環境科学センター研究推進委員会による研究計画評価
 - ・ 「水源環境保全・再生かながわ県民会議」による施策の評価
 - 神奈川県中山間地域等振興対策検討委員会における評価

- 神奈川県地域福祉支援計画進行管理台帳における評価
- ・ 県施設に係る福祉サービス第三者評価
- ・ 神奈川県ホームレスの自立の支援等に関する実施計画の評価
- 児童福祉施設サービス評価事業
- ・ かながわ高齢者保健福祉計画の評価
- 神奈川県中小企業活性化推進計画の進行管理等に伴う評価
- 県土整備局所管公共事業の再評価
- 県土整備局所管公共事業の事後評価
- 神奈川県立保健福祉大学に係る大学機関別認証評価
- 教育委員会の点検・評価
- ・ 神奈川県スポーツ振興指針「アクティブかながわ・スポーツビジョン」進行状 況管理表における評価
- 神奈川県立図書館の活動評価
- 神奈川県立川崎図書館の活動評価

三重県

「三重県の情報提供施策の推進に関する要綱」の規定(公表義務情報)

- (1) 複数の郡市にまたがる、又はそれに相当する地域の県民に影響を及ぼす県の長期 (総合) 計画及び基本計画等(目標年次の設定がないもの及び目標年次を策定の日 から1年を超える将来に設定しているものに限る。)で別表1に掲げるもの並びにこ れについての中間まとめ、策定スケジュール及び達成状況・進捗状況
 - ただし、本要綱施行の日において策定済みの計画等については、中間まとめ及び策 定スケジュールを除く。
- (2) 県の重要施策にかかる会議(別表2)の決定事項
- (3) 事務事業の評価に関する情報
- (4) 予算見積書(知事査定後)に関する情報
- (5) 審議会等附属機関及びこれに類するものの会議資料(会議を非公開で開催する場合を除く。)及び会議録又は会議結果の概要

別表1

政策部 総合計画「県民しあわせプラン」/総合計画「県民しあわせプラン」第 二次戦略計画/三重県新エネルギービジョン/宮川流域ルネッサンス基本計画及び 第3次実施計画/三重県国土利用計画(第四次)/三重県土地利用基本計画/「美 し国おこし・三重」基本計画

生活・文化部 男女共同参画基本計画/三重の文化振興方策/国際化推進プラン/歴史街道構想/人権施策基本方針/第8次三重県交通安全計画/三重県生涯学

習振興基本計画/三重県消費者施策基本方針進

健康福祉部 三重県保健医療計画/三重の健康づくり総合計画(ヘルシーピープルみえ21)/三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画/みえメディカルバレー第2期実施計画/三重県動物愛護管理推進計画/三重がん対策戦略プラン(改訂版)/三重県自殺対策行動計画/みえ高齢者元気・かがやきプラン(改訂版)/みえ障がい者福祉プラン(第2期計画)/三重県次世代育成支援行動計画/三重県DV 防止及び被害者保護・支援基本計画/三重県ひとり親家庭等自立促進計画/健やか親子いきいきプランみえ

環境森林部 三重県環境基本計画/三重県廃棄物処理計画/三重県地球温暖化対策推進計画/生活排水処理施設整備計画/水道整備基本構想/鳥獣保護事業計画/地域森林計画/三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画/四日市地域公害防止計画

農水商工部 協同農業普及事業の実施にかかる方針/農業改良普及活動計画基本構想 /三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針/三重県の農山漁村における パートナーシップ指標/三重県における特定高性能農業機械の導入に関する計画/ 三重県食育推進計画/三重県卸売市場整備計画(第8次)/みえの安全・安心農業 生産推進方針/三重県食の安全・安心確保基本方針/三重県果樹農業振興計画/三 重県酪農・肉用牛生産近代化計画/三重県茶業振興指針/新たな三重の米(水田農業)戦略/三重県栽培漁業基本計画/特定漁港漁場整備計画/三重県企業誘致基本 計画/三重県科学技術振興ビジョン/三重県観光振興プラン第2期戦略計画

県土整備部 公共工事コスト構造改善に関する第4次行動計画/三重県版 CALS/EC 整備基本構想/三重県 CALS/EC アクションプログラム/新道路整備戦略/海岸整備アクションプログラム/三重県住生活基本計画/三重県都市マスタープラン/三重県景観計画/三重県河川整備戦略

企業庁 三重県企業庁長期経営ビジョン

病院事業庁 第2次三重県病院事業経営健全化計画

教育委員会 三重県教育振興ビジョン/同推進計画/県立高等学校再編活性化基本計画/第4次三重県スポーツ振興計画/三重県人権教育基本方針

別表2

政策部 部長会議/県政戦略会議(情報公開・個人情報総合窓口にて閲覧できます。)/三重県雇用・経済危機対策会議/三重県緊急雇用・経済対策会議/IT利活用推進本部/「美し国おこし・三重」推進本部員会議

生活·文化部 三重県男女共同参画推進会議/三重県文化行政推進委員会

健康福祉部 三重県次世代育成支援推進懇話会/三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進本部/三重県こども・青少年施策総合推進本部

環境森林部 環境保全・地球温暖化対策推進委員会

農水商工部 三重県企業立地推進本部/三重県地産地消推進本部

県土整備部 三重県公共事業総合推進本部

大阪府

「情報の公表制度の実施に関する要領」

4 公表する情報

公表する情報は、次に掲げるものとする。ただし、条例第8条又は第9条の規定に該当 する情報を除く。

ア 府政に関する基礎情報(条例第37条第1項に規定する措置として公表するものを含む。)

府政に関する基礎的な情報として次に掲げるもの

- (ア) 府が保有している情報の検索に資する資料
- (イ) 府の施策、計画、指針等の概要
- (ウ) 府の事務事業の概要(各室・課(所)等毎)
- (エ) 府の事務事業の評価の結果又はその概要
- (オ) 府の基本的な事務に関する要領、要綱、手引書等
- (カ) 府政に関する主要な調査の結果又はその概要
- (キ) 府の出資法人の組織、事業及び決算等の概要(条例第2条第4項に規定する 実施法人及び条例第34条第2項の規定に基づき実施機関が定める出資法人 に係るもの)
- (ク) 府の施設の管理に関する指定管理者との基本協定等

イ 政策形成過程情報

府の政策形成過程の各段階における情報のうち次に掲げるもの(迅速性又は緊急性を要するもの及び軽微なもの等を除く。)

- (ア) 府の基本的な施策、計画、指針等の策定及びこれらの重要な改廃等に係る案 又は主要な検討資料
- (イ) 府民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例、規則等の制 定又は改廃に係る案の内容又はその概要
- (ウ) 府の重要な政策決定等に関する部長会議等の協議又は報告の概要及びこれら に提出された資料
- (エ) 府の審議会等(会議の公開に関する指針(昭和60年11月26日知事決定) 2に規定する「審議会」をいう。)の概要及び委員名簿
- (オ) 府政に関する意見募集の結果又はその概要

ウ 公開実施情報

個別の行政文書公開請求又は情報提供により既に公にされた情報のうち、繰り返し

公開請求又は情報提供の求めがあると見込まれるもの、府民への情報到達の均衡を 図る必要のあるもの等広く公表することが適当と認められる情報

エ その他

アからウに掲げる情報以外の情報のうち、公表することが適当なものとして、担当 室課(所)等の長が決定するもの

鳥取県

「鳥取県情報公開条例の趣旨、解釈及び運用」

第35条(情報提供施策の充実)関係

第1 趣旨

本条は、情報公開の一層の推進を図るため、実施機関の保有する情報提供施策の充実について定めたものである。

第2 解釈·運用

- 1 「広報及び広聴活動の充実」とは、県政だより等を通じて、広報・広聴活動の量的 充実、質的向上に努めることをいう。
- 2 「刊行物その他の資料の積極的な提供、情報通信技術を活用した多様の媒体による情報提供の推進等」とは、事業概要、統計書、調査・報告書等の行政資料を県民室、中部・西部の各地域県民室、公文書館等に配架し、県民の閲覧に供するほか、写しの交付等の情報提供を行うとともに、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を利用し、情報提供施策の推進を図ることをいう。
- 3 「情報提供」とは、県民からの請求を待つことなく、県が自主的に情報を公にする ことをいう。
- 4 第2項は、公社は、その業務内容、財務等に関する資料を事務所に備え置き、県民 の閲覧に供することを明らかにしたものである。

徳島県

「情報提供施策の推進に関する要綱」の規定

(公表義務情報)

- (1) 県の各部局が策定した計画、構想及びこれらの達成状況又は見直し状況
- (2) 審議会等の会議資料(会議を非公開で開催する場合を除く。)及び会議録及び会議の結果の概要
- (3) 事務事業の評価に関する情報
- (4) 県の財政状況、予算及び決算に関する情報
- (5) 公益法人の定款、事業報告書、財務諸表等に関する情報
- (6) 庁議の会議概要及び決定事項

(公表推進情報)

- (1) 過去に公開請求があった情報のうち、今後も県民のニーズがあると思われるもの
- (2) 社会動向等から緊急性を有するもの
- (3) 普及啓発の必要性があるもの
- (4) その他実施機関が必要と認めるもの

大分県

「大分県情報提供推進要綱」

(情報提供の実施)

第三条 実施機関(公安委員会及び警察本部長並びに県が設立した地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社を除く。以下同じ。)は、次の各号に掲げる情報について、目録を整備し、当該各号に定めるところにより、情報センター等で県民等に提供するものとする。

一 行政資料情報

イ 刊行物情報 県が作成し、又は収集した統計資料、白書、業務概要書、県報、 広報誌紙等の刊行物情報を分類・整備し、展示して別表第一に定める閲覧期間中、 閲覧に供し、写しの交付及び貸出しを行う。

ロ 生活・文化・イベント情報 観光情報、各種イベント情報等に関するパンフレット、リーフレット類を展示し、及び配布する。

二 映像情報 県が作成し、又は収集したビデオテープ等映像情報を機器を操作して、 視聴に供し、及び貸出しを行う。

三 インターネット情報 県庁ホームページに掲載している各種情報をパーソナルコンピュータにより県民等に提供する。

宮崎県

「県政情報の公表及び提供の推進に関する要綱」

(情報の公表)

第2条 実施機関(条例第2条第1項に規定する実施機関をいう。以下同じ。)は、実施機関が保有する次に掲げる情報について、条例第7条各号に規定する不開示情報に該当するものを除き、これを県民に公表するものとする。

- (1) 県の長期計画その他県の重要な基本計画
- (2) 庁議の概要
- (3) 県の主要な施策及び事業の進捗状況
- (4) 県の財政状況、予算及び決算に関する情報
- (5) 県の職員の給与等に関する情報
- (6) その他県民に公表する必要があると実施機関が認める情報

(情報の提供)

第3条 実施機関は、実施機関が保有する次に掲げる情報について、条例第7条各号に 規定する不開示情報に該当するものを除き、県民への情報の提供に努めるものとする。

- (1) 環境、保健衛生、防災その他県民生活の安全と密接に関係がある情報
- (2) 県民の意識、生活実態等に関する調査結果及び統計調査に関する情報
- (3) 県が保有する研究及び技術(特許に係るものを除く。) に関する情報
- (4) 県が行う試験、行事に関する情報
- (5) 附属機関等の会議資料、議事録又は会議概要
- (6) 県議会定例会等における知事の施政方針、提案理由説明
- (7) 県が出資金、基本金等の4分の1以上を出資する法人に関する情報(「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日付け会議決定)に定める業務及び財務に関する資料」)
- (8) 県が所管する公益法人に関する情報(公益法人の設立許可及び指導監督基準の 運用指針(平成8年12月19日付け公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚 会議幹事会申合せ)に定める所管公益法人に関する一覧表)
- (9) その他県民に提供する必要があると実施機関が認める情報

福岡市

「福岡市情報の公表・提供施策の推進に関する要綱」

(市が行う主要な事務又は事業の実施状況に関する情報)

第2条 条例第36条第2項第6号に掲げる情報については、当該事務又は事業を所管する局、室等の長が、毎年度3月末を基準として、別途定める様式で調書を作成するものとする。

(その他実施機関が定める市政に関する情報)

第3条 条例第36条第2項第6号に規定する実施機関が定める市政に関する情報は、 次に掲げるものとする。

- (1) 市民から寄せられた市政に対する意見、提言、要望等及びこれらに対する市の回答(本市の広聴部門において所管するものに限る。)
- (2) 庁議の資料
- (3) 市長会見の発表資料
- (4) 市政運営会議の議事概要
- (5) 市が資本金、基本金その他これらに準じるものの4分の1以上を出資している法 人の組織の概要、財務状況、事業の概況及び計画等
- (6) 市の例規
- (7) 市の行政改革に関する情報

函館市

「函館市情報公開コーナーの設置および管理運営に関する要綱」

(行政資料の範囲)

第5条 公開コーナーが収集及び管理する行政資料は、次に掲げる刊行物等で一般の利用に供することを目的とするものをいう。

- (1) 本市において作成した統計書、調査書、報告書、計画書、広報刊行物、地図、図表 その他の文献等
- (2) 国、他の地方公共団体その他公共的団体等が作成し、本市が取得した統計書、調査書、報告書、計画書、広報刊行物、地図、図表その他の文献等
- (3) その他市政の運営上参考になる図書、雑誌類
- (4) 前3号の資料の内容についての電磁的記録で視聴可能なもの

多摩市

「多摩市長が定める多摩市自治基本条例の施行に関する規則」

(情報の公表)

第3条 市長は、市民の参画及び協働を進めるため、次に掲げる情報については、これを公表しなければなりません。

- (1) 市の長期計画及び重要な基本計画
- (2) 市の主要の施策及び事業の進捗状況
- (3) 予算及び決算に関する情報
- (4) 行政評価に関する情報
- (5) 監査委員の監査結果
- (6) 審議会、懇談会等からの答申、報告、提言等
- 2 市長は、前項各号に掲げる情報のうち決定過程にあるものについても、随時公表に 務めるものとします。

(情報の提供)

第4条市長は、次に掲げる情報については、市民への情報提供に努めるものとします。

- (1) 環境、保健衛生、防災等市民生活と密接な関係がある情報
- (2) 統計に関する情報
- (3) 行事に関する情報
- (4) 市民生活への影響及び緊急性のある情報
- (5) その他自治の推進に資する情報

春日市

「春日市情報提供に関する規則」の規定

第2条 次の各号に掲げる事項については、春日市情報公開条例(平成12年条例第

40 号。以下「情報公開条例」という。)第4条第1項に規定する不開示情報が含まれているものを除き、基本条例第5条第1項の規定に基づき情報提供するものとする。

- (1) 市政運営の基本方針に関する事項
 - ア 市長の施政方針
 - イ 市の条例、規則、告示その他の規程
 - ウ 市議会に提案した議案及び議案関係資料(条例新旧対照表)
- (2) 基本的な行政計画に関する事項
 - ア 市の基本構想、基本計画及び実施計画
 - イ 重要な部門別計画
- (3) 主要な事務事業に関する事項
 - ア 市の主要事業の進捗状況報告書
 - イ 個別事業計画に係る調査結果報告書
 - ウ 主要な施策の成果に関する報告書
- (4) 主要な会議に関する事項
 - ア 市議会会議録
 - イ 合議制機関の会議結果報告書
- (5) 市の財務に関する事項
 - ア 予算書、決算書その他の財政状況に関する資料
 - イ 監査委員から提出された監査結果報告書
 - ウ 契約に係る入札結果
- (6) 関係団体に関する事項
 - ア 市が構成団体となっている一部事務組合等の予算書及び決算書
 - イ 春日市土地開発公社の事業計画書、予算書、決算書及び事業報告書
 - ウ 市の公の施設の管理を行う指定管理者が作成した事業報告書の写し
 - エ 補助団体等(春日市補助団体等の情報公開に関する規則(平成13年規則第
 - 1号)第2条第1号に規定する補助団体等をいう。)の予算書及び決算書又はこれらに相当する書類の写し
- (7) 市の組織等に関する事項
 - ア 市の組織に関する資料
 - イ 市職員の定数及び給与に関する資料
- (8) その他
 - ア 市民の意識、生活実態等の調査結果報告書
 - イ 市が作成又は取得した統計書
 - ウ 記者会見資料
 - エ 行政手続に関する資料

- オ 市が保有する行政文書の情報目録
- カ 情報公開条例第22条の規定に基づく複数回開示文書
- キ 市の主催行事に関する事項その他市民に対し周知を図ることが必要な情報

4 公益企業等の CSR 報告書の章立て

大阪ガス『CSR レポート 2010』

大阪ガスグループの概要

トップコミットメント

大阪ガスグループの経営と CSR

2009年度の主な取り組み (一覧)

特集

継続的に社会全体の CO2 排出量を削減していきます。

エネルギー需要のあるところで発電する分散型発電

ガスと再生可能エネルギーを併用して

次世代エネルギーシステムの開発

都市ガス製造工程における創エネ、天然ガス発電の高効率化を推進

CO2 排出量削減効果の適切な評価方法について

CSR 憲章 I お客様価値の創造

CSR 指標

お客様の安心・安全を守るために

「お客様の声」を商品・サービスに活かす

新しい価値を感じて頂く提案

CSR 憲章Ⅱ 環境との調和と持続可能な社会への貢献

CSR 指標

中期環境目標と2009年度実績

環境マネジメント

事業活動の環境負荷

温室効果ガス排出量の削減

お客様先での CO2 排出量抑制

資源消費の低減と再生資源の利用促進

環境リスク対策と化学物質管理/グリーン購買、グリーン配送/環境情報の発信

再生可能エネルギー

環境技術開発

生物多様性の保全

環境会計

CSR 憲章Ⅲ 社会とのコミュニケーションと社会貢献

CSR 指標

"小さな灯火"運動

地域貢献・社会とのコミュニケーション

関連財団の活動

CSR 憲章IV コンプライアンスの推進と人権の尊重

CSR 指標

コンプライアンスの推進

人権啓発の取り組み

サプライチェーンでの取り組み

CSR 憲章V 人間成長を目指した企業経営

CSR 指標

雇用の維持と多様性の確保

ワーク・ライフ・バランス

社員と会社のコミュニケーション

人材育成

労働安全衛生

CSRマネジメント

CSR 推進体制、コーポレート・ガバナンス

リスクマネジメント

本報告書での話題選定について

環境パフォーマンス・データ集

第三者意見

第三者検証

パナソニック『サスティナビリティレポート 2010 (社会性報告)』

トップメッセージ

パナソニックの CSR 経営

従業員とともに

多様性の尊重

人材育成

労働安全衛生

健全な労使関係

購入先様とともに

役員メッセージ「調達部材の再資源化でエコとコスト力の両立をめざします」

取り組み・購入先様からのご意見

CSR 調達の考え方・方針

地域社会とともに 一企業市民活動一

基本的な考え方

重点分野

企業市民活動の推進方法

CSR 経営を支えるガバナンス

コーポレートガバナンス

役員一覧

行動基準

製品安全に関する自主行動計画に係る基本方針

グローバルコンプライアンス

G&Gリスクマネジメント活動

情報セキュリティの徹底

適正な宣伝活動

製品安全性問題のご報告

私たちのお伝えしたいこと

会社概要

GRI ガイドライン対照表

パナソニック『エコアイディアレポート 2010 (環境報告)』

トップメッセージ

ビジョンと戦略

くらしのエコアイディア

グリーンプロダクツ

グリーンプロダクツの取り組み

製品の省エネルギー

創エネルギー/蓄エネルギー

家まるごと「CO2±0 (ゼロ)」

製品の省資源/包装材の取り組み

製品環境法令対応とラベリング

製品の化学物質管理

ビジネススタイルのエコアイディア

工場

グリーンファクトリーの取り組み

工場省エネルギー・温暖化防止

工場の化学物質管理

工場の廃棄物削減

工場の水資源有効利用/土壌・地下水汚染への対応

工場の順法管理/РСВ問題への対応

オフィス

オフィスの省エネルギー

リサイクル

使用済み製品のリサイクル

物流

グリーンロジスティクス

環境ソリューション事業

生物多様性保全

グローバルエコプロジェクト

アジア

中国/欧州

アメリカ/中南米/中近東・アフリカ

日本

環境マネジメント

事業活動における環境負荷の全体像

環境行動計画グリーンプラン 2010

環境ガバナンス/環境教育

環境マネジメントシステム/環境会計

第三者意見

KPMGあずさサステナビリティ株式会社による独立保証報告書

環境コミュニケーション

環境活動のあゆみ

JR 西日本『企業考動報告書 2010 JR 西日本 CSR レポート』

社長メッセージ

福知山線列車事故について

企業再生に向けて

特集 安全性の向上

「企業理念」「安全憲章」

JR 西日本グループ中期経営計画 2008 -2012 見直し

CSR (企業の社会的責任) の考え方、11 分野の平成 21 年度重点取り組み事項・実績及び 平成 22 年度重点取り組み計画

コーポレート・ガバナンス

安全

基本的な考え方/安全管理体制

安全基本計画

社員の安全性向上に取り組む姿 安全の現状と対策

CS (お客様満足)

基本的な考え方/ CS 推進体制/ お客様との双方向コミュニケーションの充実

CSマインドの醸成

高品質な輸送サービスを提供するための取り組み お客様に安心してご利用いただくための取り組み/ より快適にご利用いただくための取り組み お客様に優しいバリアフリーの取り組み

地球環境

地球環境保護活動の推進体制/環境管理の推進 環境負荷/環境目標

一人ひとりが取り組む考動エコ

鉄道の優位性と地球温暖化防止の取り組み

「資源」循環の取り組み

地域とともに進める環境保全の取り組み/法令順守の取り組み データ編

人材・ES (働きがい)

多様な人材の確保/自ら考え行動する社員の育成 働きがいの向上/働きやすい環境づくり コミュニケーションの促進/社員の安全と健康

事業活動を通じた西日本地域の活性化 社会貢献活動の推進

経営を支える基盤の取り組み

コンプライアンス

危機管理

地域との共生

ディスクロージャー

情報セキュリティ

人権啓発

資材調達

第三者意見



邖
梅
黚
楘

情報公開制度に基づく情報提供施策に関する書面調査

財団法人 行政管理研究センター

い開い

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条では「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と規定しており、行政刷新担当大臣を座長とする「行政透明化検討チーム」は、国の情報公開制度の見直しを検討し、そのとりまとめ結果においても情報提供施策の充実等が指摘されています。
- 2 この書面調査は、国の情報公開制度の企画・立案を所掌する総務省行政管理局から受託した「地方公共団体、諸外国等における情報提供施策等に関する調査研究」の一環として(財)行政管理研究センターが実施するものであり、地方公共団体における事例を把握・整理することにより、今後の情報公開制度の見直しに際し、先進的な事例を検討する際の素材となるものです。
- 3 設問へのご回答は、選択肢がある場合は口にチェックマーク√を付し、それ以外の場合は適宜ご記入ください。なお、ご回答いただく時点は、平成22年12月1日現在でお願いいたします。
- 4 ホームページ等を調査し、当方にて把握している事項は、予め記入してありますが、記入事項が誤っている場合は、訂正をお願いいたします。

-168-

- 5 調査表へのご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒により、平成23 年1月14日(金) までに 郵便ポストにご投函、もしくは下記のファックス番号までご送信ください。ご多用のことと存じます が、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 6 本調査研究の調査結果は、総務省ホームページにて公表される予定です。
- 7 その他ご記入に当たっての不明な点等は、次の担当者まで御照会ください。

照会先:(財)行政管理研究センター

、以)に攻車在が、たことく 主任研究員 武藤 研究員 上田 電話: 03-5969-8211 FAX: 03-5688-8400

 $\to \times - / \nu : XLB02564@nifty.com$

台	
刪	

1 情報公開制度に基づく情報提供施策について

I 情報公開制度に基づく情報提供施策の根拠規定(特に条例以下の要綱等)についてお伺いします。 該当する場合は、チェックマーク ノ を付し、カッコ内にご記入ください。貴団体で、情報公開制度に基	ついてお伺いします。 で、情報公開制度に基
づく情報提供施策に関する条例や要綱、その他の根拠規定を制定している場合は、その詳細をご記入く	、その詳細をご記入く
ださい。条例や要綱等を公表している場合は、本調査票に添付して御返送ください。	ر١.
① 条圏 □あり(名称	口なし
HP での公開 ロ非公開	
制定(改正)年月日、施行年月	
② 要細 口あり(名称)	ロなし
日公開 口非公開	
HPでの公開 口が公開	
制定(改正)年月日、施行年月	
□あり(名称	口なし
口公開 口非公開	
HPでの公開 口公開 口非公開	
制定(改正) 4 月 日、施行 4 月 日	

-	育報公開制度に基つく 育報提供池港に関する制度導入の経緯・理田についくお何いします。 談当す
54	る場合は、チェックマーク √ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)
П	首長のリーダーシップによって
П	議会の意向を受けて
П	審議会等、第三者機関の意向を受けて
П	住民の意向を受けて
П	国や都道府県の制度制定を受けて
П	いわゆる「先進自治体」の動向を受けて
	(先進事例として参考にした地方公共団体名)
П	周辺地方公共団体や人口規模等が同一の地方公共団体の動向を踏まえて
	(比較対象として参照した地方公共団体名
П	その他 ()

I 情報公開制度に基づく情報提供	は内容の現状につい
	- 談当する場合は、ナエックペーク ア を作し、カッコMicこむへくだ 長綱等を制定、公表している場合は、本欄に記入せず、本調査票に要
綱等を添付して御返送ください。	
)施政方針・基本計画に関する情報等	報等
ロ 長期計画、基本構想、その他	その他重要な基本計画等
ロ 長期計画、基本計画を補完する主な個別計画	する主な個別計画・指針
□ 公営企業体の経営改善計画、	事業経営計画等
□ 知事・市長等の議会演説等	
口 かの街 (
③ 組織や職員の定数、給与等、行]	行政管理に関する情報等
ロ 職員の給与に関する情報	
口 その街 (
() 予算に関する情報等	
□ 予算見積書	
□ 部局別の予算要求状況	
□ 予算要求、査定等、予算編成	予算編成過程の情報
こその他 (^
) 政策評価・事務事業評価結果・主要事業の進行状況等	主要事業の進行状況等
口 政策評価、事務事業評価結果	mk .
□ 個別事務事業の評価書	
ロ 主要事業の進行状況	
こ その他 (
)重要会議・審議会などの報告書、	、議事録、提出資料等
□ 重要会議・審議会等の報告書	фilm
□ 重要会議・審議会等の議事録	談
□ 重要会議・審議会等への提出資料	计
口 その他 (
) 試験の実施、行事に関する情報等	**************************************
ロ 地方公共団体が実施する試験等に関する情報	済等に関する情報
ロ 地方公共団体が主催する行事に関する情報	事に関する情報
口 その他 (
	ന

外野団体の即務語表等 分野団体の即務語表等 子の他(
 その他、美国体に特徴的な債量公開制度に基づく債報提供内容がありましたら、チェックを付し、カッコ内ご記入ください。(複数回答可) 所管法人や団体、許認可を受けた音等の名簿情報 同議員採用試験や学校入学試験等の試験問題等 「政義の政策の政策の経過では、大きなが経験 「大きがための政策の経過では、大きなの対象は、決定プロセスについてお伺いします。 情報提供内容の検討・決定する際に、貴国体内部で実施した検討がありましたら、チェッイを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名) 「以対める「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名を関係を対象として参照した地方公共団体名を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	
 その他、貴国体に特徴的な債益公開制度に基づく情報提供内容がありましたら、チェックを付し、カッコ内ご記入ください。(複数回答可) 所管法人や回体、計認可を受けた者等の反適情報 所管法人や回体、計認可を受けた者等の反適情報 (種類用試験や学校入学試験等の試験問題等 予定法人や回体、計認可を受けた者等の反適情報 (種類に基づく情報提供内容の検討・決定プロセスについてお伺いします。 情報提供内容の検討・決定する際に、貴重団体内部で実施した検討がありましたら、チェックを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) い700多「行進目治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名) 国内部の選択指針として、貴国体に該当するものがありましていが対象として参照した地方公共団体名 国内の条例等との整合性 国内の利度との整合性 同の方の条例等との整合性 一をか也 (複数回答可) 「中央報告を送付職にます) 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「青報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「青報提供内容の選択自主管理に委任 こむかマーク・を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 「中央報告を送付職にます) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 「中長問題の要用(ロ) 施政全般に関する調査の一部として 口 特別に調査を実施) 電報経等の関権 主に記述の発施 主に記述の会の開催 主においました。 	その街
を付し、カッコ内ご記入ください。(複数回答可) 所管法人や回体、時認可を受けた音等の名簿情報 随員採用試験や学校入学試験等の試験問題等 立際書・食糧費等 園園面体との交渉過程・交渉結果 国職員団体との交渉過程・交渉結果 国地書の再就職状況。 その他((は較対象として参照して地方公共団体名 国や部遺術県の制度との整合性 国体の素例等との整合性 国体の素例等との整合性 国体の高によるく情報提供内容の複計・決定プロセスについてお伺いします。 (比較対象として参照した地方公共団体名 国体の高信の制度との整合性 国体の高によるく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましていっかマーク・を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 情報処理机内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 (一要編等を送付額にまづく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましての他((一要編等を送付額にます) 情報提供内容の選択信針に関する要綱等を制定(要綱名 (一要編等を送付額にます) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 その他(その他(全の他(電話人ださい。(複数回答可) 「在記入ください。(複数回答可) 自職提供内容の選択は主管課に委任 その他(その他(その他(その他(その他(その他(その他(その他、貴団体に特徴的な情報公開制度に基づく情報提供内容がありましたら、チェックマー
 所管法人や団体、群認司を受けた者等の名簿情報 職員採用試験や学校入学試験等の試験問題等 支端費・食糧費等 建議員の事な場合を受けた者等の名簿 情報提供内容の検討・決定する際に、貴団体内部で実施した検討がありましたら、チェッケを付し、カッコ内にご記入ください。(検数回答可) いがゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名) 国や部道局県の制度との整合性 関係の案例等との整合性(構製提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましてエックマークVを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)(情報提供内容の選択指針に記入ください。(複数回答可)(情報提供内容の選択指針に記入ください。(複数回答可)(情報提供内容の選択指針にご記入ください。(複数回答可)(主要網等を送付願します) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 (一要網等を送付願します) (一要網等を送付願します) (主記入ください。(複数回答可) (主記入ください。(複数回答可) (主記入ください。(複数回答可) (主記入ください。(複数回答可) 電器経済等の関係 電報と開題の実施(口 施収全般に関する調査の一部として 口 特別に調査を実施) 電器会等の関係 電器会等の関係 登の他 (全の他 (全の他 (カッコ内ご記入ください。
 職員採問試験や学校入学試験等の試験問題等 立際費・食糧費等 職員回体との交渉選程・食糧費等 1 建機者の再就調状況。 その他 (者を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 1 いわめる「先進自治体」や局辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名) 1 いわめる「先進自治体」や局辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向(比較対象として参照した地方公共団体名) 1 取存の案例等との整合性 1 要の他 (1 要の他 (2 その他 (1 種類といる住民・基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありました。チェックマークVを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 1 看報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 1 重加な全の進入(たさい。(複数回答可) 1 をの他 (1 主地クマークVを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 1 重議会等の関係(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 1 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 1 住民調金の関係 2 を付し、 	所管法人や団体、
 立際費・食糧費等 1 交際費・食糧費等 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
職員団体との交渉過程・交渉結果	
遠職者の再就職状況 20位 (
その他 (
情報公開制度に基づく情報提供内容の検討・決定プロセスについてお伺いします。 情報提供内容の検討・決定する際に、貴団体内部で実施した検討がありましたら、チェッンを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (比較対象として参照した地方公共団体名) 国や部道府県の制度との整合性 国や部道府県の制度との整合性 国内の条例等との整合性 (中要網等を送付配し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 「情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましェックマークVを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 (一要網等を送付服します) 「年報提供内容の選択は主管課に委任 この他 (書籍会等の開催 日本のと、「複数回答可) 「住民調査の実施(口 施政全般に関する調査の一部として 口 特別に調査を実施) 電議会等の開催	その街
情報公開制度に基づく情報提供内容の検討・決定プロセスについてお伺いします。 「情報提供内容の検討・決定する際に、貴団体内部で実施した検討がありましたら、チェックを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (比較対象として参照した地方公共団体名) 国や部道府県の制度との整合性 国体の条例等との整合性 取存の条例等との整合性 「精報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましェックマーケーを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 」その他(自翻提供内容の選択は主管課に委任 こその他(自要編等を送付願います) 「信報に供力容の選択は主管課に委任 」をから、任といる住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーケーを付し、に記入ください。(複数回答可) 自任民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 書議会等の開催 は民説明会の開催	
情報提供内容の検討・決定する際に、貴団体内部で実施した検討がありましたら、チェッメを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) いわめる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (比較対象として参照した地方公共団体名) 国や部道府県の制度との整合性 国をの発別等との整合性 「神報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましょックマーケッを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 「→要綱等を送付願います) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 「→要綱等を送付願います) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 「中要綱等を送付願います) 「情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 「中要綱等を送付願います) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 」 その他 (貴団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーケッを付し、にご記入ください。(複数回答可) 住民調査の実施(口 施政全般に関する調査の一部として 口 特別に調査を実施) 書議会等の関値 日民記明会の関値	
 ★を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (比較対象として参照した地方公共団体名) 国や部道府県の制度との整合性 その他 (「毒報と開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましょックマーク▼を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 「青報提供内容の選択は主管課に委任 その他 ((一要編等を送付願います) 情報提供内容の選択は主管課に委任 こ記入ください。(複数回答可) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク▼を付し、こ記入ください。(複数回答可) 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 電議会等の開催 1 全の他 (1 金融金 1 金融金 2 全の他 (2 全の他 (3 全の他 (4 世民調查の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 1 全民調查の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 2 全の他 (情報提供内容の検討・決定する際に、貴団体内部で実施した検討がありましたら、チェック
 いわゆる「先進自治体」や周辺、人口規模等が同一の地方公共団体の動向 (比較対象として参照した地方公共団体名) 国や都道府県の制度との整合性 その他 (「無報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましェックマーク√を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答司) 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 その他 ((→要綱等を送付願います) 情報提供内容の選択は主管課に委任 こご記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記入ください。(複数回答司) 自団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク グを付し、こ記分の目標を記述を示する。 	カッコ内にご記入ください。
 (比較対象として参照した地方公共団体名 国や都道府県の制度との整合性 その他 (情報な開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましたらエックマーク▼を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 情報提供内容の選択は針目に関する要綱等を制定(要綱名) (→要綱等を送付願います) 情報提供内容の選択は主管課に委任 その他 (責団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク▼を付し、カッにご記入ください。(複数回答可) 住民調査の実施(口 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 電業議会等の開催 その他 (いわゆる「先進自治体」や周辺、
 □ 国や都道府県の制度との整合性 □ RFの条例等との整合性 □ その他 (□ その他 (■ 本のできるでは、 ■ できるを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) □ 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名) □ 「情報提供内容の選択は針に関する要綱等を制定(要綱名) □ 「情報提供内容の選択は主管課に委任 □ その他 (□ を付し、チェックマーク を付し、 □ を対している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク を付し、 □ 住民調査の実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク を付し、 □ 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 審議会等の開催 □ 住民説明会の開催 □ その他 ((比較対象として参照した地方公共団体名
 □ 既存の条例等との整合性 □ その他 (「情報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありまして・シクマークレを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) □ 情報提供内容の選択は当社に関する要綱等を制定(要綱名 □ 「情報提供内容の選択は主管課に委任 □ その他 (□ 全の他 (□ 住民調査の実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマークレを付し、こ記入ください。(複数回答可) □ 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 住民調査の関催 □ 全の他 (
 一 その他 (「情報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありまして・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
情報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、貴団体に該当するものがありましェックマークマを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 「青報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 (→要綱等を送付願います) 「青報提供内容の選択は主管課に委任 」 その他 (貴団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、こご記入ください。(複数回答可) 1	その他
	情報公開制度に基づく情報提供内容の選択指針として、
 情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名 (→要綱等を送付願います) 「情報提供内容の選択は主管課に委任 その他 (貴団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、にご記入ください。(複数回答可) 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 審議会等の関催 □ 住民説明会の関催 □ その他 (ください。
(→ 要綱等を送付願います) 目 情報提供内容の選択は主管課に委任 直 その他 (責 団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、にご記入ください。(複数回答可) 日 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 審議会等の関催 □ 往民説明会の関催	情報提供内容の選択指針に関する要綱等を制定
 □ 情報提供内容の選択は主管課に委任 □ その他 (責団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、にご記入ください。(複数回答可) □ 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 審議会等の開催 □ 住民説明会の開催 □ その他 ((→要綱等を送付願います)
 こ その他 (貴団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、 にご記入ください。(複数回答可) □ 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) □ 審議会等の開催 □ 住民説明会の開催 □ その他 (_
貴団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク√を付し、 にご記入ください。(複数回答可) ロ 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) ロ	その他
ご記入ください。(複数回答可) 住民調査の実施(□ 施政全般に関する調査の一部として □ 特別に調査を実施) 審議会等の開催 住民説明会の開催 その他 (責団体で実施している住民ニーズの把握方法がありましたら、チェックマーク √ を付し、
住民調査の実施(ロ 施政全般に関する調査の一部として ロ 特別に調査を実施) 審議会等の開催 住民説明会の開催 その他 (ご記入ください。
審議会等の開催 住民説明会の開催 その他 (住民調査の実施(ロ 施政全般に関する調査の一部として ロ
住民説明会の開催 その他 (
その右(•

絹制度に基づく情報提供に関	₩.
ましたら、チェックマーク 〆 を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	0
□ 情報公開・情報提供窓口で受付	□ 実施している
口 県政市政等の総合窓口で受付	口 実施していない
口 各部局で受付	
	(6)地域 SNS や電子会議室等、住民と地方公共団体がインターネットを使い双方向で情報提供を行う事例
V 情報小間割再に其づく情報提供方法の検討・浄史プロサスについて対価に、 キャ	開制度に基づいていない事例でも可)(実施事例は複数回答可)
IF 나갔고 17일 기소 1 IF + KIAC IX 12 12 5 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	ロなし
① 情報公開制度に基づく情報提供の方法として採用している該当するものがありましたら、チェック	□ あり (□地域SNS □電子会議室 □ブログ □その他(
コ 情報提供窓口 (情報公開コーナー等) の設置・提供情報の配架	1) 名称
ロ インターネット・ホームページでの公表	URL
-	2)提供情報の内容
□ その始()	3) 成果
一一一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	
肩報公開副長 -奉づく 肩報徒 大力法の選択相封 てして、見団体に談当りのものかめがよしに	#
ェックマーク √ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	
ロ 情報提供方法の選択指針に関する要綱等を制定(要綱名	ェックマーク く を付し、力
(→要綱等を送付願います)	□ 直営(口常勤職員配置 □非常勤職員のみ配置)
	□ 指定管理
	□ 外部委託
③ 情報公開制度に基づく情報提供方法としてのインターネット・ホームページの更新作業のご担当部	VI 情報公開制度に基づく情報提供の効果についてお伺いします。
署についてお伺いします。貴団体に該当するものに、チェックマーク √ を付し、カッコ内にご記入く	
ださい。(複数回答可)	① 情報提供の効果(利用件数やアクセス数等)を把握しているでしょうか。該当するものにチェック
口情報公開担当部局が担当(口直営 口外部委託)	マークノを付してください。
ロ 情報システム部局が担当(口直営 口外部委託)	□ 効果を把握している (→ ②へ)
口 各部局が担当 (口直営 口外部委託)	□ 効果を把握していない (→ ①-2^)
□ その始 ()	
	①-2 効果を把握しない理由についてお伺いします。貴団体に該当するものにチェックマークを付
④ 情報公開制度に基づく情報提供方法としてのインターネット・セキュリティの確保策として、貴団	し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) (→ VIIへ)
体が採用しているものに、チェックマーク ~ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	□ 効果把握に費用が掛かるから
ロ コンテンツ・マネジメント・システム (CMS) の導入	□ 効果把握が困難だから
ロ 外部委託に際してプライバシーマーク取得等の資格要件の付与	口 効果把握の必要性がないから
ロ 情報提供専用のホスティング・サービスやクラウド・サービスの利用	□ 閲覧者等のプライバシーに触れるから
□ その も ()	口 みのも()
⑤ 内部会議等の動画配信(インターネットやケーブルテレビ等)の実施の有無についてお伺いします。5	② 貴団体で実施している情報提供の効果把握の内容についてお伺いします。貴団体に該当するものに G
))

 □ 閲覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析 □ インターネット・アクセス記録の蓄積・分析 □ た報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施 □ その他(③ 貴団体において、一年間に情報公開制度に基づき情報提供した総文書数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(例:毎月、提供している文書は12とカウントしてください。詳細に把握してない場合は概数でも可。) ④ 提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(詳細に把握していない場合は概数でも可。) ④ 提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(詳細に把握していない場合は概数でも可。) ● 提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(詳細に把握していない場合は概数でも可。) 	チェックマーク ~ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	
	ロ インターネット・アクセス記録の蓄積・分析	
	ロ 広報誌・広報紙等の普及等に関する調査の実施	
	口 住民に対する意識調査等の実施	
1 11 14 5	口 その也 (
にご記入ください。(例: 毎月、提供している文書は12 とカウントしてください。詳細に把握していない場合は概数でも可。)		す。カッコ内
ない場合は概数でも可。) 提供文書数	にご記入ください。(例:毎月、提供している文書は12とカウントしてください。詳細	に把握してい
提供文書数文書 (平成年・年度)	ない場合は概数でも可。)	
一り提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(詳細に把握していない場合は概数でも可。)総利用件数件 (平成 年・年度)	文書(平成	
シ 提供情報に対する年間総利用作数をお伺いします。カッコ内にこ記入くたさい。(詳細に把握していない場合は概数でも可。) 総利用件数 件 (平成 年・年度)		
4 (中政	④ 提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ囚にこ記人ください。(詳*	番に 岩軸 して
件 (中成	いない場合は概数でも可。)	
	件(中成	
	サース 一口のだりの気致を尤権している場合は、貝団体に設当りるものにナエシクィーバ	ンとからつ、
④-2 一日のたりの概数を把握している場合は、真団体に談当するものにナエックマークを行し、	カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	
シーン 一日のたりの教教を把握している場合は、真団体に敲当するものにナェックマーク く を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	□ 1日数件程度	

原型	随利	割	随利	随利	随利	歐利												
が証・	公益・	公益・	公益・	公益・	・類な	・類な	公益・	公旗・	公益・	公益・	公益・	公益・						
小・子	水・包	松・엗	内・外	松・匂	松・匂	松・匂	松・엗											
0	8	4	2	9	2	00	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
_		_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_		_	_	_	_

インターネット

公益・営利	公益・営利	割	割	影響・	· 哈利	· 陰割	公益・営利	公益・営利	公益・営利	公益・営利	公益・営利	公益・営利					
松	公	公旗・	が超い	が描く	・異次	・異次	・異次	・異次	・異次	・異次	・異な	公益	公益	公益	公益	公益	はな
件数																	
文書名																	
順位	_	2	ო	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17

公苗・御利 公苗・喧利

区域内·外 内·外

午数

文書名

情報公開窓口 順位 ∞

1 日十数件から百件程度

1日百件以上 その他 (⑤ 提供情報に対する利用件数・アクセス件数について、詳細を把握している場合にお伺いします。利用件数の多い文書名や利用件数、アクセス数等を、上位20位まで、情報公開窓口とインターネット

アクセスとに分け、把握している範囲内でご回答ください。

「区域内・外」欄は、当該文書の公開請求の多くが、貴団体の区域内の住民・事業者等であるのか、区

域外であるのかをご記入ください。把握していない場合は空欄のままにしてください。

「公益・営利」欄は、当該文書の請求やアクセスの多くが、公益目的なのか、営利目的なのかをご記入

ください。把握していない場合は空欄のままにしてください。

(情報公開窓口とインターネットアクセスを合計しての数値の場合は上のチェックボックスにチェッ

クマーク**ノ**を付し、情報公開窓口の表だけにご記入ください)

情報公開窓口とインターネットアクセスの合計 ロ

18	公益・営利
19	公苗・営利
20	公苗・随利
バー⑥ 情報公開制度に基づく情報提供に関する見直しに、情報提供の効果を把握した結果を活用して	果を把握した結果を活用して
いるでしょうか。貴団体に該当するものにチェックマークレを付し、カッコ内にご記入ください。	ッコ内にご記入ください。
ロ 情報提供範囲の見直しに活用	
ロ 情報提供方法の見直しに活用	
ロ 情報提供制度の見直しに活用	
ロ 効果は把握しているが、特段活用していない	
口 そのも(
① ニーズの高い情報の提供方法のエ夫として、貴団体で実施している事項について、該当するものに	項について、該当するものに
チェックマーク √ を付し、カッコ内にご記入ください。	
□ 情報開示手続から情報提供への移行	
ロ インターネットへの掲載	
ロ 情報提供窓口(情報公開コーナー等)での閲覧	
ロ 広報紙・広報紙等への掲載	
口そのも(

Ⅲ 国から国民に情報提供してほしい情報提供内容や方法についての要望についてお伺いします。住民 から寄せられている要望と、地方公共団体としての要望を分けてご記入ください。

① 情報提供内容への要望 住民からの要望

地方公共団体としての要望

② 情報提供方法への要望 住民からの要望	地方公共団体としての要望

2 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供について

1 情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供の根拠規定についてお伺いします。貴団 体で、情報公開条例に基づき複数回開示した文書に係る情報提供に関する条例や要鑑。その他の相拠規	。貴田
にを制定している場合は、その詳細をご記入ください。該当する場合は、チェックマークVを付し、カ	ر ئ ئ
ッコ内にご記入ください。条例や要綱等を公表している場合は、本調査票に添付して御返送ください。	ر ر
(1) 条画 「あり(名称) 1分口 (
制定(改正) 年 月 日、施行 年 月 日	
□公開 □非公開	
HP での公開 口非公開	
制定(改正)年月日、施行年月日	
③ 条例、要綱以外の根拠規定 (手引等)	
口あり(名称)	
口公開 口非公開	
HPでの公開 口歩公開	
制定(改正)年月日、施行年月日	

10

ニーズの高い情報の提供に関する予算措置についてお伺いします。該当するものにチェックマーク

✔を付し、特段の予算措置を講じている場合は、その内容についてご記入ください。

ロ 予算措置なし □ 予算措置あり

予算の内容

大幅語状画例入の対応イブト	
正提供すべき文書の選定基準についてお伺いします。(何回請求があれば情報提供を行うかの基準。全部開示文書のみ開示しているのか。一部開示文書を開示する場合の不開示情報の取扱はどうなって	の基準。
いるのかなどについてお伺いします)	
① 複数回開示請求があった文書の提供に関する根拠規定の体裁についてお伺いします。該	該当する場合
は、チェックマーク ~ を付し、カッコ内にご記入ください。 口義数の指定(闘示単行)。たか書け白酢的「闘形する場合)	
ロ製がひかれ、(でない)がんでんく言な日がひにでかってのかっている。 ひぬしん ロ関示決定した文書は全て公開 ロ回以上請求された場合公開	
ロその街(^
口裁量的規定(開示決定した場合でも当局に裁量の余地がある場合)	
書は全て公開	
口部局ごとに判断	
口んのあ($\widehat{}$
② 数回開示請求があった文書の提供の範囲についてお伺いします。該当するものにチェックマーク 〆	7-7
を付してください。	
口全部開示文書のみ提供 ロー部開示文書も提供	
③ 一部開示文書を提供する場合の不開示情報の扱いについてお伺いします。該当する場合は、	. 7 H V
クマーク ノ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	
□ 墨塗り等で対応	
□ 不開示情報等が含まれない形式に編集して提供	
ロそのも($\overline{}$

-173-

- 1≪ -	複数回開示請求があった文書の情報提供方法についてお伺いします。該当する場合は、チェックマ
ì	一ク / を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)
	インターネット(セキュリティへの特段の配慮 口あり 口なし)
	情報公開窓□
	各部局窓口
	県政・市政等総合窓口
	その あ()

7 複数回開示請求があった文書を情報提供する効果についてお伺いします。
 「情報提供の効果(利用件数やアクセス数等)を把握しているでしょうか。該当するものにチェックマーク/を付してください。 □ 効果を把握している (→ ②へ) □ 効果を把握していない (→ ①-2へ)
 ○
口 そのも ()
 貴団体で実施している複数回開示請求があった文書に関する情報提供の効果として把握している内容についてお伺いします。貴団体に該当するものにチェックマーク√を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) 問覧記録・閲覧請求文書等の蓄積・分析 インターネット・アクセス記録の蓄積・分析 「
) 貴団体において、一年間に複数回開示請求があった文書に関して情報提供した総文書数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(例:毎月、提供している文書は12とカウントしてください。詳細に把握していない場合は概数でも可。)提供文書数工文書 (平成 年・年度)
複数回開示請求があった文書の提供情報に対する年間総利用件数をお伺いします。カッコ内にご記入ください。(詳細に把握していない場合は概数でも可。) 総利用件数件(平成 年・年度)
 リー2 一日あたりの概数を把握している場合は、貴団体に該当するものにチェックマーク√を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可) ロ 1 日数件程度 ロ 1 日十数件から百件程度 ロ 1 日百件以上 こ その他(

12

⑤ 提供情報に対する利用件数・アクセス件数について、詳細を把握している場合にお伺いします。利 用件数の多い文書名や利用件数、アクセス数等を、上位 20 位まで、情報公開窓口とインターネット アクセスとを分け、把握している範囲内でご回答ください。

「区域内・外」欄は、当該文書の公開請求の多くが、貴団体の区域内の住民・事業者等であるのか、区 域外であるのかをご記入ください。把握していない場合は空欄のままにしてください。 「公益・営利」欄は、当該文書の請求やアクセスの多くが、公益目的なのか、営利目的なのかをご記入 ください。把握していない場合は空欄のままにしてください。

情報公開窓口とインターネットアクセスの合計 ロ

(情報公開窓口とインターネットアクセスを合計しての数値の場合は上のチェックボックスにチェッ クマーク**√**を付し、情報公開窓口の表だけにご記入ください)

信報公開窓口

-174-

情報2	情報公開窓 □			
順位	文書名	年数	区域内・外	公苗・昭和
_			内・外	公苗・営利
2			内・外	公苗・宮利
ო			内・外	公苗・宮利
4			内・外	公苗・宮利
2			内・外	公苗・宮利
9			内・外	公苗・宮利
2			内,外	公益・営利
ω			内,外	公益・営利
0			内・外	公苗・宮利
10			内・外	公苗・宮利
11			内,外	公益・営利
12			内,外	公益・営利
13			内,外	公益・営利
4			内・外	公苗・昭利
15			内·外	公益・営利
16			内・外	公苗・昭利
17			内・外	公苗・宮利
18			内・外	公益・営利
19			内・外	公益・営利
20			内·外	公苗・宮利

インターネット

通位	文書名	牛数	公苗・昭和
~			公益・営利

2	公益・昭利
n	公苗・昭利
4	公苗・宮利
CJ.	公益・営利
9	公益・営利
	公苗・宮利
∞	公益・営利
0	公益・営利
10	公益・営利
11	公益・営利
12	公益・営利
13	公益・営利
14	公益・営利
15	公益・営利
16	公苗・営利
17	公益・営利
18	公益・営利
19	公益・営利
20	公苗・営利
17 (() 电子电池电压电池电池
	木の「日本がたい」があって、ファクト
*11:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1:1	
ロ 情報提供範囲の見直しに活用	
口 情報提供方法の見直しに活用	
ロ 情報提供制度の見直しに活用	
ロ 効果は把握しているが、特段活用していない	
口 その色(
十十一、1074分、7)上988年期8十	
/1 大量請失的題についてお问いします。	
① 貴団体が大量請求問題に直面していたか否かについてお伺いします。該当する場合は、	場合は、チェックマ
一ク√ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)	
ロ 大量請求問題に直面していた	
ロ 他の地方公共団体では問題だと認識していたが、当地方公共団体では直面はしていなかった	していなかった
ロ 大量請求はあったが、情報公開制度上の問題だと認識していなかった	
ロ 40街(

4

② 情報提供制度と大量請求問題との関係についてお伺いします。該当する場合は、チェックマーク・
を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)
ロ 情報提供制度の主目的は大量請求問題への対処
ロ 大量請求問題は主目的ではないが、情報提供制度導入の目的の一つ
ロ 大量請求問題と情報提供制度は関係がない
□ そのも()
③ 情報提供に移行した情報の利用件数、アクセス数の増減についてお伺いします。該当する場合は、
チェックマーク √ を付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)
ロ 利用件数・アクセス数が増えた
ロ 利用件数・アクセス数は変わらず
ロ 利用件数・アクセス数が減った
口 その他()
Ⅲ 情報開示制度に依らない、口頭での開示請求等「簡易な手続き」による情報開示についてお伺いし
ます。該当する場合は、チェックマークレを付し、カッコ内にご記入ください。(複数回答可)
ロ 「簡易な手続き」による情報開示制度はない
ロ 「簡易な手続き」による情報開示制度がある (制度名
正規の開示制度との差異
「協力ありがとうございました。今後、記載事項についてご照会をさせていただくこともあるかと思わ
れますので、恐縮ではございますが、貴団体における連絡担当者の御氏名、御連絡先をご記入願います。
御氏名
御い間
" 얼마 () 시 네.
電話 FAX
Eメール

	:	1	
	ξ		
	2		2
	2	1	2
		1)
	֓֡֜֝֜֜֜֜֜֜֜֜֓֓֓֓֜֜֜֜֜֓֓֓֜֓֜֓֜֓֜֓֜֓֜֓֜֓֓֓֜֓֡֓֜֡֓֜	1)
נ		Ľ	

Written Survey on the Information Service Policy under the Information Disclosure System

Institute of Administrative Management

٠		

- 1. Article 25 of Japan's Act on Access to Information Held by Administrative Bodies stipulates that "In order to comprehensively promote disclosure of the information it holds, the government shall endeavor to enhance measures concerned with the provision of information held by administrative bodies." Presided over by the Minister of State for Government Revitalization, the Government Transparency Review Team has been working on a review of the national information disclosure system, dealing with improvement of the information service policy and other matters in its general review.
- 2. This written survey is conducted by the Institute of Administrative Management, a public-interest corporation under the jurisdiction of the Administrative Management Bureau of the Ministry of Internal Affairs and Communications as part of the Research Study on Information Service Policy and Related Matters in Local Governments, Foreign Countries, Etc. entrusted by the bureau to be in charge of planning Japan's information disclosure system. The survey is expected to be conducive to examining advanced cases in a future review of the information disclosure system through understanding and generalization of overseas cases.
- Check the appropriate box in answering multiple-choice questions. Fill in the blanks accordingly for other types of questions. Please answer based on the conditions as of January 1, 2011.

-176-

- 4. Please post the completed forms using the enclosed envelope not later than Friday, March 4, 2011. You can also fax it to the number below or e-mail the scanned data to the address below. We appreciate your cooperation in this survey despite your busy schedule.
- The results of this research survey are expected to be translated into Japanese and released on the Web site of the Ministry of Internal Affairs and Communications.
- For further details about preparation of these survey forms, please contact the liaison people below by fax or e-mail.

oinino

Institute of Administrative Management

Senior researcher: Keiichi Muto

Researcher: Hirofumi Ueda

Fax: +81-3-5688-8400

E-mail: XLB02564@nifty.com

	Coulling.

A. Information Service Policy under the Information Disclosure System

:0 = 	il a system exists with an <u>information service policy under an information disclosure system (</u> to
disc	disclose and provide information to the public based on an information disclosure system, such as
an	an information disclosure law, excluding information disclosure under requests or information
disc	disclosure/provision under other legal systems), tell us about its governing laws and regulations.
Š -	Check the appropriate boxes and fill in the blanks. If your country has laws, cabinet orders, or any
oth	other governing provisions related to the information service policy under the information disclosure
sys	system, enter the details. If these laws, cabinet orders, etc. are publicly known, please send us the
rele	relevant data along with these survey forms.
An	An information service policy under an information disclosure system, such as an information
dis	disclosure law, is in practice.
	☐ Yes: go to (a) ☐ No: go to page 11
(a) Lav	(a) Laws: ☐ Yes (Name:
ij	Disclosed on the Web: Ves No
Ë	Enacted (Revised): YearMonthDay
	Came into effect: YearMonthDay
(b) Go	(b) Government ordinances: ☐ Yes (Name:
	Disclosed ☐ Not disclosed
SiQ	Disclosed on the Web: Yes No
E	Enacted (Revised): Year Month Day
Ca	Came into effect: YearMonthDay
(c)	Governing provisions other than laws/ordinances (ministerial ordinances, regulations, etc.)
_	☐ Yes (Name:
	Disclosed ☐ Not disclosed
SÍO .	Disclosed on the Web: Yes No
Ë	Enacted (Revised): Year Month Day
Ca	Came into effect: Year Month Day

2. Tell us about the background/reason for introduction of the system related to the information service	□ Budget estimate (detailed budget document regarding affairs and business)
policy under the information disclosure system. Check the appropriate boxes and fill in the blanks	☐ Information on a general budget by offices and ministries
(check all that apply).	☐ Information on the budget-making process, such as budgetary requests, assessments, etc.
☐ Under the leadership of the president/premier	(detailed information on the budget-making process)
☐ Reflecting the policy of the legislature/ruling party	□ Other:
☐ Reflecting the policy of independent organizations such as advisory bodies	
☐ Reflecting public opinion	(d) Policy assessment, affairs and business assessment results, progress of major projects, etc.
☐ Following the enactment of a system in international organizations such as the EU	☐ Policy assessment or administrative assessment results
☐ Reflecting trends in other progressive countries	☐ Evaluation document on individual affairs and business
Example countries:	☐ Progress of major projects
☐ In light of trends in neighboring countries or countries with a similar population size, etc.	□ Other:
Example countries:	
□ Other:	(e) Reports, minutes, submitted material, etc. regarding advisory bodies, etc.
	☐ Reports by independent organizations such as advisory bodies
3. Tell us about the current state of information service contents under the information disclosure	☐ Minutes of independent organizations such as advisory bodies
system. If administrative information provided in your country under an information disclosure law.	☐ Material submitted by offices and ministries to independent organizations such as advisory
etc. applies to any of the items below, check the appropriate boxes and fill in the blanks. Don't check	bodies
the box if the information is provided under a legal system other than the information disclosure law.	□ Other:
If the laws, etc. stipulating information service content have been enacted or announced, please	
send us the relevant data along with these survey forms.	(f) Information on the implementation of exams, events, etc.
	☐ Information on various exams, such as state-sponsored employment exams and qualifying
(a) Information on the administrative policy/basic plan, etc.	exams
☐ Long-term plans, basic concepts, other important basic plans, etc.	☐ Information on various state-sponsored events (popular-participation events or programs)
☐ Long-term plans, major individual plans/guidelines that complement basic plans	□ Other:
☐ Speech to the national assembly, etc., by the president/premier, etc.	
□ Other:	(g) Business summary, financial situation, etc. of government-affiliated organizations
	☐ Business summary of agencies and state-owned enterprises
(b) Information on administrative control, such as organizations and a fixed number of staff and their	☐ Financial statements, etc. of agencies and state-owned enterprises
salaries, etc.	☐ Information on civil servants who switched jobs to agencies and state-owned enterprises
☐ Organizational chart/structural chart	□ Other:
☐ Information on a fixed number of staff	
☐ Information on staff salaries	(h) If there is any other information service contents under the information disclosure system specific to
□ Other:	your country, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	$\ \ \square$ Information on a list of corporations and organizations or individuals granted permits and
	licenses, etc.
	☐ Questions on civil-service employment exams, school entrance exams, etc.
	☐ The process and results of negotiations with labor unions for civil servants
	☐ The reemployment situation of retired civil servants
	□ Other:

က

4.	Tell us about the examination and decision-making process of the information service contents under the information disclosure system.
<u>e</u>	(a) Have you conducted any national study on examining and deciding on information service contents? If so, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply). Trends in neighboring countries or countries with a similar population size, etc. Example countries: Consistency with the constitution and the existing legal system Other:
2	 (b) Regarding the national selection policy of information service contents under the information disclosure system, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply). □ Enact laws related to the selection policy of the information service contents (name of the law: □ Delegate the selection of information service contents to the offices and ministries in charge of the information concerned. □ Other:
 	(c) Regarding the means to ascertain the public needs in your country, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply). □ Implementation of the national survey (□ as part of the survey on overall administration □ a special survey on the information service) □ Holding meetings by independent organizations such as the advisory body □ Holding briefing sessions for the public □ Other:
🐸	 (d) Regarding the authorities in your country that deal with the public need for information service under the information disclosure system, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply). Authorities specializing in information disclosure/service General authorities in charge of state affairs overall, such as regulatory agencies and administrative counseling Offices and ministries in charge of the information concerned Other:

-178-

5.	Tell us about the examination and decision process of the means of information service under the
	information disclosure system.
(a)	Regarding the means of information service under the information disclosure system, check the
	appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	ministries (information disclosure section, etc.); arrangement in a library of written materials for
	the information provided
	$\ \square$ Through the offices and ministries in charge of the information concerned
	☐ Disclosure on the Internet or official Web sites
	☐ Publication in public relations magazines, etc.
	☐ Press releases
	□ Other:
<u> </u>	Regarding the national selection policy for the means of information service under the information
	disclosure system, check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	\Box Enact laws related to the selection policy of the means of information service (name of the
	outline:) → Please send us a copy of this data.
	$\ \square$ Delegate the selection of the means of information service to the offices and ministries in charge
	of the information concerned.
	□ Other:
<u></u> 0	If your country uses the Internet or official Web sites as the media to provide information under the
	information disclosure system, which department is engaged in the revising Web sites? Check the
	appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	\Box Information disclosure department (\Box Direct management \Box Outsourced)
	\Box Information systems department (\Box Direct management \Box Outsourced)
	□ Other:
9	If your country uses the Internet as the media to provide information under the information disclosure
	system, what kinds of measures are taken to maintain security? Check the appropriate boxes and fill
	in the blanks (check all that apply).
	☐ Introduction of a content management system (CMS)
	☐ Establishment of technology requirements for Internet security, and consignment to businesses
	☐ Utilization of services provided by private enterprises such as hosting services dedicated to
	□ Other:

(x)	
(e) is your country imprementing video delivery (1 v, internet producast, etc.) for internal confedences of offices and ministries? This includes cases that are not based on the information disclosure system.	in the blank
Check the appropriate box.	□ High co
□ Yes	□ Difficult
ON □	□ No need
	☐ It violate
(f) Does your country have any situations in which the public and the government exchange information,	□ Other:
such as social networking or electronic conference rooms? This includes cases that are not based	↑ Continu
on the information disclosure system. Check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all	
that apply).	(c) How is your
No □	the appropr
☐ Yes: ☐ Social networking ☐ Electronic conference rooms ☐ Blogs ☐ Other:	□ Accumu
	□ Accumu
(i) Name:	meldul 🗆
URL:	Impleme
(ii) Content of information provided:	□ Other:
(iii) Results of information service:	(d) What is the
	Total numb
(g) In your country, what form do information service authorities (the information disclosure section, etc.)	(d) (ii) If an esti
take? Check the appropriate boxes (check all that apply).	□ Several
☐ Direct management (☐ Permanent staff only ☐ Part-time staff only ☐ Both)	☐ More th
□ Outsourced	
6. Tell us about the operating status of information service under the information disclosure system.	Other:
	(e) Is your gove
(a) How many documents are used for information service under the information disclosure system in	document?
your country in a year? E.g., count 12 if one document was disclosed every month. Enter an	numbers. E
estimated number if the exact number is not available.	and Interne
Number of documents: (Year)	; ;
	Circle eltner
(b) Does your government keep track of the status of public access to the information provided, as in the number of requests, Internet access, etc.? Check the appropriate box.	atizens or f
□ Yes: go to (c)	Circle eithe
□ No: go to (b)(ii)	mainly for p
	Total of info

-179-

o) (ii) Why is your government not keeping track of usage status? Check the appropriate boxes and fi
High costs
□ Dimodi to keep track
☐ It violates the privacy of information inspectors, etc.
□ Other:
→ Continue to part 7 below.
 How is your government ascertaining the status of public access to the information provided? Checl the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply)
Compared by the control of the contr
$\ \square$ Implementation of surveys on popularization through public relations magazines, etc.
 ☐ Implementation of public awareness surveys, etc. ☐ Other:
) What is the annual number of uses of the information provided?
Total number of cases of use: (Year) Unknown
(ii) If an estimated number per day is known, check the appropriate box or fill in the blank.
☐ More than a dozen up to 100 cases per day
○ Over 100 cases per day
□ Other:
) Is your government keeping track of the number of uses or access related to information provided by
document? If so, provide the names of frequently used documents and the number of uses or acces:
numbers. Enter the top 20 documents to your knowledge for information disclosure authorization:
and Internet access, respectively.
Circle either "internal" or "external" according to whether access to the document is mainly from you
citizens or from overseas. Leave them unmarked if the status is unknown.
Circle either "public interest" or "profit-making" according to whether access to the document is mainly for public interest or for profit. Leave them unmarked if the status is unknown.
Total of information disclosure authorizations and Internet access Check this box if the figures are the total of information disclosure authorizations and Internet

Information disclosure authorizations

6. (f) Is your government working on a review of information service under the information disclosure system based on survey results that show the effects of information service? Check the appropriate

boxes and fill in the blank.

Rank	Document name	Number of cases	Internal/External	Public interest/ Profit-making
1			Internal · External	Public interest · Profit
2			Internal · External	Public interest · Profit
3			Internal · External	Public interest · Profit
4			Internal · External	Public interest · Profit
2			Internal · External	Public interest · Profit
9			Internal · External	Public interest · Profit
7			Internal · External	Public interest · Profit
8			Internal · External	Public interest · Profit
6			Internal · External	Public interest · Profit
10			Internal · External	Public interest · Profit
11			Internal · External	Public interest · Profit
12			Internal · External	Public interest · Profit
13			Internal · External	Public interest · Profit
14			Internal · External	Public interest · Profit
15			Internal · External	Public interest · Profit
16			Internal · External	Public interest · Profit
17			Internal · External	Public interest · Profit
18			Internal · External	Public interest · Profit
19			Internal · External	Public interest · Profit
20			Internal · External	Public interest · Profit

Internet access

Public interest/ Profit-making	Public interest · Profit																			
Number of cases																				
Document name																				
Rank	1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20

	☐ The results are used for review of information service means (media).
	$\ \square$ The results are used for review of the information service system.
	$\ \square$ The knowledge acquired about access status is not used for any particular purpose.
	□ Other:
	(g) What is your government doing to provide much-needed information to the public? Check the
	appropriate boxes and fill in the blank.
	$\ \square$ Transition from procedures in which information is disclosed on request to a system in which
	information is provided prior to request.
	☐ Posting on the Internet
	$\hfill\square$ Inspection by information service authorities (information disclosure section, etc.)
	☐ Publication in public relations magazines, etc.
	□ Other:
	(h) Regarding the provision of much-needed information, is your government taking any specific
	budgetary measures to provide such information to the public, including the establishment of special
	information service authorities or setting up a dedicated Internet system? Check the appropriate box,
	and if such measures are taken, describe the content.
	ON □
	☐ Yes; content of the budget:
7.	Tell us about the requests from the public for information service contents or means (media).
	Describe typical opinions of them.
	(a) Requests for information service contents:
	(b) Requests for information service means (media):

6

B. Information service related to documents that have been disclosed more than once under the information disclosure ordinance

than once. Check	
(b) Tell us about the d	Came into effect: Year Month Day
	Enacted (Revised): Year Month Day
□ Other:	Disclosed on the Web: ☐ Yes ☐ No
□ Depends or	☐ Disclosed ☐ Not disclosed
□ Up to the ju	☐ Yes (Name:
☐ Discretionary r	(c) Governing provisions other than laws and ordinances (guidebooks, etc.)
□ Other:	
□ Documents	Came into effect: Year Month Day
□ All documer	Enacted (Revised): Year Month Day
☐ Mandatory rule	Disclosed on the Web: Very No No
disclosure request	L (b) Government ordinances: □ Yes (Name: □ No
(a) Tell us about the s	
in the release of pa	Enacted (Revised): Year Month Day Came into effect: Year Month Day
before disclosure?	Disclosed on the Web: Ves No
3. Tell us about the s	(a) Laws: ☐ Yes (Name:
□ Other:	☐ Yes: go to (a) ☐ No: go to page 17
☐ As countermed	disclosure system are released without further requests.
Example coun	Documents that have been subject to disclosure requests more than once under the information
□ In light of trenc	
Example coun	<u>forms.</u>
☐ Reflecting tren	laws or ordinances are publicly known, please send us the relevant data along with these survey
☐ Following the 6	further requests? If so, enter the details. Check the appropriate boxes and fill in the blanks. If these
□ Reflecting the	other governing provisions that allow the public to obtain information from these documents without
□ Reflecting the	under the information disclosure law. Does your country have any laws, government ordinances, or
Under the lead	1. Iell us about <u>information service related to documents that have been disclosed more than once</u>

	7	Tell us about the background/reason for the introduction of the information service system related to
		documents that have been disclosed more under the midmanon disclosure law. Oneck
		as a
		□ Under the leadership of the president/premier
		□ Reflecting the policy of the legislature/ruling party
		$\ \square$ Reflecting the policy of independent organizations such as advisory bodies
		$\ \square$ Following the enactment of a system in international organizations such as the EU
		□ Reflecting trends in other progressive countries
		Example countries:
		\Box In light of trends in neighboring countries or countries with a similar population size, etc.
		Example countries:
		☐ As countermeasures against massive information requests
		□ Other:
_		
	o.	Tell us about tile selection standalds fol documents to be disclosed. How many requests are meeded
		before disclosure? Is disclosure limited to full documents? How is nondisclosure information handled
		in the release of partial disclosure documents?
	(a)	Tell us about the style of the governing rule on the provision of documents that have been subject to
		disclosure requests more than once. Check the appropriate box and fill in the blank.
		☐ Mandatory rule (documents under the disclosure decision are disclosed automatically.)
		$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
		☐ Documents are disclosed following more than requests.
		□ Other:
		$\ \square$ Discretionary rule (authorities have discretion even after the disclosure decision is made.)
		□ Up to the judgment of the offices and ministries
		□ Depends on the case
		□ Other:
	9	Tell us about the degree of release of documents that have been subject to disclosure requests more
		than once. Check the appropriate boxes.
		□ Release total-disclosure documents only □ Release partial-disclosure documents as well
	<u>©</u>	Tell us about the handling of nondisclosure information when partial-disclosure documents are
		an .
		Excluded from the document in the compilation process

12

Ξ

4. Tell us about the information service means related to documents that have been subject to	(c) How is vour government ascertaining the status of public access to documents that have been
מוסטוסינים וכקשלסינים וויסוס נוושו סוכסי סוכסי יוס מקלט סלוומים סינסים מוש ווו זויס סומוויים (סוכסי מו	(Abody all that analy)
ulat apply).	(creek all trad apply).
☐ Disclosure on the Internet (specific consideration is made for the security that is applied	☐ Accumulation/analysis of records or requests for inspection
exclusively to providing documents that have been disclosed several times: Yes No	☐ Accumulation/analysis of Internet access records
☐ Through the information disclosure authorities of government offices and ministries	☐ Implementation of surveys on popularization through public relations magazines, etc.
☐ Through the departmental authorities in charge of the document concerned	☐ Implementation of public awareness surveys, etc.
☐ Publication in public relations magazines, etc.	□ Other:
□ Press releases	
□ Other:	(d) What is the annual number of uses of the information provided regarding documents that have been
	subject to disclosure requests more than once?
5. Tell us about the effects of disclosing documents that have been subject to disclosure requests more	Total number of cases of use: (Year) □ Unknown
than once.	
	(d) (ii) If an estimated number per day is known, check the appropriate box or fill in the blank.
(a) How many documents are provided following multiple disclosure requests in a year? E.g. count 12 if	□ Several cases per day
one document was disclosed every month. Enter an estimated number if the exact number is not	☐ More than a dozen up to 100 cases per day
available.	□ Over 100 cases per day
Number of documents: (Year) □ Unknown	□ Other:
(b) Is your government keeping track of the status of public access to the information provided in terms	(e) Is your government keeping track of the number of uses or access related to information provided? If
of the number of uses, Internet access, etc.? Check the appropriate box.	so, provide the names of frequently used documents and the number of uses or access numbers.
T	Enter the top 20 documents to your knowledge for the information disclosure authorizations and
□ No: go to (b)(ii)	Internet access, respectively.
(b) (ii) Why is your government not keeping track of usage status? Check the appropriate boxes and fill	Circle either "Internal" or "external" according to whether disclosure requests for the document are
in the blanks (check all that apply).	mainly from domestic citizens and businesses or from overseas. Leave them unmarked if the status
☐ High costs	is unknown.
☐ Difficult to keep track	
□ No need to keep track	Circle either "public interest" or "profit-making" according to whether the request or access to the
☐ It violates the privacy of information inspectors, etc.	document is mainly for public interest or for profit. Leave them unmarked if the status is unknown.
□ Other:	
→ Continue to part 6 below.	Total of information disclosure authorizations and Internet access
	☐ Check this box if the figures are the total of information disclosure authorizations and Internet
	access, and fill in only the first table for information disclosure authorizations.

5

Information disclosure authorizations

5. (f) In order to improve the information service system, is your government using the usage status of disclosed documents that have been subject to disclosure requests more than once? Check the

																			-	
Public interest/ Profit-making	Public interest · Profit																			
Internal/External	Internal · External																			
Number of cases																				
Document name																				
Rank	1	2	3	4	2	9	7	8	6	10	11	12	13	4	15	16	17	18	19	20

Internet access

			/+0010+ci oildi.O
Rank	Document name	Number of cases	Lablic Intelest
			Profit-making
-			Public interest · Profit
2			Public interest · Profit
3			Public interest · Profit
4			Public interest · Profit
2			Public interest · Profit
9			Public interest · Profit
7			Public interest · Profit
8			Public interest · Profit
6			Public interest · Profit
10			Public interest · Profit
11			Public interest · Profit
12			Public interest · Profit
13			Public interest · Profit
14			Public interest · Profit
15			Public interest · Profit
16			Public interest · Profit
17			Public interest · Profit
18			Public interest · Profit
19			Public interest · Profit
20			Public interest · Profit

	appropriate boxes and fill in the blank.
	$\ \square$ The results are used for review of information service coverage (contents).
	$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	$\ \square$ The results are used for review of the information service system.
	$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	□ Other:
9	Tell us about the issues regarding massive information requests.
(a	(a) When your country established the system to disclose documents following multiple requests, was
	your government facing the problem of administrative affairs being hindered because of massive
	information requests under the information disclosure law at that time? Check the appropriate boxes
	and fill in the blanks (check all that apply).
	☐ We did not have this problem, but recognized the problem in other countries.
	$\ \square$ There were cases of massive information requests, but the government did not see it as a
	problem related to the information disclosure system.
	$\ \square$ We did not have the problem of massive information requests.
	□ Other:
<u> </u>	(b) What was the relationship between the information service system and the problem of massive
	information requests? Check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	$\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ $
	$\ \square$ The handling of massive information requests is not the main purpose of the information service
	system, but it was one of the purposes of its introduction.
	\Box There is no relationship between the problem of massive information requests and the
	information service system.
	□ Other:
<u>්</u>	. Has there been an increase or decrease in usage or access regarding information that has made the
	shift from the disclosure request system to the information service system? Check the appropriate
	boxes and fill in the blanks (check all that apply).
	☐ Usage or access numbers have increased.
	\Box Usage or access numbers are unchanged.
	☐ Usage or access numbers have decreased.
	□ Other:

15

16

cess, such as an all that apply).	onses above at a ponsible in your			
Does your country have any information disclosure system based on a simple process, such as an oral disclosure request? Check the appropriate boxes and fill in the blanks (check all that apply). ☐ No ☐ Yes: Name of the system: ☐ Difference from the regular information/document disclosure request system:	Thank you very much for your cooperation. We may make inquiries about your responses above at a later date. Please provide the name and contact information of the person responsible in your organization. Name:			71
7. Does your country have any information oral disclosure request? Check the appr	Thank you very much for your cooperation later date. Please provide the name an organization. Name: Organization:	Fax:		

整理番号

情報公開制度に基づく情報提供施策に関する書面調査

財団法人 行政管理研究センター

i		
i	_	
Ē		
1		

- 1 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条では「政府は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、行政機関の保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。」と規定しており、行政副新担当大臣を座長とする「行政透明化検討チーム」は、国の情報公開制度の見直しを検討し、そのとりまとめ結果においても情報提供施策の充実等が指摘されています。
- 2 貴社においては、企業の社会的責任の一環として、法令に定められた公開情報以上に、積極的に情報を消費者や投資家等に対し公表する取り組みが行われており、今後の国における情報公開制度の見直しに際し、先進事例として参考になるものと考えております。
- 3 この書面調査は、国の情報公開制度の企画・立案を所掌する総務省行政管理局から受託した「地方公共団体、諸外国等における情報提供施策等に関する調査研究」の一環として(財)行政管理研究センターが実施するものであり、公益企業等、民間企業における事例を把握・整理することにより、今後の情報公開制度の見直しに際し、先進的な事例を検討する際の素材となるものです。
- 5 調査表へのご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒により、平成23年1月14日(金)までに 郵便ポストにご投函、もしくは下記のファックス番号までご送信ください。ご多用のことと存じます が、調査にご協力いただきますようお願い申し上げます。
- 5 本調査研究の調査結果は、総務省ホームページにて公表される予定です。
- 6 その他ご記入に当たっての不明な点等は、次の担当者まで御照会ください。

照会先:(財)行政管理研究センター

主任研究員 武藤 研究員 上田

電話:03-5969-8211 FAX:03-5688-8400

 $E \rtimes - \mathcal{V} : XLB02564@nifty.com$

幼
¥

貴社がCSR活動を積極的に行っている理由についてお尋ねします。該当する場合は、チェックマンを付し、カッコ内にご記入ください。 企業の社会的書件な里にすたが	L来の社会によれるようにある。 I R活動の一環として I S O 等の認証基準の要件を満たすため ブランド等、自社イメージの向上策として 2の他(R活動を開始した時期についてお尋ねします。活動を開始した年度をご記入ください。 <u>年度開始</u>	貴社における、法令(会社法や金融商品取引法、事業法等)に定められた事項以外の、CSRの一としての情報提供(消費者や投資家等への情報開示、ホームページや情報誌等での情報提供)につてお尋ねします。CSR活動により提供している情報内容に該当する場合は、チェックマークを付、カッコ内にご記入ください。 コーポレートガヴァナンスに関する情報 商品やサービスの安全に関する情報 調達活動に助ける環境問題に関する情報 調達活動に関する情報 人権や男女共同参画等に関する情報 との他(立、カッコ内にご記入ください。
(1) 貴社がCSR活動 ークを付し、カッコ 口 企業の対会容書	L 来の上の L S O 等の認 ブランド等、 その他(② CSR活動を開始	 ③ 貴社における、法令(金)環上 に 力・ は は は は に お ま し に カッコ 内に ご 記入 ぐ だ し 、 カッコ 内に ご 記入 ぐ だ し こ ー ボレート ガヴァナ

 ③ CSR活動に関連する情報提供内容の見直しの内容についてお尋ねします。該当するものにチェックマークVを付け、その他の場合はご記入ください。 □ 提供情報範囲の拡大 □ 情報提供の強化(公表媒体の拡充等) □ その他(ご協力ありがとうございました。今後、記載事項についてご照会をさせていただくこともあるかと思われますので、恐縮ではございますが、貴社における連絡担当者の御氏名、御連絡先をご記入願います。御氏名	EX-JL:	
(3の情報内容を提供している方法についてお伺いします。該当する場合は、チェックマークを付し、 カッコ内にご記入ください。 日 報告書の発行 (→ホームページで公表していないCS R関連の報告書がございましたら、返信用 封筒に同封しご提供ください。) 日 ホームページの公開 (報告書のホームページ掲載を含む) 日 自社窓□等での報告書等の閲覧 日 CS R活動に関する報告会・説明会等の開催 日 その他 (提供情報の利用頻度についてお尋ねします。該当するものにチェックマーク く を付け、その他の場合はご記入ください。 ロホームページのアクセス件数(年・月・日に 件) 「情報公開窓口の利用者数 (年・月・日に 件) 口報告書や冊子類の発行頻度 (種類 年 回発行)	CSR活動により情報提供をした効果についてお尋ねします。該当するものにチェックマーク / を付け、その他の場合はご記入ください。 1 SO等の認証基準の要件を達成 フランド等、自社イメージの向上 配容等のステークホルダーの満足度の向上 取り組みに対する表彰等の受賞 () 業績の向上 その他()	 CSR活動により情報提供をした効果を把握したことによる見直しの内容についてお尋ねします。 該当するものにチェックマーク√を付け、その他の場合はご記入ください。 CSR活動に関連する企業全般活動の見直し CSR活動の拡充 CSR活動に関連する情報提供内容の見直し ここのは(

-186-